

平成 26 年度 第三者評価

福岡医療短期大学 自己点検・評価報告書

平成 26 年 6 月

自己点検・評価報告書

この自己点検評価・報告書は、財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、福岡医療短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 26 年 6 月

理事長

田 中 健 藏

学長

栢 豪 洋

ALO

井 上 勇 介

自己点検・評価の基礎資料

福岡医療短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人福岡学園は、昭和47年7月27日に学校法人福岡歯科学園の寄附行為が認可され、昭和48年2月福岡歯科大学附属病院が、同年4月1日に福岡歯科大学が開設された事に始まり、その沿革は下記の通りである。

学校法人福岡学園の沿革

昭和47年7月	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
昭和48年2月	福岡歯科大学病院開設
昭和48年4月	福岡歯科大学開学
昭和55年11月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校設置認可
昭和56年4月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
昭和60年3月	福岡歯科大学大学院設置認可
昭和60年4月	福岡歯科大学大学院開学
平成8年10月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校の福岡医療福祉専門学校への校名変更及び同校の社会福祉専門課程設置認可
平成8年12月	福岡医療短期大学設置認可
平成9年3月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程募集停止
平成9年4月	福岡医療短期大学開学、福岡医療福祉専門学校開校
平成11年2月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程廃止認可
平成11年4月	福岡医療短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
平成11年12月	福岡医療短期大学保健福祉学科設置認可
平成12年1月	福岡医療福祉専門学校社会福祉専門課程募集停止
平成12年4月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
平成14年1月	福岡医療福祉専門学校廃止認可
平成14年8月	介護老人保健施設（サンシャイン シティ）開設
平成15年4月	福岡医療短期大学歯科衛生学科3年制教育課程へ移行
平成15年10月	介護老人福祉施設（サンシャイン プラザ）開設
平成16年7月	人事考課制度導入
平成17年1月	病院名を福岡歯科大学医科歯科総合病院に改称
平成17年4月	教員の任期制導入
平成20年4月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構の認可を得て、学士（口腔保健学）を取得可能な専攻科に認定
平成23年6月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成23年11月	福岡歯科大学口腔医療センター開設認可
平成23年12月	福岡歯科大学口腔医療センター開設
平成25年4月	福岡歯科大学歯学部歯学科を口腔歯学部口腔歯学科に名称変更

福岡医療短期大学の沿革

昭和56年4月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
---------	--------------------

福岡医療短期大学

平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科開学 (上記歯科衛生専門学校が短期大学へ改組転換) 福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 4 月	専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設 (上記医療福祉専門学校を改組転換)
平成 15 年 4 月	歯科衛生学科 3 年制へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 3 月	短期大学基準協会により適格と認定
平成 20 年 4 月	大学評価・学位授与機構の認可を得て学士(口腔保健学)の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数(人)

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡歯科大学	福岡市早良区	120	720	581
福岡歯科大学大学院	田村 2 丁目 15	18	72	50
福岡医療短期大学	－1	120	320	344
福岡医療短期大学専攻科口腔保健衛生学専攻		20	20	17

(3) 学校法人・短期大学の組織図

専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数(人)

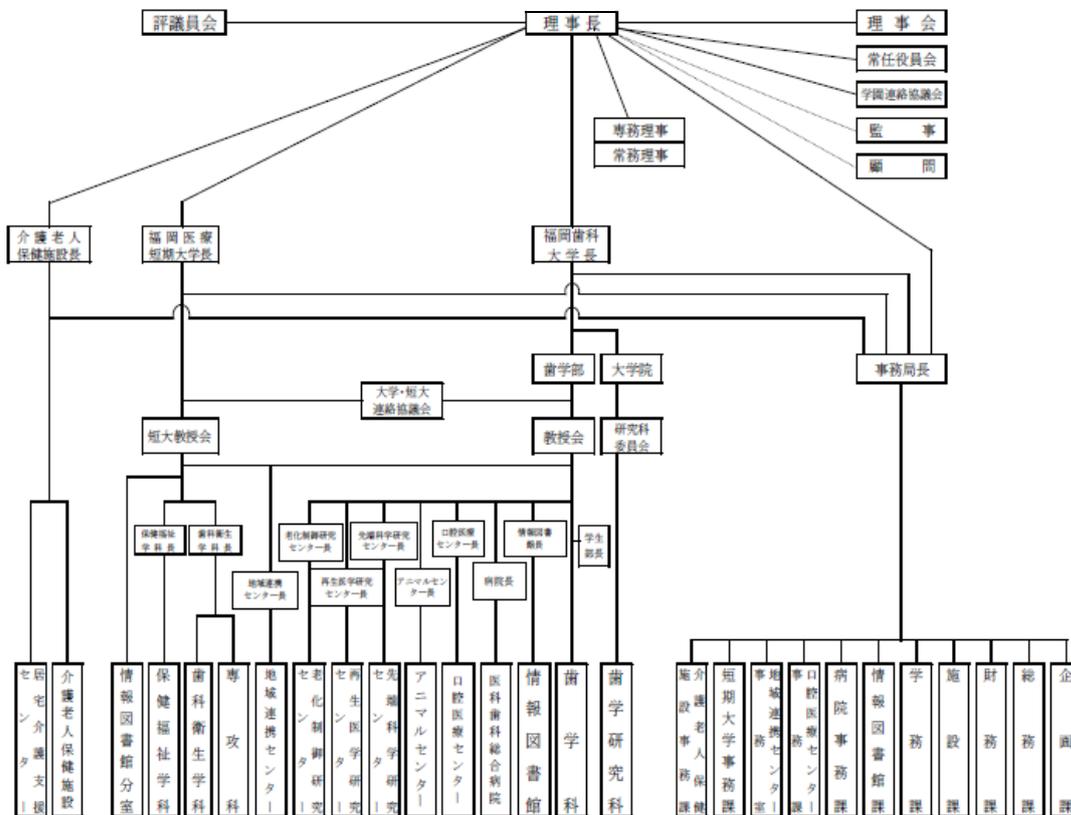
(平成 26 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
福岡歯科大学	146	105	61	30
福岡歯科大学大学院	(54)	1	0	0
福岡医療短期大学	20	82	3	0
福岡医療短期大学専攻科口腔保健衛生学専攻	(10)	3	(2)	0

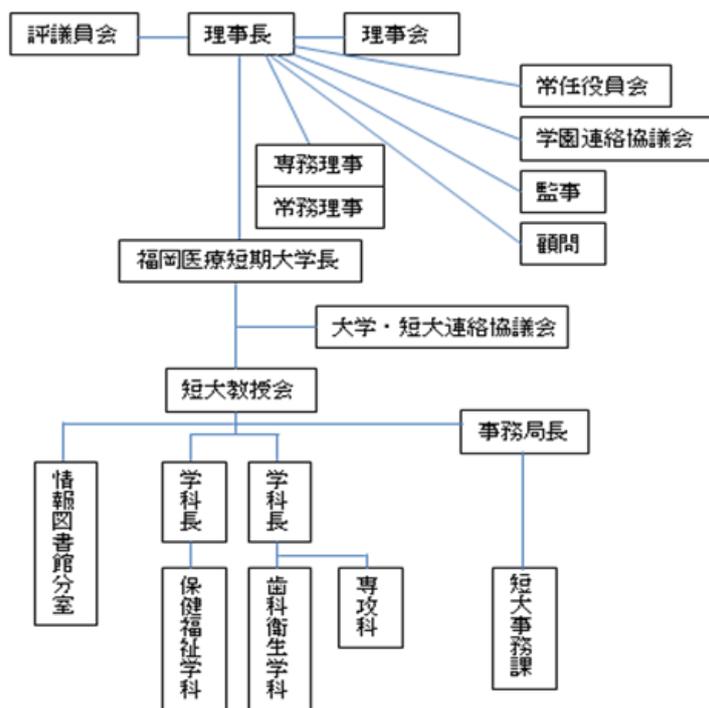
福岡歯科大学大学院教員は兼務、福岡医療短期大学専攻科教員は兼務、福岡医療短期大学専攻科事務職員は兼務

■組織図

①学校法人組織図



②短期大学組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

福岡市は福岡県の県庁所在地で、東区、博多区、中央区、城南区、南区、早良区、西区の7区で構成された政令指定都市である。本学は、福岡市の7区の中で最も広い早良区にあり、福岡市の中心部から西南方向に約15kmの場所に位置している。交通のアクセスについては、福岡市の中心部にある天神地区からは地下鉄七隈線で「天神南駅」から「次郎丸駅」まで約25分である。西鉄バスでは天神から本学に近い「次郎丸団地」まで約35分、その後徒歩で8分である。また、博多駅からは、西鉄バスで「博多駅前」から地下鉄七隈線「薬院駅」まで、「薬院駅」から「次郎丸駅」までの乗り換えで約27分、あるいは地下鉄空港線で「博多駅」から「天神」と地下鉄七隈線「天神南駅」から「次郎丸駅」まで地下鉄の乗り継ぎで約37分と良好である。

福岡市は、九州地方において最大の人口規模を有する都市である。福岡市を母都市とする福岡都市圏は都市雇用圏として全国第5位の人口を擁し、北九州市（北九州都市圏）とともに形成する北九州・福岡大都市圏は都市単位の経済規模において日本の4大都市圏に数えられる。福岡市の主要産業は第三次産業であり、国の出先機関や全国企業の支社などが数多く設置されたことで、九州地方における中枢管理都市として発展している。福岡市の人口は昭和50年に100万都市となつてからも年々増加し、平成25年現在で約151万人を擁しており、さらに、福岡市を母都市とする福岡都市圏の人口は約240万人である。また、人口に占める学生の割合は大都市では京都市、東京23区に次いで3番目である。

■学生の入学動向

①過去の実績と未来の予測

過去5年間の入学者数については、定員140人（歯科衛生学科80人、専攻科口腔保健衛生学専攻20人、保健福祉学科40人）に対し、平成23年度では定員を僅かに満たしていないが、平成22年度、24年度、25年度、26年度は充足している。学科別に見ると、歯科衛生学科は毎年定員を満たしているが、保健福祉学科は定員割れが続いており、専攻科口腔保健衛生学専攻は年度により充足状況は異なっている。今後、歯科衛生学科に比べて、保健福祉学科の入学者の確保は厳しいことが予測できる。学生の出身地別では、半数以上は福岡県の出身である。

②学生の出身地別人数及び割合（専攻科を除く）

地域	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
福岡県	54	60.0	74	59.2	59	55.7	93	73.8	83	63.4
佐賀県	6	6.7	7	5.6	7	6.6	2	1.6	8	6.1
長崎県	1	1.1	13	10.4	8	7.5	11	8.7	11	8.4
大分県	2	2.2	6	4.8	6	5.7	0	0	0	0
熊本県	5	5.6	4	3.2	7	6.6	2	1.6	4	3.1

宮崎県	4	4.4	4	3.2	2	1.9	2	1.6	4	3.1
鹿児島県	4	4.4	5	4	6	5.7	8	6.3	4	3.1
沖縄県	2	2.2	0	0	1	0.9	3	2.4	2	1.5
山口県	3	3.3	7	5.6	1	0.9	3	2.4	2	1.5
その他	9	10.0	5	4	9	8.5	2	1.6	13	9.9
合計	90	100	125	100	106	100	128	100	131	100

■地域社会のニーズ

平成 25 年 6 月 1 日現在、福岡県の歯科診療所の数は 3,033 で、歯科衛生士の数は 5,433 人である。福岡県の人口が約 508 万人（平成 25 年）なので、1 万人当たりの診療所数は全国平均の 4.8 より多い約 5.9 となり、歯科診療所当たりの歯科衛生士は 1.8 人と少なく、地域社会における歯科衛生士のニーズは高い。

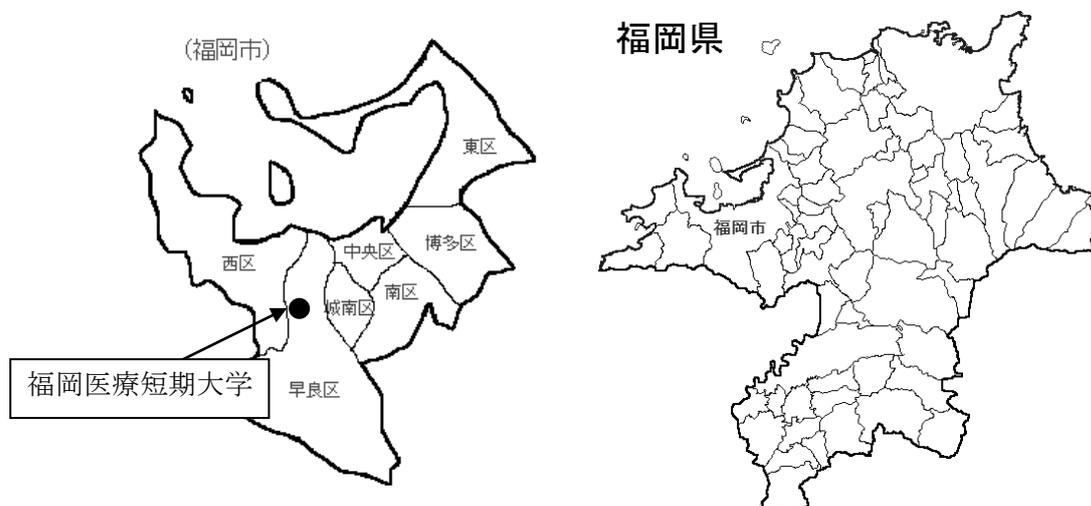
福岡市の高齢者人口は平成 25 年 3 月末現在で 65 歳以上が約 27 万人（18.5%）、75 歳以上で約 13 万人（8.8%）と全国平均（65 歳以上 22.5%、75 歳以上 10.8%）より少ないものの、平成 2 年時の 11 万 3 千人（9.2%）に比べ約 2 倍となっており、地域社会において、介護福祉士のニーズはこれからも高くなるものと思われる。

■地域社会の産業の状況

福岡県の農業は耕地面積の 79%が水田で、「夢つくし」などのブランド米があるが、作付面積が多いのは、むしろ種苗・苗木、野菜、果実、花などで、いちごの「あまおう」や「八女茶」など全国的にも有名なブランドがある。林業においては、県土面積の 45%を占める山林が水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を果たしている。全国有数の林産物としてタケノコ、ブナシメジ、エノキタケ、マイタケなどがあり、さらに工業は、鉄鋼（八幡製鉄）、石炭（三池炭鉱など）から出発し、発展してきたが、近年は自動車関連産業等の加工組立型産業の立地が進んでいる。また、商業は、九州全域を市場とした卸売業を中心に発展しており、卸売業の年間販売額は全国第 4 位、九州全体の 59.2%を占めている。

福岡市の産業は第一次産業、第二次産業ともあまり発展してはならず、第三次産業の占める割合が非常に大きい。第三次産業は市内総生産額の約 95%、事業者数の約 90%、従業者数の約 87%を占めている。いずれの割合も政令指定都市としては最も高い水準にあり、大都市の中でも第三次産業のシェアが極めて高い都市であることを示している。特に卸売・小売業とサービス業は、それぞれ市内総生産の約 4 分の 1 を占めている。このため商業・サービス業中心の大都市としての色合いが強く出ている。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>実習の授業科目については、1クラスの人数を教育効果が十分にあげられるような適当な規模とすることが望まれる。</p>	<p>歯科衛生学科：学生定員と教員の比率、実習室の数は大きくは変わっておらず、課題対策としては十分ではないかもしれないが、①歯科医師、歯科衛生士の教員数（10名）を適正に配置する、②専攻科学生を実習補助員として基礎実習へ参加させる③全員実習と2部実習を組み合わせる等の対策により教員の配置が十分になるよう考慮している。</p> <p>保健福祉学科：1クラスの人数は充分教育効果が上がる規模と考える。</p>	<p>実習の内容により2部実習の編成を行い、また、指導教員に実習補助員（専攻科学生）を加えることにより教員一人当たりの学生数はほぼ適当な規模になった。</p>
<p>短期大学図書館にも将来的に司書の配置が望まれる。</p>	<p>平成25年度より、司書資格を有する事務補助職員を採用している。</p>	<p>学生の情報図書館の利便性が向上した。</p>
<p>個人情報保護に関する内</p>	<p>現在、福岡医療短期大学の個人</p>	<p>掲示板に学生の学籍番号</p>

部規定の整備に一層努められることを期待する。	情報保護に関する内部規定はないが、教授会等で、個人情報保護に関して注意を喚起している。成績、呼出等の掲示には、学生の個人名は出さず、学籍番号での表示にしている。また、携帯電話（スマートフォン）へのメールを用いることにより、他の学生に個人情報が流出しないようにしている。	以外の個人が特定できる情報が掲示されることはなくなった。
------------------------	--	------------------------------

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
無し	—	—

(6) 学生データ(人)

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
歯科衛生学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	93	81	93	98	103	
	入学定員充足率(%)	116	101	116	122	128	
	収容定員	240	240	240	240	240	
	在籍者数	244	240	265	271	287	
	収容定員充足率(%)	101	100	110	112	119	
保健福祉学科	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	32	25	35	33	25	
	入学定員充足率(%)	80	62	87	82	62	
	収容定員	80	80	80	80	80	
	在籍者数	48	55	59	67	57	
	収容定員充足率(%)	60	68	73	83	71	
専攻科	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	10	13	20	24	17	
	入学定員充足率(%)	50	65	100	120	85	
	収容定員	20	20	20	20	20	

福岡医療短期大学

	在籍者数	10	13	20	24	17	
	収容定員充足率 (%)	50	65	100	120	85	

②卒業者数(人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
歯科衛生学科	75	76	62	88	80
保健福祉学科	24	16	30	23	33
専攻科	16	10	13	20	24

③退学者数(人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
歯科衛生学科	7	9	7	4	8
保健福祉学科	0	2	1	2	2
専攻科	0	0	0	0	0

④休学者数(人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
歯科衛生学科	1	0	0	0	0
保健福祉学科	0	0	0	0	0
専攻科	0	0	0	0	0

⑤就職者数(人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
歯科衛生学科	58	56	38	46	39
保健福祉学科	19	11	27	19	27
専攻科	16	10	13	8	18

⑥進学者数(人)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
歯科衛生学科	9	12	19	23	13
保健福祉学科	2	4	1	1	2
専攻科	0	0	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

福岡医療短期大学

①教員組織の概要(人)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数		設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]				
歯科衛生学科	5	3	2	2	12	10		3	0	65	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
保健福祉学科	3	1	4	0	8	7		3	0	18	社会学・社会福祉学関係
専攻科	(5)	(3)	(2)	(2)	(12)	-		-	0	2	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
(小計)	8	4	6	2	20	17		6	0	85	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	
(合計)	8	4	6	2	20	20		7	0	85	

注：歯科衛生学科は専任教員に学長を含む。保健福祉学科は専任教授に特任教授を含む。

専攻科は専任教員は歯科衛学科と兼務

②教員以外の職員の概要(人)

	専任	兼任	計
事務職員	3	0	3
技術職員	0	0	0
図書館職員	0	1	1
その他の職員	0	0	0
計	3	1	4

③校地等 (㎡)

校地	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用	計 (㎡)	基準面積(㎡) [注]	在学生一人当たりの	備考 (共有の状況)

福岡医療短期大学

等			(㎡)			面積 (㎡)	等)	
	校舎敷地	0	67,085	1,159	68,224	3,200	102	福岡歯科大学と共有
	運動場用地	0	33,279	0	33,279			福岡歯科大学と共有
	小計	0	100,364	1,159	101,523			
	その他	0	0	2,307	2,307			
	合計	0	100,364	3,466	103,830			

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

※(根拠) 在籍者数 362 人(歯科衛生学科 271 人+専攻科 24 人+保健福祉学科 67 人+口腔歯学部 582 人+大学院 49 人)

在籍者一人当たりの面積 共用面積 101,523 ㎡÷在籍者数 993 人=102.24 ㎡

④校舎(㎡)

区分	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	基準面積 [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	8,191	25,859	23,316	57,366	3,450	福岡歯科大学と共有

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等(室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
12	1	5	1	0

⑥専任教員研究室(室)

専任教員研究室
18

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書(うち外国書)(冊)	学術雑誌(うち外国書)(種)	電子ジャーナル(うち外国書)	視聴覚資料(点)	機械・器具(点)	標本(点)	備考
歯科衛生学科	9,248(453)	12(0)	0	0	25	0	
保健福祉学科	4,232(113)	12(0)	0	0	26	0	
専攻科	0	0	0	0	0	0	
共通	0	0	0	274	2,720	0	
福岡歯科大学と共有	0	0	0	0	3,913	311	

福岡医療短期大学

計	13,076(478)	24(0)	0	274	6,684	311	
---	-------------	-------	---	-----	-------	-----	--

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数	備考
	247	48	16,800	
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要		
	3,672	テニスコート	弓道場	
		3,820	895	
	グラウンド	多目的グラウンド		
	22,041	7,418		

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edul.html
2	教育研究上の基本組織に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/教員組織、各教員が有する学位) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std1.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/教員組織、各教員が有する学位) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std1.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍者数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/入学者に関する受け入れ方針) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std2.html 福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/入学者数・収容定員、在籍者等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std3.html 福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/卒業・修了者数、進学者数、就職者数等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std4.html
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/授業計画、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
6	学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std5.html

7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu3.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/授業料、入学料その他の大学が徴収する費用) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu4.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std6.html
10	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/修学上の情報等/授業計画、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
11	その他	該当無し

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/財務情報/事業計画・報告) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか

学生に修得させるべき能力として定義される学習成果は、各学科の教育の理念、教育目標の中で示すとともに、入学者受入れ、教育課程編成・実施、学位授与の方針の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。学習成果についての達成目標は、科目ごとにシラバスの中で一般目標と行動目標として具体的に明記し、適宜学生への周知を図っており、学習成果の説明は、授業の目的、到達目標等についての学生の理解を助けるとともに、準備学習等の学習面にも配慮したわかりやすい記載や説明を心がけている。

学習成果の測定は、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などにより行われ、シラバスに基づいた厳正な評価がなされている。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか

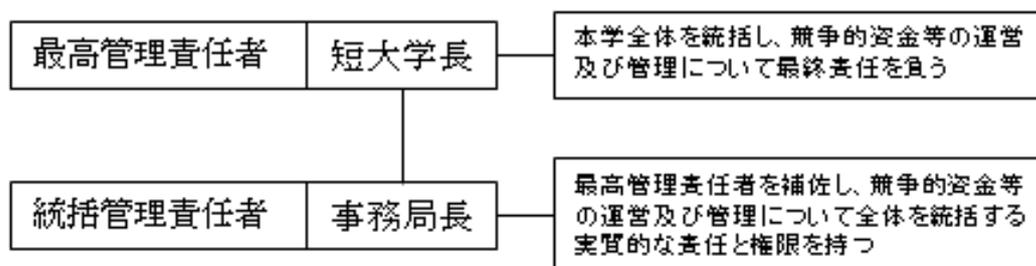
本学は、学生対象の「授業アンケート」、専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価、国家資格取得に向けた教育支援に対する評価、専門職業人関連資格の取得状況による評価、本学認定資格の取得支援に対する評価、インターンシップ(臨床・

臨地実習、施設実習)の受け入れ先職場からの評価、卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査、卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査、ボランティア活動に参加した学生に対する評価、外部評価委員会による査定、関係官庁・機構による実地視察の受審、高校教員からの評価および自己点検・評価報告書と第三者評価を基に、PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを活用することで、学習成果の向上・充実を図っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム
該当項目無し

(11) 公的資金の適正管理の状況

「福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」及び下図のような管理組織により適正に管理している。



また、平成 25 年度科学研究費助成金については、「平成 25 年度科学研究費補助金執行要領」を作成し、適正に運営管理している。

(12) 理事会・評議委員会ごとの開催状況

■理事会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人～ 16人	13人	平成23年4月19日 13:00～16:10	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成23年5月24日 14:30～16:05	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成23年6月21日 13:00～14:25	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成23年7月19日 13:00～15:25	13人	100%	0人	2/2
		12人	平成23年8月3日 13:00～13:45	11人	91.7%	1人	2/2
		12人	平成23年9月13日 16:30～17:55	11人	91.7%	1人	2/2

福岡医療短期大学

12 人	平成 23 年 10 月 18 日 13:00 ~ 13:55	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 23 年 11 月 15 日 13:00 ~ 15:25	12 人	100%	0 人	2/2
12 人	平成 23 年 12 月 20 日 16:00 ~ 17:13	12 人	100%	0 人	2/2
12 人	平成 24 年 1 月 17 日 13:00 ~ 13:35	12 人	100%	0 人	2/2
12 人	平成 24 年 2 月 14 日 13:00 ~ 13:35	12 人	100%	0 人	2/2
12 人	平成 24 年 3 月 23 日 13:58 ~ 16:35	10 人	83.3%	2 人	2/2
12 人	平成 24 年 4 月 17 日 13:00 ~ 13:45	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 24 年 5 月 22 日 15:30 ~ 17:40	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 24 年 6 月 19 日 13:00 ~ 13:55	12 人	100%	0 人	1/2
12 人	平成 24 年 7 月 20 日 13:00 ~ 15:05	12 人	100%	0 人	1/2
12 人	平成 24 年 9 月 11 日 13:00 ~ 14:40	12 人	100%	0 人	1/2
12 人	平成 24 年 10 月 16 日 13:00 ~ 14:10	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 24 年 11 月 20 日 13:00 ~ 16:15	11 人	91.7%	1 人	1/2
12 人	平成 24 年 12 月 18 日 16:00 ~ 16:50	12 人	100%	0 人	1/2
12 人	平成 25 年 1 月 15 日 13:00 ~ 13:30	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 25 年 2 月 19 日 13:00 ~ 13:55	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 25 年 3 月 19 日 13:55 ~ 16:55	11 人	91.7%	1 人	2/2
12 人	平成 25 年 4 月 16 日 12:55 ~ 13:55	12 人	100%	0 人	2/2
12 人	平成 25 年 5 月 21 日 14:25 ~ 16:45	10 人	83.3%	2 人	2/2
12 人	平成 25 年 6 月 25 日 14:00 ~ 15:00	12 人	100%	0 人	2/2

福岡医療短期大学

	12 人	平成 25 年 7 月 23 日 13:00 ~ 13:50	11 人	91.7%	1 人	2/2
	12 人	平成 25 年 9 月 17 日 13:00 ~ 14:00	10 人	83.3%	2 人	2/2
	12 人	平成 25 年 10 月 15 日 13:00 ~ 14:05	12 人	100%	0 人	2/2
	12 人	平成 25 年 11 月 19 日 13:00 ~ 15:03	11 人	91.7%	1 人	2/2
	12 人	平成 25 年 12 月 17 日 16:00 ~ 16:25	10 人	83.3%	2 人	2/2
	12 人	平成 26 年 1 月 21 日 13:00 ~ 13:45	10 人	83.3%	2 人	2/2
	12 人	平成 26 年 2 月 18 日 13:00 ~ 14:05	11 人	91.7%	1 人	2/2
	12 人	平成 26 年 3 月 18 日 13:55 ~ 16:40	11 人	91.7%	1 人	2/2

■評議員会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	23 人～ 33 人	27 人	平成 23 年 4 月 19 日 13:30 ~ 15:20	25 人	92.6%	2 人	2/2
		27 人	平成 23 年 5 月 24 日 15:00 ~ 15:55	25 人	92.6%	2 人	2/2
		27 人	平成 23 年 7 月 19 日 13:25 ~ 15:15	23 人	85.2%	4 人	2/2
		27 人	平成 23 年 11 月 15 日 13:40 ~ 15:25	23 人	85.2%	4 人	2/2
		27 人	平成 24 年 3 月 23 日 14:30 ~ 16:27	21 人	77.8%	6 人	2/2
		27 人	平成 24 年 5 月 22 日 16:00 ~ 17:35	22 人	81.5%	5 人	2/2
		27 人	平成 24 年 7 月 20 日 13:30 ~ 14:55	22 人	81.5%	4 人	1/2
		27 人	平成 24 年 11 月 20 日 13:30 ~ 16:00	24 人	88.9%	3 人	2/2
		27 人	平成 25 年 3 月 19 日 14:25 ~ 16:45	23 人	85.2%	4 人	2/2

	26 人	平成 25 年 5 月 21 日 15:00 ~ 16:35	22 人	84.6%	4 人	2/2
	26 人	平成 25 年 11 月 19 日 13:30 ~ 14:45	21 人	80.8%	5 人	2/2
	26 人	平成 26 年 3 月 18 日 14:25 ~ 16:10	23 人	88.5%	3 人	2/2

(13) その他

なし

2. 自己点検・評価報告書の概要

本学の「建学の精神」及び「教育の理念」は、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育の基本理念として確立しており、その精神と理念に基づき、各学科の教育目標を定めている。これらは本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための重要な基礎であり、学内外への明確な周知、共有、再認識を伴わなければならない。教育活動を通じて学生が修得した学習成果については、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められており、「学習成果の可視化」の推進とともに学外評価者による学習成果の査定結果なども効果的に活用し、自己点検・評価を行うことで、教育支援体制の充実と改善を図る。

学生に修得させるべき能力として定義される学習成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、三つの方針の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。学習成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化したデータを用いることで「学習成果の可視化」を実施し、シラバスに明示した評価基準に従って適切に成績評価を実施している。今後、教育方法の改善としてのアクティブ・ラーニングの充実、学修評価へのルーブリックの活用、PROG テストの活用により、学習到達度を経時的に測定・評価する取り組みを全学的に進める。

本学の教員組織、校地・校舎および運動場の面積は、短期大学設置基準を満たしている。外部研究費は毎年獲得しているが、若手教員の科学研究費補助金獲得への指導が必要である。奨学寄附金については獲得状況がまだ少ないので、これも増加させる必要がある。また、「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の適用認定に向けて、申出準備を整えなければならない。教育施設は整備されており、学習成果の向上と学生支援の充実に努めている。クラブ活動の部室については柔軟な対応が必要である。また、学生用駐輪スペースについては拡充を図っていく。

保健福祉学科は、定員割れが続いており、短大の安定した財務基盤確保のためには、定員充足が最重要課題である。今後受験生の増加を図るため、広報活動をより効果的に行い、また、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願や授業料の減免制度等について検討を行わなければならない。

本学園の経営の最高意思決定機関は理事会であり、その代表者である理事長は、学園全体の統括者として、リーダーシップを発揮できる体制となっている。短大学長は、短期大学および学園運営の両面において、リーダーシップを発揮して遂行している。

理事長は今般の自己点検・評価で明らかとなった課題を改善につなげ、本学の質を保証していかなければならない。学長は、学生募集活動を積極的かつ効果的に行うよう指導するとともに、本学に受け入れた様々な学生に対して、建学の精神、教育の理念、三つの方針に基づいた教育を充実させ、学習成果の質的・量的データを収集・分析し、学習成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進並びにカリキュラムや教育体制の改善を指導する必要がある。

3. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会

委員長 栢 豪洋 (学長)

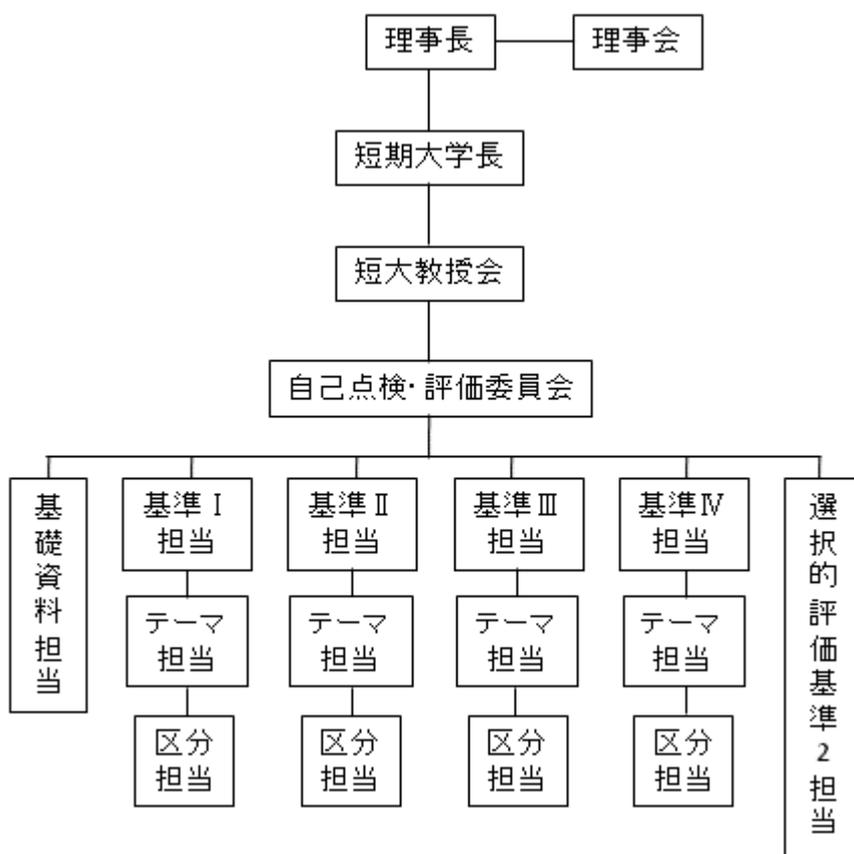
歯科衛生学科

- 委員 井上 勇介 (ALO)
- 委員 廣瀬 武尚 (学科長)
- 委員 升井 一朗
- 委員 堀部 晴美
- 委員 松尾 忠行
- 委員 貴島 聡子

保健福祉学科

- 委員 高瀬 文広
- 委員 大倉 義文 (学科長)
- 委員 末松 美保子
- 委員 秋竹 純
- 委員 斎田 直樹
- 委員 古野 みはる
- 委員 永田 瑞生

■自己点検・評価の組織図 (規定は提出資料)



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は「自己点検・評価に関する規則」を、平成17年に「自己点検・評価規則」に改正後、自己評価に関する本学学則の一部を改正し、自己点検・評価等の実施体制を整備した。自己点検・評価委員会は、委員会主導の下、授業点検評価担当者（評価委員）により「授業評価アンケート」を本学両学科の単位認定されているすべての科目について前・後期末の授業終了後に実施している。また、授業点検評価担当者を中心にその集計結果を科目担当教員にフィードバックし、次年度以降の担当授業の教育改善に役立っている。さらに、学務・FD委員会や就業力支援委員会と連携して、卒業生や就職先のアンケートを実施し、学習成果の検証を行っている。これらの結果を基に、3年ごとに「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）を作成しており、平成19年度には第1回目の第三者評価を受診し「適格認定」を受けている。

今回の第三者評価については、平成23年5月の教授会にてALOを決定し、平成26年度の第三者評価に向けての自己点検・評価委員会の活動を開始した。本学の自己点検・評価委員会は短大学長を委員長として講師以上の殆どの教員で構成されており、自己点検・評価報告書作成に係る方向性の検討、実施体制の検討、報告書の執筆分担およびブラッシュアップ、提出資料、備付資料の収集と確認など全ての事項について、委員長、ALOを中心に全学的に展開し活動している。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

時 期	活動内容
平成 23 年 5 月	ALO 等決定
平成 24 年 10 月	平成 26 年度第三者評価受審決定
平成 25 年 2 月	卒業生アンケート調査開始
平成 25 年 8 月	第三者評価 ALO 対象説明会に出席 短期大学基準協会平成 26 年度受審用資料の収集と学内周知 平成 24 年度受審短期大学の自己点検・評価報告書等資料の収集
平成 25 年 9 月	各基準の執筆グループおよび担当者決定 自己点検・評価報告書の作成方針の検討 ロードマップの作成 各基準毎の提出資料、備付資料の確認 非常勤講師への個人調書の執筆依頼
平成 25 年 10 月	ロードマップの点検と各基準毎の役割（人員配置）についての確認 と意見交換 各基準毎に必要な資料の確認と収集法について意見交換
平成 25 年 11 月	各基準の執筆状況、提出資料、備付資料収集の進捗の確認
平成 25 年 12 月	学内個人調書、非常勤講師の個人調書収集の進捗確認
平成 26 年 1 月	第三者評価に向けて日程の確認、提出資料、備付資料収集について 意見交換 前回の評価について、注意点の確認 学内個人調書の締め切り 自己点検・評価報告書の執筆完了
平成 26 年 2 月	各基準毎の読み合わせ
平成 26 年 3 月	平成 25 年度分の資料を含め報告書執筆修了 全員による各基準毎の報告書の読み合わせ
平成 26 年 4 月	自己点検・評価報告書の 1 回目全体読み合わせとブラッシュアップ
平成 26 年 5 月	平成 25 年度分の財務諸表完成 自己点検・評価報告書の 2 回目全体読み合わせとブラッシュアップ
平成 26 年 6 月	提出資料のファイリング完了 実地調査スケジュール調整 フォーマット等の点検完了 自己点検・評価報告書の完成、送付

提出資料・備付資料一覧

福岡医療短期大学

提出資料一覧

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名	備考
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育の理念についての印刷物	I-1. 学生の葉 I-2. 大学案内 I-3. 入学試験要項 I-4. ウェブサイト（情報公開）	
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	I-5. 平成25年度シラバス	
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物		
	I-1. 学生の葉 I-5. 平成25年度シラバス I-6. ウェブサイト（情報公開）	
C 自己点検評価		
自己点検・評価を実施するための規定	I-7. 専門委員会規定 自己点検・評価規則（4-50）	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	I-1. 学生の葉	
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	I-5. 平成25年度シラバス	
入学者受け入れ方針に関する印刷物	I-3. 入学試験要項	
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧（教員名、担当授業科目、専門研究分野）	Ⅱ-1. 授業科目担当者一覧	
シラバス	I-5. 平成25年度シラバス	
B 学習支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配布している印刷物	I-1. 学生の葉 I-5. 平成25年度シラバス	
短期大学案内・募集要項・入学願書（2年分）	Ⅱ-2-①. 平成26年度入学試験要項 Ⅱ-2-②. 平成25年度入学試験要項 Ⅱ-3-①. 平成26年度 大学案内 Ⅱ-3-②. 平成25年度 大学案内	
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		

D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式1]、「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式2]、「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書式4]	Ⅲ-1. 資金収支計算書・消費収支計算書 [書式1] Ⅲ-2. 貸借対照表の概要 [書式2] Ⅲ-3. 財務状況調べ [書式3] Ⅲ-4. キャッシュフロー計算書[書式4]	
資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年間）	Ⅲ-5. 資金収支計算書・消費収支計算書	
貸借対照表（過去3年間）	Ⅲ-5. 貸借対照表	
中・長期の財務計画	Ⅲ-6. 消費収支長期推計表	
事業報告書（過去1年）	Ⅲ-7. 平成25年度事業報告書	
事業計画書/予算書（計画実施年度）	Ⅲ-8. 平成26年度事業計画書/予算書	
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	Ⅳ-1. 寄附行為	

備付資料一覧

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名	備考
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	I-1. 福岡歯科大学 40 年史	
B 教育の効果		
C 自己点検評価		
過去 3 年間に行った自己点検・評価に係る報告書等	I-2. 自己点検・評価報告書 (平成 22、23、24 年度)	
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	I-3. 九州厚生局による平成 21 年度養成施設等指導調査 I-4. 日本学生支援機構による学生支援及び就職支援プログラム 実地視察 I-5. 大学評価・学位評価授与機構による認定専攻科の教育の実施状況等の再審査	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表 ■第三者評価実施の前年度の平成 25 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	II-1. 単位認定状況表 ・歯科衛生学科 ・専攻科口腔保健衛生学専攻 ・保健福祉学科	
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	II-2. 国家試験等免許・資格取得状況 (平成 25 年度)	
B 学習支援		
学生支援の満足度についての調査結果	II-3. 学生満足度調査 (平成 25 年度) ・歯科衛生学科 ・専攻科口腔保健衛生学専攻 ・保健福祉学科	
就職先からの卒業生に対する評価結果	II-4. 就職先からの卒業生に対する評価結果 (平成 25 年度) ・歯科衛生学科 ・専攻科口腔保健衛生学専攻 ・保健福祉学科	
卒業生アンケートの調査結果	II-5. 卒業生アンケート (平成 25 年度) ・歯科衛生学科 9～13 期生 ・保健福祉学科 7～11 期生	

福岡医療短期大学

入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	Ⅱ-6. 受験生に知ってほしい歯科衛生学科の特色、専攻科口腔保健衛生学専攻、保健福祉学科のここが自慢、他（オープンキャンパス案内、奨学金制度、学生納付金分割制度、就職支援情報、医療的ケア教育を実施、介護福祉士給与情報、保健福祉学科3年次編入情報、短大周辺の賃貸情報） (平成25年度)	
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	Ⅱ-7. 歯科衛生学科 入学式前後の日程（新入生研修会、事前登校日・オリエンテーション、顔写真・緊急連絡先の提出他、交通案内略図、教科書・実習用器具等購入のお願い他） 保健福祉学科 入学式及び阿蘇新入生研修会について、交通案内略図、教科書・実習用器具等購入のお願い (平成25年度)	
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	Ⅱ-8. 各学科、各年次オリエンテーション準備資料一覧 (平成25年度)	
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	Ⅱ-9-①. 学生生活調査票 Ⅱ-9-②. 進路希望調査票	
進路一覧表等の実績についての印刷物	Ⅱ-10. 平成25年度～23年度進路状況表 平成25年度～23年度進路一覧	
GPA等成績分布	該当なし	
学生による授業評価票及びその評価結果	Ⅱ-11. 質問紙用紙（講義・実習・臨床実習・施設実習に関するアンケート）、アンケート評価結果 (平成25年度)	
社会人受け入れについての印刷物等	Ⅱ-12. 介護福祉士養成科訓練	

	実施のご案内（平成 25 年度）	
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし	
FD活動の記録	II-13. FD・抄読会実施報告書 (平成 25 年度)	
SD活動の記録	II-14. 事務職員等研修実施結果 (平成 25 年度)	
基準III：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去5年間の業績調書 非常勤教員：過去5年間の業績調書（担当授業科目に関係する主な業績）	III-1. 専任教員：教員履歴書（平成 26 年 5 月 1 日現在）、業績調書（平成 25 年度～平成 21 年度） III-2. 非常勤教員：業績調書（平成 25 年度～平成 21 年度）	
教員の研究活動について公開している印刷物等		
専任教員等の年齢構成表	III-3. 専任教員等の年齢構成表 (平成 26 年 5 月 1 日現在)	
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	III-4. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 (平成25年度～平成23年度)	
研究紀要・論文集	III-5. 福岡歯科大学学会雑誌 (平成 25 年度～平成 23 年度)	
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）	III-6. 教員以外の専任職員の一覧表（平成 26 年 5 月 1 日現在）	
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面	III-7. 校地、校舎の図面	
図書館、学習資源センターの概要	III-8. 図書館の概要	
C 技術的資源		
学内LANの敷設状況	III-9. 学内 LAN の敷設状況	
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	III-10. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	
D 財的資源		
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	III-11. ご寄附のお願い(平成 25 年度)	
財産目録及び計算書類	III-12. 財産目録及び計算書類 (平成 25 年度～平成 23 年度)	
基準IV：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		

福岡医療短期大学

理事長の履歴書	IV-1. 理事長の履歴書	
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	IV-2. 理事・監事・評議員名簿 （平成26年5月1日現在）	
理事会議事録	IV-3. 理事会議事録 （平成25年度～平成23年度）	
諸規程集	IV-4①. 学校医法人福岡学園規定・規則集 IV-4②. 福岡歯科大学規定・規則集 IV-4③. 福岡医療短期大学規定・規則集	
組織・総務関係		
組織規程	福岡学園組織規程	1-10
事務分掌規程	福岡学園事務分掌規程	1-20
稟議規程	福岡学園文書処理規程	1-170
文書取扱い（授受、保管）規程	福岡学園文書処理規程	1-170
公印取扱規程	福岡学園公印規程 福岡学園公印規程施行規則	1-171 1-172
個人情報保護に関する規程	該当無し	
情報公開に関する規程	該当無し 学校教育法の規定に基づき実施	
公益通報に関する規程	福岡学園公益通報に関する規程	1-27
情報セキュリティポリシー	福岡学園情報セキュリティポリシー	1-93
防災管理規程	福岡学園防火・防災管理規程	1-260
自己点検・評価に関する規程	福岡医療短期大学自己点検・評価規則	4-50
SDに関する規程	該当無し	
図書館規程	福岡医療短期大学情報図書館分室規程 福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則 福岡医療短期大学情報図書館分室利用規則 福岡歯科大学情報図書館規程 福岡歯科大学情報図書館図書管理規則	4-90 4-91 4-92 2-80 2-81

福岡医療短期大学

	福岡歯科大学情報図書館利用規則	2-82
各種委員会規程	福岡学園委員会規則 就業力支援委員会規則	1-2 4-69
人事・給与関係		
就業規則	福岡学園就業規程 福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程	1-25 1-26
教職員任免規程	福岡学園就業規程	1-25
定年規程	福岡学園教職員定年規程	1-150
役員報酬規程	福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程	1-70
教職員給与規程	福岡学園給与規程	1-80
役員退職金支給規程	福岡学園役職に対する退職慰労金等に関する規則	1-71
教職員退職金支給規程	福岡学園退職金規程	1-160
旅費規程	福岡学園教職員旅費規程 福岡学園教職員旅費規程第18条第2項及び第23条に規定する日当細則 福岡学園海外出張旅費規則	1-130 1-131 1-141
育児・介護休業規程	福岡学園育児・介護休業等に関する規則	1-33
懲罰規程	福岡学園就業規程 福岡学園訓告等に関する規則	1-25 1-30
教員選考基準	福岡医療短期大学教員選考規則 福岡医療短期大学教員選考細則	4-35 4-36
財務関係		
会計・経理規程	福岡学園経理規程 福岡学園経理規程施行規則	1-190 1-191
固定資産管理規程	福岡学園固定資産及び物品管理規程 福岡学園固定資産及び物品廃棄手数料に関する細則	1-250 1-251
物品管理規程	福岡学園固定資産及び物品管理規程 福岡学園固定資産及び物品廃棄手数料に関する細則	1-250 1-251

福岡医療短期大学

	福岡学園備品・用品・消耗品の区分及び少額重要資産細則	1-192
資産運用に関する規程	福岡学園資金運用規程	1-205
監査基準	該当なし	
研究費（研究旅費を含む）等の支給規程		
消耗品及び貯蔵品管理に関する規程	福岡学園備品・用品・消耗品の区分及び少額重要資産細則 福岡学園危険物一般取扱所予防規程	1-192 1-255
教学関係		
学則	福岡医療短期大学学則	4-1
学長候補者選考規程	福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則	4-30
学部（学科）長候補者選考規程	該当無し	-
教員選考規程	福岡医療短期大学教員選考規則 福岡医療短期大学教員選考細則	4-35 4-36
教授会規程	福岡医療短期大学教授会運営規則	4-40
入学者選抜規程	福岡医療短期大学アドミッション・オフィス方式(総合評価方式)入学試験細則 福岡医療短期大学入学試験委員会規則	4-4 4-52
奨学金給付・貸与規程	福岡医療短期大学特別奨学生規則 福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について 福岡医療短期大学学生納付金減免規則	4-15 4-11 4-9
研究倫理規程	福岡歯科大学・福岡医療短期大学倫理委員会規則 福岡歯科大学・福岡医療短期大学疫学研究倫理審査専門委員会細則	2-152 2-154
ハラスメント防止規程	ハラスメント防止規則	1-32
学位規程	福岡医療短期大学学位規程	4-2
研究活動不正行為の取扱規程	福岡医療短期大学における競	4-78

福岡医療短期大学

	争的資金等の取扱いに関する規則 福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則	4-79
公的研究費補助金取扱いに関する規程	福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則	4-78
公的研究費補助金の不正取扱い防止規程	福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則	4-78
教員の研究活動に関する規程	該当無し	
FDに関する規程	福岡医療短期大学学務・FD委員会規則	4-62
紀要投稿規程	IV-5 福岡歯科大学雑誌投稿規定	
中期構想	IV-6 福岡学園第二次中期構想	
A 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	IV-7①. 学長の履歴書 IV-7②. 学長の業績調書	
教授会議事録 ■ 過去3年間	IV-8. 教授会議事録 (平成 25 年度～平成 23 年度)	
委員会等の議事録 ■ 過去3年間	IV-9①. 入試委員会 IV-9②. 学務・FD 委員会議事録 IV-9③. 自己点検・評価委員会議事録 IV-9④. 情報図書委員会議事録 IV-9⑤. 公開講座委員会議事録 IV-9⑥. 就業力委員会議事録	
C ガバナンス		
監事の監査状況 ■ 過去3年間	IV-10. 監事の監査状況 (平成 25 年度～平成 23 年度)	
評議員会議事録 ■ 過去3年間	IV-11. 評議員会議事録 (平成 25 年度～平成 23 年度)	
選択的評価基準		
選択的評価基準1～3を実施する場合 ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式5に記載する。	該当無し	

■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめ記載する。		
------------------------------	--	--

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a) 要約

本学の「建学の精神」及び「教育の理念」は、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育を基本理念として確立しており、学則第1条において、人材養成目的を明確化している。また、その精神と理念に基づき、各学科の教育目標を定めている。

学生に修得させるべき能力として定義される学習成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、入学者受入れ、教育課程編成・実施、学位授与の「三つの方針」の中で人材養成の目的に対応して明確に示しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。

本学の教育課程及び教育プログラムは、学習成果に主眼を置いて構築されており、学習成果についての一般目標と行動目標は、科目ごとにシラバス（授業要綱）の中で具体的に明記し、適宜学生への周知を図っている。シラバスにおける学習成果の説明は、授業の目的、到達目標等について学生の理解を助けるとともに、準備学習等の学修面にも配慮したわかりやすい記載や説明を心がけている。

授業を通じて学生が修得した学習成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を実施し、さらに、あらかじめシラバスに明示した評価基準にしたがって適切に成績評価を実施している。

本学では、学園中期構想に基づき策定する年度ごとの事業計画の実施・評価・改善のプロセスを、全学的な教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして活用している。また、本学の教育研究水準の向上を図り、教育の目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価等の実施体制の整備として、学校教育法第九十九条第一項及び第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部（第4条）を改正した。

本学では、授業に関する学習成果についての査定（アセスメント）とともに、インターンシップ先の企業・職場、卒業生・卒業生の就職先からの査定や、九州厚生局による養成施設等指導調査、文部科学省の選定教育事業（GP）の取組優秀校確定のための実地視察、社会的・職業的自立に関する本学の取組に対する外部評価委員会による査定などの「公的な査定・外部評価」も、PDCAサイクルとして活用し、教育効果の検証と根拠に基づく教育の質の保証と改善につなげている。

組織的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制の整備として、福岡医療短期大学自己点検・評価規則（福岡医療短期大学規則4-50）を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会及び第三者評価連絡調整担当責任者（ALO）を中心に、委員会活動計画を策定し、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況についての自己点検を実施している。これら教育研究等について、学習成果を焦点とした客観的な査定と根拠に基づいた評価を継続的に実施し、さらに社会に向け情報公開することで、本学教育の質保証と教育支援体制の改善に努めている。

(b) 行動計画

短期大学における人材養成のための教育活動は「建学の精神」と「教育の理念」に

基づくものであるとともに、教育活動を通じて学生が修得した学習成果には、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められている。本学では、①地域や産業界のニーズに適確に対応した人材養成と専門教育を充実させるとともに、②専門教育における「学習成果の可視化」を推進させ、③他大学や学外の評価者による学習成果の査定結果もPDCAサイクルとして効果的に活用し教育支援体制の充実を図っていく。

平成 26 年度から、医療人として必要なコミュニケーション能力の育成、少人数グループワークやアクティブ・ラーニング、ルーブリックを活用した学修評価等の取組を計画しており、さらに、他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業（GP）を通じた学習成果の向上・充実を図ることで、本学の教育力向上のための教育改革を進めてゆきたい。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

(a) 要約

本学は、医療・福祉の高度化・多様化を背景として、その「建学の精神」を「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献するとともに、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定めている。同時に、医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の「教育の理念」を「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」と定め、学則第 1 条に謳っている。「建学の精神」と「教育の理念」はいずれも、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎であるため、様々な機会や媒体を通じて明確に学内外に公表されている。また、学内においても本学の教育の基盤としてしっかりと学生や教職員に共有されている。

(b) 改善計画

建学の精神及び教育の理念はすでに教育基盤として確立されているものの、平成 24 年に迎えた学園創立 40 周年及び本学 15 周年を機に、さらにこれらの精神及び理念への理解を学内外において深めてもらえるよう周知の機会を増やしていきたい。

[区分]基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 現状

本学の「建学の精神」は、「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授・研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献すると共に、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定められており、教育基本法第八十三条に定める大学の目的としての「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に合致しており、これからの医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応

できる揺るぎのない本学の教育基盤として確立されている。本学の全学的な教育の向上・充実を目的として策定している学園中期構想や、年度ごとに策定する事業計画の実施・評価・改善のプロセスにも、その精神と理念が常に反映されている。

同時に、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の「教育の理念」を、「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」として定義し、学則第1条に謳っている。

学内において建学の精神と教育の理念を周知するため、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに「学生の葉」や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載及び学生や来学者の目に触れやすい場所（1階学生ホール掲示板）に掲示することにより、学内及び学外への周知と理解を図っている。建学の精神は、学内においても本学の教育の基盤としてしっかりと学生や教職員に共有されており、様々な機会や媒体を通じて学内外に公表されている。

(b) 課題

建学の精神及び教育の理念は本学の教育基盤としてすでに確立されており、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための重要な基礎である。そのため、建学の精神及び理念が単なる概念にとどまることなく、これからの教育改革や改善の中でも意義を持つものとして、学内外への明確な周知と共有・再認識の機会を大切にしていきたい。平成24年に迎えた学園創立40周年及び本学15周年を機に、これからも建学の精神は医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人の養成のために、本学の教育改革や改善の礎として理解が深められるべきである。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

(a) 要約

本学の教育目的・目標は「教育の理念」において明らかにされており、広く医療・保健・福祉に携わる教養と良識を備えた有能な人材教育の基本理念として学則第1条に謳っている。さらに、具体的な教育目的・目標は、その理念に基づき作成された各学科の教育目標においても明確に示されている。また、「入学者受入れ方針（アドミッションズ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下、「三つの方針」という）の中でも、入学希望者・在学生や保護者と情報共有できる表記で人材養成教育の目的・目標を明確にし、それらを踏まえた教育活動を展開している。

本学の教育目標はシラバスやホームページ等に明示しており、「三つの方針」は、それぞれホームページや入学試験要項、シラバス、「学生の葉」に明記している。

学習成果（学生に修得させるべき能力）は、本学の教育の理念、各学科の教育目標に示されるとともに、学習成果を焦点としたカリキュラム編成及び教育プログラムを構築している。科目ごとの学習成果は、シラバスの中で具体的に明記し、適宜学生へ

の周知を図っている。シラバスにおける学習成果の記載説明は、学生に理解しやすく、準備学習等の学修面にも配慮したものになるように、毎年改善の努力が行われている。

授業を通じて学生が修得した学習成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を実施している。また、本学では、短期大学設置基準第11条の2の規定に基づき、本学学則第15条の3において「成績評価基準等の明示」を行っている（平成20年3月施行）。成績評価は、上記の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準にしたがって適切に実施している。

本学では、学園中期構想に基づき策定する年度ごとの事業計画（教育資源と財的資源の配分も含む）の実施・評価・改善のプロセスを通じて、PDCAのサイクルに基づいた全学的な教育の向上・充実を図っている。

授業に関する学習成果についての査定として、①学生対象の「授業アンケート」、②専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価、③国家資格取得に向けた教育支援に対する評価、④専門職業人関連資格の取得状況による評価、⑤本学認定資格の取得支援に対する評価、⑥インターンシップ（臨床・臨地実習、施設実習）の受け入れ先の企業・職場からの評価などを教育効果の検証に活用し、根拠に基づく教育の質の保証と改善に努めている。

さらに、上記の授業に関する学習成果についての査定とともに、⑦卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査、⑧卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査、⑨ボランティア活動に参加した学生に対する評価、⑩教職員に対する人事考課制度や教員に対する任期制、⑪社会的・職業的自立に関する取組向上のための外部評価委員会による査定、⑫関係官庁・機構による実地視察の受審や所轄機関への届出申請、⑬高校教員からの評価、⑭自己点検・評価報告書（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）についてもPDCAサイクルとして活用し、教育支援体制の充実と改善を図っている。

両学科の教育課程は、適宜、学務・FD委員会において実施内容等について検討し、教授会における審議の上、必要な改善、変更を行っている。人材養成目的の明確化（学則第1条）、成績評価基準等の明示（学則第15条の3）、自己点検・評価等の実施体制の整備（学則第4条）、社会的・職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）の体制整備（就業力支援委員会規則4-69）等、大学教育の質の向上に関連する各種法令も文部科学省通達やホームページを確認し、遺漏のないように体制の整備を実施している。

(b) 改善計画

多様な学生や社会・産業界のニーズへ対応するためには、専門教育の充実のみならず、入学前教育・初年次導入教育、社会体験や職業実践性を重視した教育の充実が求められている。

本学は、建学の精神を礎とした教育の理念や「三つの方針」、各学科の教育目標、カリキュラム編成についての定期的な確認や可視化された学習成果を検証するとともに、産業界（企業や職場）や卒業生を対象とする卒業後追跡調査を通じて社会・産業界の変

化やニーズを正確に把握することで、本学の教育改善に反映させていきたい。

教育の効果は本学の教育の質を保証するものであり、そのためには、社会の信頼に応え地域や産業界のニーズに適確に対応した高等教育の実現が重要である。他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業（GP）を通じて、医療人として必要なコミュニケーション能力の育成、少人数でのグループワークやアクティブ・ラーニング、ルーブリックを活用した学修評価等の取組を推進させるとともに、学務・FD委員会と連携した自己点検・評価委員会の活動を充実させ、本学の教育改革を進めてゆきたい。

[区分]基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 現状

本学の教育目的・目標は、「建学の精神」に基づいた「教育の理念」の中で明確に示されており、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の基本理念として学則第1条に謳っている。さらに、その理念に基づき作成された各学科の教育目標においても次のように明確に示されている。

1. 歯科衛生学科

本学は、キャンパス内に福岡歯科大学および福岡歯科大学医科歯科総合病院（医科歯科総合病院と略す）、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を擁する福岡学園のグループ校であり、医療・保健・福祉教育に絶好の環境にある。これらの施設での臨床・臨地実習を通じて、医療人としての自覚と倫理観を持ち、地域歯科保健のリーダーとなり、また「口腔介護」を実践できる歯科衛生士の養成を目指して、次のような教育目標を掲げている。

- 1) 高度化・専門化する口腔医学と歯科医療に対応し得る歯科衛生士の養成
- 2) 口腔介護を実践できる歯科衛生士の養成
- 3) 教育・研究者としての人材の育成
- 4) 国際的に活躍できる人材の育成
- 5) 歯科衛生士の卒後研修の実施

2. 専攻科口腔保健衛生学専攻

本専攻科は、大学評価・学位授与機構の認定専攻科であり、歯科衛生学科の3年間に学んだ基本的知識と技術の上に、さらに専門的知識と高度な技術を教授し、応用能力を備えた歯科保健医療の指導者となり得る、質の高い口腔保健学士の養成を目標とする。

3. 保健福祉学科

本学科は、キャンパス内に医科歯科総合病院の高齢者歯科、障害者歯科、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を擁する特徴を活かした介護福祉士の養成をするために、介護予防や「口腔ケア」にも対応できる知識と技術を習得させるとともに、これらの施設を利用して地域ボランティア活動や研修を積極的に推進している。そして、基礎

教育にも十分配慮して、豊かな教養と人間性をもち、さらに利用者のプライバシーと人権を尊重し、利用者本位の介護と口腔ケアのできる介護福祉士の養成を目指して、次のような教育目標を掲げている。

- 1) 基礎教育と専門教育とを充実し、利用者とのコミュニケーション技法の習得と利用者本位の介護姿勢の涵養
- 2) 学内外における介護実習や介護研修の重視
- 3) 介護老人保健施設サンシャインシティ、介護老人福祉施設サンシャインプラザ等の教育・研究の場としての活用
- 4) 施設や地域に対するボランティア活動の積極的な推進
- 5) 介護予防や口腔介護に対応できる介護福祉士の養成
- 6) 資格取得支援教育の実施

人材養成教育の目的・目標は、「三つの方針」の中でも、入学希望者・在学生や保護者にもわかりやすく表記しており、それらを踏まえた教育活動を展開している。

これらの教育目的・目標は、教育課程及び教育プログラム編成の基礎となっており、シラバスの中の「一般目標」と「行動目標」は各学科の教育目標に基づき、学習成果を修得するために具体的にかつ明確に示されている。

各学科の教育目標と「三つの方針」は、ホームページや入学試験要項、「学生の葉」、シラバスに明示し周知を図っている。なお、各学科の教育課程およびシラバスは毎年検討のうえ、改善の努力が行われている。

(b) 課題

本学の教育課程編成の基礎となっている教育目的・目標と「三つの方針」は、広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材養成教育の目的・目標を明確に示している。それらを踏まえ幅広い知識・技術が修得できるよう教育活動を展開しているが、これからも学園中期構想に沿った教育目的・目標の点検、見直しとともに、歯科衛生士の周術期の口腔保健管理教育の検討や介護福祉士の医療的ケア教育プログラムの見直しなど、全学的な教育の向上・充実を図りたい。

[区分]基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 現状

学習成果は、教育の理念、各学科の教育目標に示されるとともに、科目ごとの学習成果は、シラバスの「一般目標」と「行動目標」の中に具体的に明記し、適宜学生への周知を図っている。シラバスにおける学習成果の記載説明は、学生に理解しやすく、学習への動機付けが高まるように、毎年改善の努力が行われている。

歯科衛生学科、保健福祉学科の両学科では、資格取得のための養成施設指定規則に準拠して学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを編成している。

シラバスには、各学科の学習成果に対応した「教育目標」と「教育課程編成・実施の方針」を示している。さらに、授業科目ごとには科目の学習成果に対応した「一般目標」と「行動目標」とともに、自己学習と学習成果の修得に配慮した「教育方法」

「準備学習」「教科書」「参考書」等の情報を載せている。また、「評価」の項目では、学習成果の測定としての「成績評価」の方法について明示している。

本学では、授業を通じて学生が修得した学習成果の測定について、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などの定量化した尺度（データ）を用いた「学習成果の可視化」を実施しており、本学教育の質の保証と向上のために活用している。各授業科目の成績評価は、上述のように、本学学則第15条の3の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスの「評価」の項目に明示している評価基準を遵守し、客観性及び厳格性を確保する姿勢で適切に成績評価を実施している。さらに、学習成果についての評価の認定の場である学務・FD委員会および教授会においても、明示している成績評価基準を踏まえて審議を実施している。

「可視化」された各授業科目の成績評価は、学生に明示するとともに、成績不振学生等に対する学習支援や個別指導の際にも適宜活用している。また、前後期ごとに保護者に対して通知し、保護者と協働した学修支援に配慮している。

本学の卒業要件としてのカリキュラム編成（科目と取得単位数等）と短期大学士（歯科衛生学と介護福祉学）の学位授与の方針は、両学科における歯科衛生士国家試験受験資格・介護福祉士資格（国家試験免除）の資格取得のための養成施設指定規則に準拠しており、同指定規則に準拠していることは学習成果の担保の一つである。

歯科衛生学科における歯科衛生士国家資格については、国家試験の合格が前提となり、対象学生における学習成果の達成度は同試験の合否によって明確となる。また、歯科衛生学科における「介護職員初任者研修修了」（旧ホームヘルパー2級）、保健福祉学科における「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター資格」は、規定単位の取得等の認定要件を満たす必要があり、資格取得のための学習成果の達成は当該資格制度において保証されている。保健福祉学科における「福祉住環境コーディネーター資格（2級、3級）」や「食の検定（食農3級）」についても、資格取得のための検定の合否によって、学習成果の達成度は明確となる。

本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士（歯科衛生学科）」「口腔機能向上推進歯科衛生士（専攻科）」「口腔ケア支援介護福祉士（保健福祉学科）」資格は、文部科学省選定教育事業「特色ある大学教育支援プログラム」（平成18～20年度）において評価された“要支援・要介護者に対する専門的口腔ケア”教育をさらに発展させ、本学の口腔介護実践教育の質の保証のために創設した認定資格である。これらの認定資格の取得には、実習教育を含めた正規科目の単位取得等の認定要件を満たす必要があり、資格取得のための学習成果の達成は保証されている。

さらに、本学では、上記の専門教育における学習成果とは別に、平成23年2月25日に改正された「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」に関する短期大学設置基準（平成23年4月1日施行）の主旨を踏まえ、教育課程内外を通じて学生が社会的・職業的自立につながる能力をしっかりと身につけられるよう、学内組織体制を整えてきた。具体的には、①学生が社会的に自立し職業人として活躍できるための「就業力」と②職業人としての自律を支える「キャリア形成能力」の2つの学習成果の獲得に焦点を当て、文部科学省の選定教育事業（GP）である平成22～

23年度の「大学生の就業力育成支援事業」と平成24年度からの「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（3年間の予定）に取り組んでいる。

(b) 課題

本学は、医療・福祉系教育機関において定められている養成施設指定規則に準拠して、学習成果に主眼を置いた教育課程及び教育プログラムを編成しており、専門職業人に求められる能力としての本学の学習成果は、学士力とともにその質の保証は確保できていると認識している。しかしながら、学生の質の変化や社会のニーズを正確に把握し、これらを学習成果に反映させることが求められており、今後は産業界や卒業生を対象とする調査等を通じて、本学の人材養成教育における学習成果の点検・評価を実施していきたい。また、国際的な学士力の保証のためのGPA制度の導入についても検討する予定である。

[区分]I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 現状

自主的で組織的な自己点検・評価は、他律的な第三者評価制度や情報公開とともに、大学教育の質の保証と向上のための重要な取組であり、第三者評価制度が有効に機能する前提条件として欠かせない。本学は、建学の精神と教育の理念に基づく学園中期構想と年度ごとに策定する事業計画の実施・評価・改善のプロセスを通じて、PDCAサイクルに基づく全学的な教育の向上・充実を図っている。また、教育効果の検証のための学習成果の査定には、①機関レベル（短期大学全体）、②教育課程レベル（学科・専攻ごと）、③科目レベル（授業科目・担当教員ごと）などの段階があることを念頭に置き、PDCAサイクルの活用を心がけている。

機関レベル（短期大学全体）における教育の向上・充実のためのPDCAのサイクルの概要は、次のとおりである。

1. 毎年下半期初め（10月）に、当該年度事業計画に基づく取組の進捗状況・実施結果等（教育実績）について情報を収集し、学長と両学科長を中心として上半期の「事業進捗状況報告」として取り纏める。

本学の教育事業は、下記の5つの観点により類型化され、取組の向上・充実のためのPDCAサイクルに活用している。

- 1) 教育に関する目標（教育の改善・充実）
 - 2) 研究に関する目標（研究の活性化）
 - 3) 学生の支援等に関する目標（学生の支援等）
 - 4) 社会との連携・貢献に関する目標（社会との連携・貢献）
 - 5) 組織運営に関する目標（組織運営）
2. 1. で取り纏めた機関レベルの教育実績とともに、各学科において集約した教育課程レベル・科目レベルの学習成果の情報をもとに、その教育成果の評価と修正・改善のための方策について検討している。また、教育資源と外部資金を含めた財的資源の優先順位と配分を考慮し、学長と両学科長が中心となり次年度事業計画

原案を策定し、例年 11 月開催の学園評議員会及び学園理事会において審議決定される。

3. 学長は、2. で決定された次年度事業計画について例年同月の教授会で報告するとともに、次年度事業計画に従い各学科における具体的な取組計画の立案を指示する。さらに、事務部門と連携し次年度予算案を作成し、例年 1 月下旬に開催される「次年度予算要求に対する査定」での検討と審議を経て、最終的に評議員会及び理事会で次年度事業計画に基づく予算が決定される。
4. 下半期終わり（3 月）に、当該年度事業計画に基づく取組の最終実施結果（最終教育実績）について情報集約し、学長と両学科長を中心として当該年度「事業計画に基づく実施結果」と当該年度「事業報告書」として取り纏め、機関レベルの学習成果の査定に活用している。
5. 教育課程レベルの改善（平成 24 年度におけるカリキュラム変更等）については、毎年、各学科レベルで改善のための見直しが行われている。これらの教育課程レベルの改善は、適宜、学務・FD委員会と教授会で審議され、他学科からの意見やアドバイスを反映させ、より良い教育課程の構築に努めている。
6. 自己点検・評価委員会は、学生対象の「授業アンケート」を実施する授業点検評価担当教員と連携した包括的な学習成果の査定を行うとともに、三年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成する。「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）は、本学教育の向上・充実のための PDCA サイクルとして活用するとともに、情報公開の対象としている。

学習成果の査定の手法のうち科目レベル（授業科目・担当教員ごと）では、基準 I-B-2 [学習成果を定めている] で示したように、各担当教員が各授業を通じて学生が修得した学習成果をシラバスに明示している評価基準に基づき客観性及び厳格性を確保する姿勢で成績評価を実施している。さらに、教育課程レベル・科目レベルで本学が実施している学習成果の査定の方法を以下に示す。これらの方法で集約された学習成果の情報は、学年間連絡打ち合わせ会、学務・FD委員会や教授会において適宜検討され、最終的には事業計画に反映されることで根拠に基づく教育の質保証と改善に結びついている。

1. 学生対象の「授業アンケート」:

本学両学科の単位認定されているすべての科目（非常勤講師担当教科も含む）において、学生対象の当該授業評価アンケートを前・後期末の授業終了後に実施している。授業点検評価担当者を中心にその集計結果をレーダーチャート形式で取り纏め、担当教員にフィードバックする。さらに、下記の 3 つの設問に対して担当教員が回答することにより当該年度に教員自身が実施した授業を振り返る機会を得ることで、次年度以降の担当授業の教育改善に役立てている。

- 1) この授業を行うにあたって、今までにどのような工夫をしてきましたか。
- 2) 今回の学生による評価結果をどのように捉えましたか。
- 3) この授業を良くするために、今後どのような工夫をお考えですか。

2. 専門就職の前提となる国家資格取得状況による評価：

歯科衛生学科における歯科衛生士としての専門就職は、国家試験の合格が前提となっており、その合格率は、当該学生の学習成果を検証する大きな役割を担っている。
3. 国家資格取得に向けた教育支援に対する評価：

歯科衛生士国家試験に向けた教育支援として、歯科衛生学科 2 年次を対象とした本学教員作成の歯科基礎演習（2 年次後期 4 回）、3 年次を対象とした本学教員作成の臨床テスト・歯科衛生演習（年間 15 回）と外部業者の模擬試験（年間 4 回）を実施し、学生個々の学習成果としての成績を査定するとともに、全体成績の経時・経年変化の分析を通して、学習成果の検証を実施している。また、保健福祉学科では、近い将来に義務化が予定されている国家試験の施行に備え、学内作成の模擬試験（年間 6 回）と公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験（年間 1 回）の実施を通じて、将来の国家資格取得支援教育の質向上につなげる学習成果の査定を実施している。
4. 専門職業人関連資格の取得状況による評価：

本学は、教育目標の一つとして資格取得支援教育を推進しており、歯科衛生学科における「介護職員初任者研修修了」、保健福祉学科における「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター」資格の取得状況は、専門職業人としての学習成果の査定に活用される。

また、保健福祉学科における、「福祉住環境コーディネーター資格（2 級、3 級）」や「食の検定（食農 3 級）」についても、本学の教育目的に即した具体的な学習成果の査定に有用であり、質保証にもつながるものである。
5. 本学認定資格の取得支援に対する評価：

本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」「口腔機能向上推進歯科衛生士」「口腔ケア支援介護福祉士」資格は実習教育を含めた正規科目の単位取得等の認定要件を満たす必要があり、卒業後の専門職域で求められる学習成果を検証する役割を担っている。
6. インターンシップの受け入れ先の企業・職場からの評価：

本学は医療・福祉系短期大学であり、その特性として大多数が医療・福祉系の専門職域への専門就職をしている。本学のインターンシップ教育は、総合大学等における幅広い産業界を対象としたものではなく、専門職業人としての専門就職を前提としたインターンシップ教育であり、必修科目の中で実施している（歯科衛生学科 3 年次における「臨床・臨地実習」としての 20 単位、保健福祉学科 1・2 年次における「介護実習」としての計 9 単位）。インターンシップの受け入れ先の企業・職場からの評価は、専門職業人としての学習成果の査定と質保証につながる。
7. 卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査：

平成 24 年度合同教授会（第 23・24 回）での審議を経て、歯科衛生学科、保健福祉学科の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査を実施した。アンケート調査の対象を過去 10 年間の卒業生とし、① 就業のための専門教育や能力養成、② 職場で求められる社会人としての能力、③ 卒業後の転職や退職状況などについて卒

後追跡調査を実施した。今後も医療・福祉系の職域のニーズの把握と卒業後に求められる学習成果を検証するために、このような卒業後追跡アンケート調査を実施していく。

8. 卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査：

上記の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査と並行し、平成 24 年度合同教授会（第 23・24 回）での審議を経て、両学科の卒業生を採用している就職先を対象としたアンケート調査を実施した。過去 10 年間の卒業生の就職先をアンケート対象とし、① 就業のための専門教育や能力養成、② 職場で求められる社会人としての能力などについて卒業後追跡調査を実施した。上記 7. の卒業生を対象とした卒業後追跡アンケート調査と同様、本学学生の学習成果の検証と職域のニーズ把握のために必要な調査であると認識している。

9. ボランティア活動に参加した学生に対する評価：

両学科の学生が参加したキャンパス内の 2 つの介護保険施設（サンシャインシティ、サンシャインプラザ）等におけるボランティア活動や保健福祉学科による「福岡市地下鉄乗車マナー向上キャンペーン」のボランティア活動などの地域社会活動を通して外部からの意見や評価を受ける機会を得ている。上記の「福岡市地下鉄乗車マナー向上キャンペーン」のボランティア活動実績に対して、平成 22 年 7 月 26 日に福岡市交通局から表彰を受けている。

10. 教職員に対する人事考課制度と教員に対する任期制：

本学では、教職員の職務達成と創意工夫を支援し、明るく楽しい職場環境作りと人材養成教育の体制強化に寄与することを目指し、平成 17 年度から人事考課制度を実施している。同制度は、全教員が本学園中期構想に沿って、5 つの領域（教育、管理・運営、研究、臨床、社会活動）について個人の重点目標を設定し、年末には教員自身が自己評価を実施するとともに、考課者が個々の教職員との面談を通じて目標達成度を評価する制度であり、教職員の資質向上や学生支援活動の検証と質向上につながっている。また、任期制の活用により教育資源である本学教員の質の向上を図っている。

11. 社会的・職業的自立に関する取組向上のための外部評価委員会による査定：

社会的・職業的自立に関する文部科学省の選定教育事業（GP）として、平成 22～23 年度に「大学生の就業力育成支援事業」、平成 24 年度から「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（3 年間の予定）に取り組んでいる。これらの教育事業の検証を目標として、学外有識者を委員とした外部評価委員会を年に 2 回の頻度で開催している。当該教育事業の質向上のための PDCA サイクルの中で、学習成果を焦点とした質保証を図る体制として機能している。

12. 関係官庁・機構による実地視察の受審や所轄機関への届出申請：

本学では、平成 19 年度第三者評価適格認定（平成 20 年 3 月 19 日付）の後に、九州厚生局による養成施設等指導調査に伴う実地視察（平成 21 年 5 月 28 日）、文部科学省選定教育事業の取組優秀校確定のための実地視察（平成 24 年 10 月 22 日）を受審している。また、教育の質保証のために、歯科衛生学科、保健福祉学科におけるカリキュラム変更届け（平成 24 年度変更のための平成 24 年 4 月 25 日付届出）

と専攻科における大学評価・学位評価授与機構への本学認定専攻科の教育の実施状況等の再審査申請（平成 26 年 2 月に「適」として認められた。）を実施している。これらの実地視察の受審や所轄機関への届出申請を通じて、本学教育の検証と査定が実施されるとともに、自己点検・評価の機会として活用することができた。

13. 高校教員からの評価：

高校教員対象のオープンキャンパス（例年 6 月下旬に開催）、高校への出前授業や高校訪問等、高校教員と直接情報交換できる機会を活用し、本学教育活動の検証に役立てている。

14. 自己点検・評価報告書：

自己点検・評価委員会は、授業点検評価担当教員と連携した包括的な学習成果の査定を行い、3 年ごとの「自己点検・評価報告書」を作成している。「自己点検・評価報告書」は、本学教育の向上・充実のための PDCA サイクルとして活用されている。

学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令について、文部科学省通達やホームページ等を確認し遺漏のないように努めている。これまでに、人材養成目的の明確化（学則第 1 条:平成 20 年 3 月施行）、成績評価基準等の明示（学則第 15 条の 3:平成 20 年 3 月施行）、自己点検・評価等の実施体制の整備（学則第 4 条:平成 20 年 3 月施行）、社会的・職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）の体制整備（就業力支援委員会規則 4-69:平成 22 年 12 月施行）等について、学務・FD 委員会での検討と教授会での審議、常任役員会や理事会の承認を経て、必要な変更や改善を実施している。

(b) 課題

これからの短期大学には、学習成果の観点からのさらなる教育効果の検証と教育の質保証が求められる。本学全体の教育の質保証のための取組として、①人事考課制度における重点目標の具体化と目標達成のための考課者と教職員との連携の強化、②最優秀教育教員の顕彰制度や評価の低い教員に対する対応の検討、③他大学の教職員等による授業参観や本学教員の相互参観・評価の活用などがあげられる。さらに、④各科目の授業評価とそれに対する担当教員のコメントを取り纏め、学務・FD 委員会で検討することや、⑤認定資格、歯科衛生士の周術期の口腔保健管理教育、介護福祉士の医療的ケア教育等の専門教育の質とレベルを向上させることも課題としたい。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a) 要約

本学では、恒常的かつ系統的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を目的として、平成 9 年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成 17 年に「自己点検・評価規則」（本学規則 4-50）に改正した。さらに学校教育法第百九条第一項及び第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部（第 4 条）を改正し、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。

上記の学則（第4条）と「自己点検・評価規則」に準拠し、委員長である学長を含む自己点検・評価委員会及びALOが策定した委員会活動計画に基づいた自己点検・評価に取り組み、さらに、具体的な点検・評価の作業の中では、実際に教育活動を行っている実務担当者が実質的な作業に関わることを重視している。

自己点検・評価委員会は、授業点検評価担当教員と連携した包括的な学習成果の査定を行うとともに、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況についての系統的な自己点検・評価を実施し、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。「自己点検・評価報告書」は、本学教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして活用するとともに、情報公開の対象としている。

(b) 改善計画

自己点検・評価の実施体制を充実させることは、本学の教育の質保証の要であることを再認識し、これからも、具体的な点検・評価の作業において、日常の教育研究活動や業務・実務の担当者自身が点検・評価の責任者となり、学習成果を焦点とする客観的な査定と根拠に基づいた評価に携わることを心がけていきたい。また、学務・FD委員会やFD・SD活動を通じた教育成果についての情報共有と審議を積極的に自己点検・評価に活かすことで、本学全体の教育改善を図っていきたい。

[区分]基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現状

組織的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を目的として、平成9年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成17年に「自己点検・評価規則」（本学規則4-50）に改正した。さらに学校教育法第百九条第一項及び第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部（第4条）を改正し（平成20年3月18日第401回理事会において承認）、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。

本学は、平成19年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価機関別評価において適格認定（平成20年3月19日付）を受けた後も、恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を心がけてきた。自己点検・評価の活動は、上記の学則（第4条）と「自己点検・評価規則」に準拠し、自己点検・評価委員会及びALOがあらかじめ策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき実施している。

自己点検・評価委員会は、委員長としては短大学長、委員として両学科講師以上で組織しており、部門ごとの査定のための収集データと報告書を取り纏め、各部門の学習成果や課題点等を客観的に見直し、委員会内外での審議や対話を通じて、具体的な改善方法を見出すように努めている。また、同委員会は教育研究等の学習成果を焦点とした客観的な査定と根拠に基づいた評価結果を総括し、3年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。

同委員会は、授業点検評価担当教員と連携した授業アンケート等の包括的な学習成果の査定を行うとともに、学科、専攻科、事務課の各部門の教育・実務担当者に対し

て、教育成果関連データの収集と「自己点検・評価報告書」の担当領域の執筆を依頼している。これにより、それぞれの部門の教育研究活動や業務・実務に携わっている担当者自身が責任者となり、教育成果関連データを収集し報告書原案を執筆することで、自己点検・評価の実質的な作業に携われるように配慮している。

発刊された「自己点検・評価報告書」は、学内における学習成果に関する共通理解につながるとともに、各部門の課題点を客観的に見直し、改善方法を考える機運を醸成している。さらに、「自己点検・評価報告書」は情報公開の対象であり、学内の学習成果等を社会に向け公開することで、本学の教育の質保証に努めている。

また、これらの自己点検・評価の取組は、これまでの学長の教育施策決定にも寄与している。具体的には①研究推進のための研究論文抄読会の実施、②科学研究費獲得のための研究計画のブラッシュアップ勉強会の実施、③平成 20 年度からの生涯教育支援としての口腔機能向上支援学び直し（リカレント）教育の開始、④日本初の歯科衛生士の学問体系（口腔保健衛生学）の確立など、本学の教育支援体制の改善につながっている。

本学の自己点検・評価の取組は、自己点検・評価委員会の活動のみならず、学務・FD委員会と就業力支援委員会の活動実績についても、学習成果に関する協議・審議の対象としている。学務・FD委員会と就業力支援委員会の概要は以下の通りである。

1. 学務・FD委員会（専門教育の質保証と充実）

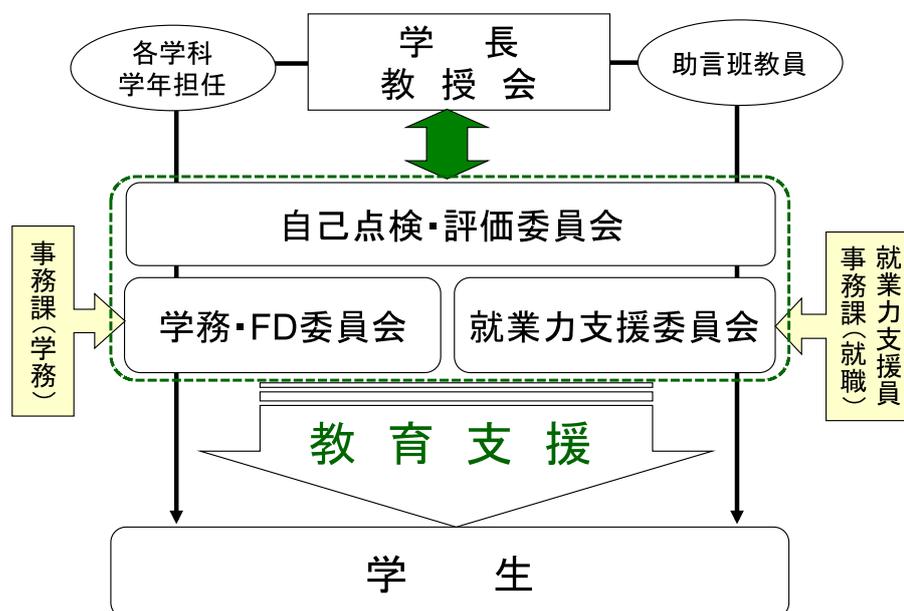
同委員会では、授業及び試験に関すること、学生の指導助言、健康管理等の取組とともに、教育実施状況の把握、学生ニーズの収集、問題点の提言を実施している。さらに、教育方法や教科間の調整、教員相互の連携や資質向上を目的としたファカルティ・デベロップメント（FD）の企画・運営を行っている。平成 14 年度から、教授会終了後、毎月 1 回、学務・FD委員会による講演会等を実施しており、学長、学科長を含めた学務・FD委員会メンバーで学習成果に関連する事項について討議することで、本学の教育の質向上と組織的な取組体制の強化に努めている。

2. 就業力支援委員会（キャリアガイダンスの実施と産業界のニーズに対応した教育の向上）

学長と両学科長、就職担当教員とともに、専門的知識と勤務経験を有する就職・就業力支援員 2 名を含めた「就業力支援委員会」を設置し、「就業力支援委員会規則」（本学規則 4-69：平成 22 年 12 月 13 日施行）により必要な事項を定めている。「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」に関する短期大学設置基準（平成 23 年 4 月 1 日施行）の主旨を踏まえ、学生が社会的・職業的自立につながる就業力とキャリア形成能力をしっかりと身につけられるよう教育活動を実施するとともに、キャリア形成教育の質保証のための外部評価委員会を年 2 回開催している。

下図に示すように、自己点検・評価委員会を中心とした 3 つの委員会が、自己点検・評価の取組に積極的に関わることにより、学内における教育の課題点や改善方法について協議する機会を増やすことに結びつき、自己点検・評価活動の向上と充実に寄与

している。



このように、自己点検・評価委員会の活動のみならず、学務・FD委員会や就業力支援委員会の活動実績についても学習成果に関する協議や審議の対象とすることで、学内における教育の改善方法を考える機運を醸成している。しかしながら、「自己点検・評価報告書」は3年ごとに取り纏められていることもあり、自己点検・評価委員会が、単年度ごとの自己点検・評価の取組の中で必ずしも十分に機能しているとは言い難いのが現状である。

(b) 課題

単年度毎の自己点検・評価の取り組みを機能させるため、教授会が定期的に自己点検・評価委員会からの活動報告を受け、その活動方針等に対して助言と指導を与える等の改善方策の検討が課題である。自己点検・評価は本学教育の質保証の要であり、教職員の連帯感を高め、スピード感のある自己点検・評価の取組が必要である。

◇基準Iについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

本学では、短期大学基準協会による第三者評価以外に、いくつかの下記の外部評価を受審しており、すべて「適格」と認められた。

1. 九州厚生局による平成21年度介護福祉士養成施設等指導調査：
平成21年5月28日(木)に受審し、平成21年6月30日付の「適正な運営」としての指導調査評定結果を受理している。
2. 日本学生支援機構による学生支援及び就職支援プログラム実地視察：

平成 24 年 10 月 22 日に実地視察を受け、平成 25 年 3 月付の取組優秀校としての総評を受け、評価されたプログラム内容が「優秀校事例集」に取り纏められた。

3. 大学評価・学位評価授与機構による認定専攻科の教育の実施状況等の再審査：
平成 25 年 9 月に本学専攻科の再審査資料を提出し、平成 26 年 2 月に教育の実施状況等が「適」として認められた。

また、平成 25 年度に文部科学省「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に選定され、下記の 2 つのタイプの学習教育環境の整備と大学教育の質向上と教育研究活性化を図ることができた（補助金総額 2,266 万円）。

タイプ 1 「建学の精神を生かした大学教育の質向上」：

主に学生の集いの場として使用している本学 1 階コミュニティホール 1 の教育環境を整備することにより、①グループワーク学習等の小人数教育を通じた学習成果の獲得の向上を図るとともに、②同教育スペースを本学学生の課外自己学習の場としても有効に活用することで、学習時間の確保や学生の課外学習を含めた学習行動の充実を図ることができた。

タイプ 2 「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」：

本学の特色を発揮し地域の発展を重層的に支える大学づくりに求められる地域貢献や社会人の生涯学習機能の強化のための学習教育環境の整備を目的として、本学 1 階の小講義室（101 教室）の教育環境の整備を実施した。平成 25 年度に、リカレント教育としての口腔介護スキルアップ講座第 5 回（12 月 8 日）と地域交流会である「おしゃべりっく会」の開催を支援し、重層的な地域教育支援の質向上が図られた。

平成 25 年度には、教育の質保証の体制を整えることを目的として、①CAP 制（履修登録できる単位の上限定）の実施に向けた学則の変更、②平成 26 年度シラバス等における科目ナンバリングと履修系統図の活用、③全学的なシラバス・チェックを実施した。さらに、学習成果の向上を目的とした平成 26 年度の教育事業として、④学習者の能動的な学習への参加を取り入れたアクティブ・ラーニングの充実のための具体的方策の検討や、⑤特定の専門分野に関係なく社会的・職業的自立に向けて必要な汎用的能力である「ジェネリックスキル（generic skills）」の判定を目的とした PROG テスト（リアセック社）による学習成果アセスメントの検討、⑥ルーブリック等を活用した学習成果の評価法の検討も実施した。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ教育課程と学生支援】

(a) 要約

「三つの方針」は、平成22年度に整備され、本学ホームページ等で広く周知している。学位授与と入学者受入れの方針は「福岡医療短期大学入学試験要項」（以下入学試験要項と略す）に、そして教育課程編成・実施の方針はシラバスに掲載している。本学では、専門の知識や技術の修得だけではなく、人間として信頼される歯科衛生士並びに介護福祉士の養成を目的として、教養と良識を備えた人間形成を教育理念とする。建学の精神と教育理念を学生に周知するため、新入生に対しては入学直後に、2年次、3年次学生には年度初めのオリエンテーションで説明している。これらは、「学生の葉」、ホームページ及び学内掲示により、学生及び教職員への周知を図っている。

教育課程は、歯科衛生学科では「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」、「選択必修分野」の4分野に、また保健福祉学科では「基礎科目」、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「専門発展科目」の5分野に編成され、基礎から専門そして応用発展的な分野に進むように体系的に構成され、同時に人間形成に配慮している。

学生に修得させるべき能力である学習成果は、各学科の教育目標の中で示すとともに、「三つの方針」の中で人材養成の目的に対応して明確に示している。各学科における各科目の学習成果は、シラバスの中で具体的に明記され、成績評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。学習成果の測定には、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を図っている。また、本学の体系化された専門領域の知識と技術は、卒業後も大いに役に立ち、本学卒業生の人間力に関しては就職先から高い評価を受けていることから、学習成果には実際の価値があり十分な社会的通用性を持つと考える。

学生による授業評価は「授業評価アンケート」として、前・後期授業終了直後に実施している。教職員は、各学科の教育目標を理解し、人間力向上や学習成果達成を意識しながら、丁寧な指導とサポートを行っている。

学生支援体制のひとつとして、「My College Portfolio」を紙媒体で学生に配布し、助言班ごとにその担当教員を中心として、入学から卒業に至るまでの学生生活全般にわたる指導を展開している。

奨学金制度は、「福岡医療短期大学特別奨学生制度」、「山口県ひとつづくり財団奨学金」、「福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度」などが利用できる。保健福祉学科では、学ぶ意識の高い者が経済的な理由で進学や修学を断念することがないように、学生納付金減免制度「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について」がある。また、平成17年に施行された学生納付金猶予制度「学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の勧告、督促および処分に関する規則」が整備され、経済的支援体制を整えている。

(b) 行動計画

これまでの教育・研究・診療についての包括的な自己点検・評価を踏まえ、平成17年度に学園中期構想（平成16年度から平成21年度）を改訂し、それを機に建学の精神に基づく教育理念を見直した。学生の質だけでなく、社会が求めるニーズも年々変化していることから、カリキュラムや学生支援体制を今後も継続的に見直す必要がある。

教育課程の体系化として両学科ともに平成26年度より、①シラバスの記載を学生が理解しやすい表現に改める、②科目にナンバリングを導入し、履修系統図（カリキュラムマップ）を作成する、③履修科目登録のCAP制を導入し、有効な学習成果の獲得に繋げるなどの3点を掲げ、学生中心のアプローチとして転換を図る。

教育成果の改善目標は、①初年次教育の充実、②超高齢社会や多様化したニーズに対応できる柔軟な思考力の育成、③社会的・職業的自立に必要な **generic skills** の獲得とする。その方法として、歯科衛生学科では、「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」を選択科目として組み込み、保健福祉学科では、「保健福祉体験学習」を初年次教育として、「福祉キャリアデザイン」を基礎科目に位置づけ、加えて「専門発展科目」として医療的ケアに関連する科目を設定したので、これらの新たな科目の充実を図る。

平成26年度より在学期間中のコンピテンシー獲得のためのアクティブ・ラーニングとして、臨床・臨地実習や介護実習における「インターンシップ教育」や上級生と下級生間で行われる学年相互の学びと成長の共有化を図る「ピアサポート型教育」の実施を教育方法の改善計画とし、社会が求めるニーズに対応できる専門職業人の輩出に努める。

学習成果・評価体制の向上取組計画として、ルーブリックの学修評価への活用や社会的・職業的自立に向けて必要な **generic skills** 判定のためのPROGテスト（リアセック社）の活用について、FD活動で十分に研修を行い、学習到達度を適切に測定・評価する取り組みを全学的に進める。

教職員の教育力の底上げを図るために、FD活動やSD活動の研修の充実を図る。

また、学ぶ意識の高い学生が経済的な理由で進学や修学を断念することがないように、保健福祉学科では、「福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度」や「福岡県介護福祉士の訓練生制度」が今後も継続して利用できるように、県の関係官庁に陳情等を行っていく。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) 要約

平成22年度に整備された「三つの方針」は、「学生の葉」、「入学試験要項」、ホームページ等で広く周知している。

学位授与の方針は、まず本学所定の単位を修め卒業試験に合格することが前提であるが、本学の教育理念および各学科の教育目標に示される「科学的思考力と職業倫理を身につけ、現場での問題発見・解決能力や自己管理能力と、多職種との連携・協働のもとに専門性を発揮して地域歯科保健や地域福祉のリーダーとして生涯にわたり自ら学び続ける力を有する学生に授与するもの」としている。また、専攻科口腔保健衛生学専攻

(以下専攻科と略す)においては、医療人としての高い倫理観と専門分野における知識と技術、指導者として活躍できる能力を有する学生に修了が認定される。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与方針に対応して、教育の理念および各学科の教育目標に示された人材を育成することを目的に編成されている。歯科衛生学科では、医療人としての自覚と倫理観を持ち、生涯を通じた口腔の健康管理、要介護者に対する訪問歯科衛生指導および高齢者・障がい者の口腔ケア（口腔介護）を実践できる歯科衛生士の養成を目的に教育課程を編成している。専攻科では、歯科衛生士として更なる専門性の理解を深めるとともに、医科歯科総合病院の専門歯科診療科で学ぶ臨床実地を通して、新しい時代に対応できる指導者並びに教員の育成を教育目標とし、教育課程を編成している。保健福祉学科では、豊かな教養と人間性を持ち、更に利用者のプライバシーと人権を尊重し、利用者本位の介護ができる介護福祉士の養成を目的に教育課程を編成している。

入学者受入れ方針は、両学科共に「建学の精神」を示した上で、具体的には、「口腔保健衛生あるいは介護福祉を通して、患者や高齢者、障がい者の気持ちを理解し、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持ち、科学的探究心と強い学習意欲、更に地域医療・福祉へ貢献する意欲を持つ人」と定め、一定以上の学力を有し、所定の試験に合格した者の入学を許可している。専攻科では、「医療人としての倫理観と幅広いコミュニケーション能力並びに歯科衛生士に必要な知識と技術を修得し、保健・医療・福祉に高い目的意識と口腔保健衛生学への科学的探究心と臨床研究に意欲のある人」と定めている。

(b) 改善計画

「三つの方針」は、平成22年に制定されたばかりで定期的な点検には至っていない。今後の法令の改正や社会情勢の変化、社会的要請等を踏まえて順次改正・改定を検討していく必要がある。

本学は歯科衛生士並びに介護福祉士という専門職種の養成機関であることから、特に超高齢社会への対応を考えた場合、即戦力となる人材、多様化した社会のニーズに対応できる柔軟な思考力と問題解決能力を持つ人材の輩出に心がけねばならない。特にこれからは、社会的・職業的自立に向けて必要なgeneric skillsを備えた人材の育成が短大には求められる。そのため、平成26年度より社会人としての汎用的能力の獲得をめざし、generic skillsを判定するためのPROGテストを導入し、学生個々の汎用的能力の評価を進めていく。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から専門発展科目の中で「医療的ケア教育」を行っているが、教育内容の充実を目指し、特にキャンパス内の2つの介護保険施設で実施する実践教育と短大での基礎教育の連携を更に図る。また、近い将来、介護福祉士の「国家試験免除」が廃止される予定であるので、国家試験受験対策を実践的に進めていく。

歯科衛生学科では、インターンシップ教育の一部として位置づけている診療体制が一般歯科診療所に近い口腔医療センターでの臨床実習について、平成25年度から実習を開始したばかりであるので、平成26年度以降に実習内容の検討を進めていく。

[区分]Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 現状

学位授与については、学則31条の2に規定されており、歯科衛生学科、保健福祉学科における学位授与の方針は、平成22年に本学教授会の議を経て決定された。この方針は、「学生の葉」や「自己点検・評価報告書」等の他、ホームページ上で学内外に公表しており、学位授与の方針については次のように明記されている。

【歯科衛生学科】

本学所定の単位を修めて卒業試験に合格し、次の能力を有する学生に卒業を認定し、短期大学士（歯科衛生学）を授与する。

1. 歯科衛生士として必要な知識・技術を修得し、生涯を通じた口腔の健康管理ができる。
2. 歯科衛生士としてリーダーシップを発揮し、多職種と協働・連携してチームケアとしての専門性を発揮できる。
3. 高齢者や障がい者の「口腔介護」を実践できる。
4. 医療人としての自覚と倫理観を備えている。
5. 豊かな教養と人間性を持ち、国際交流にも視点をおいた幅広いコミュニケーション能力がある。
6. 科学的思考力を持ち、臨床の場における問題発見能力と問題解決能力がある。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

本専攻科所定の単位を修得し、次の能力を有する学生に修了を認定する。

1. 医療人として高い倫理観を有する。
2. 専門分野の高度な知識・技術を修得し、医療・保健・福祉の場で実践できる。
3. 科学的根拠に基づいた口腔保健衛生を実践できる。
4. 国際化社会に対応できるコミュニケーション能力を有する。
5. コンピュータを使用した情報処理能力およびプレゼンテーション能力を有する。
6. 歯科衛生士の指導者としての自覚を持つ。

【保健福祉学科】

本学所定の単位を修めて卒業試験に合格し、次の能力を有する学生に卒業を認定し、短期大学士（介護福祉学）を授与する。

1. 豊かな教養と人間性を持ち、さまざまな利用者に対応するための基本的な知識を体系的に理解できる。
2. 利用者、家族、チームに対する円滑な対人コミュニケーションのとり方を身につけている。
3. 多様な情報や知識を論理的に分析、表現できる能力を身につけている。また、職業生活や社会生活でも問題発見能力と問題解決能力を有している。
4. 生活支援専門職としての自己管理能力やリーダーシップが発揮でき、多職種と協調・

協働してチームケアとしての専門性を発揮することができる。

5. 人権擁護の視点や職業倫理を身につけ、生涯にわたって自ら学び、介護実践の根拠に基づいた、尊厳を支えるケアを実践しながら地域福祉の向上のために貢献できる。
6. 超高齢社会に対応した高齢者や障がい者の生活の質（QOL）の向上のために、新たな問題の解決につながる実践的な生活支援や自立支援の取り組みを推進できる。

教育課程は、短期大学士（歯科衛生学・介護福祉学）並びに学士（口腔保健学）の学位授与を目的として編成されている。学習成果に対応する「課程修了の認定」は、学則第16条にて試験に合格した者に単位を与えると定めている。「卒業の要件」は、学則第30条において、歯科衛生学科では3年以上在学し104単位以上、保健福祉学科では2年以上在学し72単位以上を取得しなければならないと定めている。また、専攻科の「修了の要件」は、学則第51条において、1年以上在学し31単位以上を取得しなければならないと定めている。

成績評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示等」に準拠し、あらかじめシラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。また、「試験及び成績の評価」は学則第17条に規定され、具体的には「福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則」（平成17年施行）「福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則」（平成17年施行）及び「福岡医療短期大学出欠の確認に関する細則（平成25年施行）」に定められ、教育の質の保証に努めている。

学習成果の測定は、小テスト、中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで「学習成果の可視化」を図っており、学生への周知は、年度初めのオリエンテーションで「学生の葉」、シラバスを利用して行っている。

本学卒業時における資格取得に関しては、歯科衛生学科では「歯科衛生士国家試験」受験資格及び「介護職員初任者研修修了」の取得支援を行っている。保健福祉学科では「介護福祉士資格（国家試験免除）」および「社会福祉主事任用資格」「レクリエーション・インストラクター資格」の取得支援を、また、平成24年度入学生より両学科ともに本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」、「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得支援を行っている。

専攻科は、平成20年4月より「口腔保健衛生学専攻」として独立行政法人大学評価・学位授与機構から認定されている。これは、本学専攻科の修了要件を満たし、学修成果レポートを機構に提出した後、学修成果試験（小論文試験）に合格することで「口腔保健学士」の学位を授与されるものである。平成20年度以降の専攻科修了生92名全員が「口腔保健学士」の学位を取得している。また、本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の資格取得支援も行っている。

本学は専門職種を養成する短大であることから、学位授与の方針の社会的通用性を検証するために、インターンシップ教育の現場である実習先や卒業生の就職先からの査定を外部評価と捉え、PDCAサイクルとして活用し教育課程の作成とカリキュラムに反映させている。

(b) 課題

学位授与の方針は、平成22年に制定されたばかりで、以降の点検はまだ行われていないのが現状である。今後、社会情勢の変化や社会的要請等を踏まえ、学位授与の方針や資格取得の支援を定期的に点検・検討していくために、「自己点検・評価委員会」の活動を充実させていくことが課題である。

[区分]基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 現状

教育課程編成・実施の方針は、平成22年に本学教授会の議を経て決定され、シラバスや「自己点検・評価報告書」等の他、ホームページ上で学内外に公表している。

歯科衛生学科・保健福祉学科の「教育課程」については学則第13条に、専攻科は学則第50条に示され、これらは教育課程編成・実施の方針に対応して体系的に編成されている。

シラバスには各科目の達成・到達目標（シラバス内の「一般目標」・「行動目標」として記載）や「教育方法」、「評価」、「準備学習」、「教科書」並びに「参考書」等必要な項目が明示され、学生には年度初めのオリエンテーション時にシラバスを配布し、この方針等を周知している。教育課程における教員の配置は、短大専任教員の他、福岡歯科大学の兼任講師や各専門分野で十分な実績を有する非常勤講師を教員に充てているが、これは各教員の業績を基に配置しており、各科目共に十分な専門性を有した教員が担当する体制をとっている。

【歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育の実施
2. 高度化・専門化する口腔医療と歯科医療に対応するための基礎教育と専門教育および歯科医療において即戦力となりうる高度な臨床・臨地実習の充実
3. 高齢社会のニーズに対応した生活の質（QOL）の向上を図る口腔介護教育の実施およびキャンパス内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設等での臨床・臨地実習の充実
4. 教育・研究者として国際的にも活躍できる人材の育成
5. 資格取得支援教育の実施

授業科目は、「教育課程」学則第13条の別表Ⅰに示す通り、歯科衛生士学校養成所指定規則（平成22年4月1日文部科学省・厚生労働省令第二号）に則り、「基礎分野」と「専門基礎分野」、「専門分野」、「選択必修分野」の4分野に区分されている。基礎分野は「科学的思考の基盤」と「人間と社会生活の理解」の2科目群に、専門基礎分野は「人体の構造と機能」と「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「歯・口腔の健康と予防に関する人間と社会の仕組み」の4科目群に、専門分野は「歯科衛生士概論」と「臨床歯科医学」、「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」、「歯科診療補助論」、「口腔介護論」、「臨床・臨地実習」、「総括」の8科目群に細分化

されている。

1年次では、臨床歯科医学と歯科衛生学における基礎知識と技術の習得並びに情報処理および語学の基礎力を身につける。2年次では、科学的知識に裏付けられた専門教育による専門科目の知識と技術を習得することに重点を置いている。3年次ではインターンシップ教育が主体となり、医科歯科総合病院と口腔医療センター、2つの介護保険施設で臨床・臨地実習を行っている。また、地域保健活動における健康教育を理解する目的で、1歳6ヵ月児健康診査の見学・実習を保健所（保健福祉センター）で、集団口腔衛生指導実習を小学校にて実施している。

成績評価は、歯科衛生士国家試験受験資格に結びつくことから、シラバスの中に各科目の評価基準を明示し、これを厳格に適用している。

教育課程の見直しの一環として、平成21年度より「大学生の就業力育成支援事業」の中で3年次後期の初めに就業力育成セミナーを「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」として開講している。その内容は、歯科衛生士として活躍している卒業生や様々な分野で活躍している外部有識者による講演で、後半期の臨床・臨地実習を更に実りあるものにできるよう支援し、就業への理解と準備を深めるものと位置付けている。

このセミナーの開講の成果から、平成24年度入学生より2年次後期の授業科目である選択必修分野の「修辞学」を「コミュニケーションスキル」に、「手話」を「キャリアデザイン」に変更した。「キャリアデザイン」は、学生自身の歯科衛生士像の確立と就業力を身につけることを目標に置き、多職種との連携が図れ、医療・保健・福祉の分野で活躍できる歯科衛生士の育成を目的に設定した。この授業は、専任教員の歯科医師・歯科衛生士並びに非常勤講師の専門性を活かした講義内容で組み立てている。このように十分かつ効率よく学習成果を得るため、教育課程の見直しを適宜行っている。

【専攻科口腔保健衛生学専攻の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 歯科衛生士の専門科目を基礎として、より実践に即した専門知識と技術の習得
2. 全身疾患と口腔の関連（口腔医学）や有病患者への対応の習得
3. 他職種との共同・連携による口腔介護・口腔リハビリテーションの習得
4. 国際化社会に対応しうるコミュニケーション能力の涵養
5. コンピュータを使用した情報処理能力やプレゼンテーションの能力の涵養
6. 学士（口腔保健学）取得を目標とした教育・指導

授業科目は、学習成果を獲得するために教育課程編成・実施の方針に沿って「教育課程」学則第50条の別表Ⅲに示す通り、必修科目として「英会話」と「健康の科学」、「歯科看護学」、「口腔介護特論」、「口腔保健管理学」、「先端臨床歯科学」、「専攻研究」、「地域口腔介護実習」、「歯科臨床実地」の9科目、選択科目は「研究方法論」または「情報処理演習」、「社会保障特論」または「老人・障害者福祉論」の2科目で編成されている。

更に、医療、保健、福祉の分野における専門職との協働や連携を成し得る能力の育成など、新しい時代の歯科保健医療に対応した学習成果を獲得するために、医科歯科総合

病院や口腔医療センター、介護老人保健施設での臨床実地および地域住民の口腔保健管理を行う高齢者歯科保健指導の体験等の実践を重視した授業科目を編成している。

成績評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構から「口腔保健学士」の学位を取得するための必要要件となることから、各科目の評価基準はシラバスに明示されており、教育の質保証に向けて厳格に適用されている。

教育課程と内容の見直しについては、超高齢社会のニーズに対応できるよう本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の資格取得を組み入れ、社会のニーズに合わせ、適宜見直しを行っている。

【保健福祉学科の教育課程編成・実施の方針並びに教育課程の内容を以下に示す】

1. 基礎教育と専門教育とを充実し、利用者とのコミュニケーション技法の習得と利用者本位の介護姿勢の涵養
2. 介護実践の根拠に基づき「介護」を中核として「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」の3領域間の教育内容の相互連携を重視した包括的・系統的な科目構成
3. 高齢者の生活の質（QOL）の向上を図るため、充実した臨床・臨地実習により口腔ケアならびに介護予防に関する知識と技術の習得
4. 教育・研究の場としてキャンパス内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設との連携により、ボランティア活動の推進、実践力の強化ならびに広く介護予防ができる人材の育成
5. 資格取得支援教育の実施

授業科目は、「教育課程」学則第13条の別表Ⅱに示す通り、社会福祉士・介護福祉士養成施設指定規則（平成23年10月21日厚生労働省第132号）に則り、平成23年度入学生では2年間で「基礎科目」と「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の4分野であったが、平成24年度入学生より前記の4分野の他、「専門発展科目」を追加し5分野とした。人間と社会では「人間の理解」と「社会の理解」、「選択科目」の3科目群に、介護では「介護の基本」と「コミュニケーション」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」の6科目群に、こころとからだのしくみでは「発達と老化の理解」と「認知症の理解」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみ」の4科目群、そして専門発展科目として新しく「医療的ケア概論」などを組み入れ、教育課程を体系的に編成している。1年次では、介護の基礎知識と情報処理及びコミュニケーションの基礎学力をつけることに重点を置いている。2年次では、医学的根拠に基づいた介護技術、口腔ケアや医療的ケアの実践能力を身につけることに主眼を置き、学習成果に対応したわかりやすい授業科目を編成している。また、平成23年度からは専門職として資格取得のみを最終目標とするのではなく、卒業後に社会の一員として自律し、社会貢献できる人材の育成を目標にキャリア教育の一環として、「就業力育成セミナー」を導入した。

成績評価は、シラバスに各科目の評価基準を明示し、厳格に適用している。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

(b) 課題

歯科衛生学科では、現在2年次で実施している選択必修科目の「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」については、学生の就業力育成にとって両科目ともに必須であることから、必修科目への変更を検討する必要がある。

また、小児の齲蝕予防や成人期の歯周疾患の予防、高齢者の肺炎予防についてはこれまでのカリキュラムに組み込んできたが、これからは、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応と同時に、周術期の患者管理を含めた専門性の高い歯科衛生士の輩出が大きな課題となるため、カリキュラムの検討が必要である。3年次のインターンシップ教育には、卒後、即戦力となり得る実践教育の場が必要となるため、平成25年度後期から高度な専門性を有し、一般歯科診療所に準じた診療体制を整えている口腔医療センターにおける臨床実習を加えた。しかし、開始して間もないことから、実習内容をより一層充実させるために学生から要望などを聴取し、それを基に指導者との連携の強化を図りながら、実習内容の改善に取り組まなければならない。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から専門発展科目の中で「医療的ケア教育」を行っているが、新たな科目であるため実習を含めた教育内容を今後も検討する必要がある。また、将来、国家試験を受験するときに備え、受験生の全員合格のために十分な指導体制を整えることも重要な課題である。

専攻科では、これまでに専攻科修了生の92名全員が「口腔保健学士」を取得したが、今後は、その研究内容を関連学会、あるいは研究会での学術発表につなげる専攻科生が増えるように指導支援していくことが課題である。

[区分]基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確にしている。

(a) 現状

入学者受け入れ方針は、「入学試験要項」に明記している。

本学の教育理念を理解し、本学のいずれかの学科で学びたいという強い意欲と情熱があり、一定以上の学力を有する者、またはそれに相当する者が入学を希望し、所定の試験に合格した者の入学を許可することを、「大学案内」、「入学試験要項」、オープンキャンパス、ホームページなどで広く周知している。以下に、各学科の入学者受け入れ方針を示す。

【歯科衛生学科】

1. 口腔保健衛生あるいは介護福祉に深い関心を持ち、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持つ人
2. 患者あるいは高齢者や障がい者の気持ちを理解し、思いやりのある人
3. 科学的探究心を持ち、強い学習意欲のある人
4. 地域医療・福祉へ貢献する意欲のある人

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

1. 口腔保健衛生に深い関心を持ち、保健・医療・福祉に高い目的意識を持つ人
2. 歯科衛生士として必要な知識と技術を修得している人

3. 口腔保健衛生学への科学的探究心を持ち、臨床・研究に意欲のある人
4. 医療人としての倫理観と幅広いコミュニケーション能力のある人

【保健福祉学科】

1. 介護福祉および口腔保健衛生に深い関心を持ち、人々の健康増進や福祉に高い目的意識を持つ人
2. 高齢者や障がい者の気持ちを理解し、思いやりのある人
3. 科学的探究心を持ち、強い学習意欲のある人
4. 地域医療・福祉へ貢献する意欲のある人

各学科入学者選抜の方法は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）、社会人入学試験として社会人AO入学試験、社会人一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）がある。いずれの選抜方法においても「入学試験要項」に基づいて行っている。また、高等学校からの推薦書や調査書、短大・大学の成績証明書や高等学校卒業程度認定の合格成績証明書の提出を求め、入学前の学力の把握と評価を対象とすることを「入学試験要項」に明示している。

本学の入学試験選抜は、本学での勉学に強い意欲と情熱を持っているかどうかを確認し、一定以上の学力と人物を合わせた総合的評価を行い、可否の判定を行っている。面接・面談では、受験生に公平かつ十分に対応できるよう配慮し、基礎的な学習能力・入学希望の強い意欲と入学後の学習に対する情熱を確認すると同時に、受験生の思いを十分に引き出すよう努めている。また、社会人入学希望者も多くなり、成績のみならず社会人経験を十分に考慮したうえで、人物像を含めた総合判定を行っている。

専攻科の選抜は、3年制の歯科衛生士養成校の卒業（見込み）を出願資格とし、口腔保健衛生学の学修に必要な知識と技術を有し、臨床・研究に高い目的意識をもち、倫理観とコミュニケーション能力を兼ね備えた者を選抜対象としている。近年、専攻科入学生は他の養成校卒業の歯科衛生士の入学者が徐々に増えている。平成26年度では入学者17名のうち本科卒業生13名に対し、外部の養成校からの入学者が4名を占める結果となっている。

(b) 課題

本学の使命は、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を取得させ、医療や介護の職域で活躍する専門職業人を養成することである。それぞれの職種について具体的な目的意識が乏しいまま入学し、その後の学生生活に戸惑い、残念ながら学業不振に至る者もいる。そのため、将来像が可視化できるようオープンキャンパスにおいて、各職種の体験メニューを充実させ、また、ホームページを利用して授業や実習内容を適時示していくことを検討する。また、入学者獲得のための高校訪問では、進路指導担当教諭の専門職種への理解がより深まるよう取り組みを検討する。

専攻科については、近年本学以外の3年制養成校から入学を希望する者が徐々に増えているため、外部の養成校出身学生が母校で本学専攻科について紹介する機会が得られるよう、積極的に他校へ働きかけることを検討する。

[区分]基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 現状

各学科ともに教育課程は、育成しようとする専門職業人に必要な知識の理解や技能の修得を目的として編成されている。学習成果は、教育の理念、学位授与の方針、各学科の教育目標に示される他、シラバスにおいて達成・到達目標や教育方法、評価等、学習成果の査定に関連する記述を具体的に明記することで、学生にわかりやすく提示されている。

成績の評価は、学則第15条の3の「成績評価基準等の明示等」に準拠し、シラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている。学習成果の測定は、小テストや中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度、出席状況などを定量化することで評価している。授業・実習に関する学習成果の査定については、「基準Ⅰ-B教育の効果」でも示したように、「授業評価アンケート」や「国家資格取得状況」、「資格取得に向けた教育支援と取得状況」、「本学認定資格の取得支援状況」、「インターンシップ教育（臨床・臨地実習、介護実習）先の評価」などを教育効果の検証に活用し、教育の質の保証と改善に努めている。学習成果については、教育課程終了後、ほとんどの学生が歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格を取得していることから、卒業までの期間内での獲得や測定が可能であり、また、各専門分野への就職率が高いことから学習成果の実際的価値は担保されていると考える。

学生の卒業後の評価を聴取するため、両学科の卒業生の就職先である各歯科診療所・施設に対し、平成25年3月11日にアンケート調査を行った。アンケートの回収率は約4割で、「専門教育の中で充実すべき教育内容」や「社会人としての必要な能力の評価」では、専門性の重視の差により就職先の回答は様々であったが、「教育全般に対する評価」、「本学卒業生が短大で身につけた能力を發揮しているか」、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」という項目については5割以上の就職先から概ね好評の回答を得た。「本学卒業生を採用する理由や選考のポイント」については、専門領域の教育の充実やこれまでの卒業生に対する信頼度、就職に関する本学のきめ細やかな対応を評価する就職先が多かった。

【歯科衛生学科】

歯科衛生士は知識だけでなく十分な技術も必要となることから、1年次前期から基礎臨床実習科目を開始し、3年次のインターンシップ教育へと繋げている。1年次では、スケーリングや歯磨き指導などマネキンを用いて基本的な技術の習得を図り、2年次ではその応用として学生相互の実習で技術を磨き、3年次ではインターンシップ教育の現場で患者や入所者への対応を学ぶ実践へとステップアップすることから、学生はその学習成果の具体的な達成感を3年間の教育の中で獲得することができる。また、実習科目の評価は講義科目と異なり、技術技能を評価することが必要となることから、シラバスに記載される行動目標に沿った到達度が学習成果であると考え、筆記試験と技術技能試験等で評価を行っている。技術技能試験については、複数の実習担当教員による総合的評価を行っているが、教員による評価だけではなく、将来の指導者への育成を視野に入れ

学生相互による他者評価と学生自身の自己評価を行わせる教育を展開している。この取り組みは、学生に自己の技術の振り返りと客観的な評価に基づいた技能を身につけさせており、学習成果の獲得につながっている。また、3年次のインターンシップ教育である臨床・臨地実習の評価は、各専門歯科診療科の指導者による実践評価（医療面接を含めた患者接遇や実技習得試験）と短大並びに各専門歯科診療科の指導者が出題する筆記試験の成績評価（前半期・後半期の臨床実習が終了した後に実施）を総合して行っている。これらの専門知識や技術を身につけ、国家資格を取得し歯科衛生士として就職することが、学習成果の実際的価値として捉えられると同時に、学習成果が獲得されていると考える。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

教育課程は、歯科衛生士資格を取得した者が専門分野の理解を深め、新しい時代の指導者育成と歯科衛生士養成の指導者育成を目標として編成されている。その内容は具体的に臨床実地マニュアルに示される。臨床実地は、専攻科生自身が希望した医科歯科総合病院の各専門歯科診療科にて実施され、その学習成果は専門歯科診療科指導者により、専門的診療内容の理解や歯科衛生業務に対する技術の習熟度、医療人としての人格等を総合的に評価される。

専攻科の教育目標である学士（口腔保健学）の取得には所定の単位修得と、独立行政法人大学評価・学位授与機構への学修成果レポートの提出及び学修成果試験（小論文試験）に合格することが要件となる。平成20年度より25年度までの専攻科修了生の92名全員が学士を授与された実績から、専攻科における学習成果の測定は適切に行われており、学習成果は査定されていると考える。また、多くの専攻科修了生が、専門の臨床分野への就職や、歯科衛生士養成校の教員として活躍していることから、学習成果は獲得されており、実際的価値は担保されたと考える。

【保健福祉学科】

実習科目においては、実習要綱に沿った課題への到達度が学習成果であると考え、学生の自己評価と教員評価、介護実習指導者の評価を含めて測定している。

規定のカリキュラムの単位を取得し、日本介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することが卒業の要件であり、多くの学生は入学から卒業までの修業年限内に単位を取得して卒業していることから、学習成果の査定は行われており、また、卒業生が介護福祉士の資格を取得し専門職として社会貢献に寄与していることから、学習成果は獲得され、実際的な価値は担保されていると考える。

(b) 課題

歯科衛生学科では、これまで知識や技術の向上に重点を置いた教育を行ってきたが、コミュニケーション能力等が重視される医療面接や患者への接遇技術の向上が必要であることから、現場で活躍する卒業生や臨床実習指導者の協力を仰ぎ、学生の技能評価の査定やアドバイスを直接受ける機会を設け、学生の実践力の向上を図ることが課題と考える。また、歯科衛生業務や口腔介護に必要な高度なテクニックの習得を図るため、

より生体に近いマネキンの導入を検討したい。更に、国家試験受験者全員合格を目指し、成績不振者への対応を更に充実させたい。

専攻科については、学修成果レポートの作成指導の充実を図り、「口腔保健学士」としてさらなるスキルアップを遂げるとともに研究内容の質の向上が課題と考える。

保健福祉学科では、これまでは規定のカリキュラムを履修し、介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することで介護福祉士の資格を取得（国家試験免除）してきたが、近い将来、国家試験免除が廃止され国家試験を受験することになる。国家試験の受験対策を効果的に行っていくことを含め、学習成果を向上させるための方策の検討、ならびに定期試験や実習の評価等を基準に学生の基礎学力、能力の格差の是正を図り、底上げを行う手段を国家試験対策として検討することが課題である。

歯科衛生学科、保健福祉学科ともに実習科目の技術評価は困難を伴う。そのため、両学科ともに実習等の技術技能試験の学習成果の測定に際し、評価者間のばらつきの解消と学習成果の測定方法の統一化を図るため、評価手段にループリックの活用を検討する。

[区分]基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 現状

本学卒業生の就職先は、主に歯科医療関係および介護関係施設であり、年を追うごとに求人数が増加し非常に安定した状況である。両学科ともに就職における必須要件は国家資格取得者ということもあり、卒業生のほとんどが国家資格を活かした歯科衛生士並びに介護福祉士として医療・福祉の現場で活躍している。これらの施設は卒業生の所属先というだけではなく、在学生のインターンシップ教育の実践の場（臨床・臨地実習、介護実習、ボランティア、卒業研究等）を兼ねており、教員は引率・実習巡回などの機会に、直に在学生や卒業生に対する現場の評価などを聴取し、それぞれの学科の基礎教育にフィードバックすると共に、就職活動時の情報提供としても活用している。特にキャンパス内の医科歯科総合病院や2つの介護保険施設における卒業生との交流は密に行われ、実習指導者という立場からの意見も基礎教育の見直しや充実に直結させて学習成果の点検に活用している。

また、「卒業生の就職先からの評価」や「卒業生から本学の教育内容に関する評価」などを毎年調査し、その結果を両学科の学習成果の点検や就職支援に活用すると共に、両学科の同窓会からの要望や意見として、歯科衛生学科主催のリカレント教育「口腔介護スキルアップ講座」や「公開講座」の講演内容の検討にも活用している。

平成25年3月11日に実施した就職先からのアンケート調査は、歯科衛生学科・専攻科の回収率は41.3%（57/138医院）で、同じく保健福祉学科の回収率は28.5%（32/112施設）であった。質問項目は、「専門教育の中で充実すべき教育内容」、「社会人として必要な能力の評価」、「教育全般に対する評価」、「採用に際しての理由と選考ポイント」、「教育の中で強化・充実すべき能力とそれを開発する教育プログラムへのアドバイスの提供」、その他「本学への要望」であった。

その結果、「専門教育の中で充実すべき教育内容」と「社会人として必要な能力の評価」については、就職先の専門性の重視の仕方により様々な回答が寄せられた。「教育全般に対する評価」は、歯科衛生学科では61.4%（35/57件）、保健福祉学科では59.3%

(19/32件)が「概ね適切である」と回答していた。「短大で身につけた能力を発揮しているか」では、歯科衛生学科では55.3% (31/57件)、保健福祉学科では43.7% (14/32件)、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」では、歯科衛生学科では81.7% (46/57件)、保健福祉学科では78.1% (25/32件)の回答であった。

「コミュニケーション教育が適切になされているか」という項目では、歯科衛生学科では64.9% (36/57件)、保健福祉学科では68.7% (22/32件)が「概ね適切である」と回答しているが、およそ3割の就職先ではコミュニケーション教育が不足していると感じていた。そのため、キャリア形成の一環として歯科衛生学科では平成25年度より2年次生を対象に、選択必修科目として「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」を開設した。「コミュニケーションスキル」では「読む」「書く」「話す」「聴く」という能力のブラッシュアップに力を入れ、「キャリアデザイン」では卒業後の自己像の確立と就労現場での多職種との様々な対応を念頭に、学生教育の充実を図っている。保健福祉学科でも同様に「福祉キャリアデザイン」を2年次に開設し、介護を担う専門職としての自己像の確立、就労現場での多職種連携を含む汎用的な社会人力の獲得を目的に教育を行っている。

(b) 課題

今回の調査では、回収件数が少なかったことから、今後のアンケートでは回収率を上げることが課題である。

超高齢社会を迎え、本学の育成する専門職種の需要の増加はますます期待される。しかし、様々な理由から、卒業当初の就職先とのマッチングが上手くいかず、職場が変わるケースもある。卒業生と就職先とのミスマッチを減らすためには、常に現場がどのような人材を求めているのか情報の収集に努めると同時に、求職者である学生の要望を的確に捉え、学生個人の適性を把握した就職支援体制を整えることが課題となる。また、学力や技術力の不足ではなく、コミュニケーション能力の不足からなかなか採用に至らない学生もいる。そのため、より実践的なコミュニケーション能力を向上させる教育の支援を行い、スキルの獲得に繋げていくことが課題となる。その支援の一環として、**generic skills**を養うため社会人基礎力の獲得をめざし、**generic skills**の判定のためのPROGテストを導入し、学生個々の社会人汎用能力の評価を進めていくことを検討したい。

[テーマ]

基準Ⅱ・B 学生支援

(a) 要約

本学では教育の理念に基づき、学習成果の獲得するための丁寧な指導・支援を行っており、教職員は、教育の理念や各学科のシラバスに記載された教育目標に対応した科目の到達・達成目標を基盤に学生の学習成果を査定するとともに、学習成果の獲得状況を適切に把握している。学習成果の一つである成績評価は事務課職員によって事務課のパソコンで一括管理されている。また、教職員は、FD活動やSD活動を通じて授業・教育方法の改善や学生支援の充実に取り組んでいる。理解力や技術力が不十分な学生には、

効果的な教育が施せるよう授業・実習内容の工夫を行っている。年度初めのガイダンスでは、学位授与の方針を基に、各教科の達成目標や到達目標について、「学生の葉」やシラバスを用いて説明し、学習成果の獲得に向けた指導を行っている。しかし、習熟度の満たない学生や、技術を更に磨きたいと希望する学生に対しては、実習担当教員が放課後などの時間を利用し、実習室を開放して技術技能を習得させている。

学生による「授業評価アンケート」は毎年度の前期・後期授業終了後に実施され、その集計結果は各教員へフィードバックされるとともに、この評価を基に教員は、授業や教育課程の改善・改訂を行っている。

履修・卒業指導については、新学期のオリエンテーションにて学年担任が学生全員に、また、個別指導については学年担任主導のもと助言教員が協力して支援する体制をとっている。成績不振や欠席過多の学生への対応として、補習の実施や学年担任、助言教員が保護者を交えて生活指導と学習支援を行う体制を整えている。

学習成果を獲得するために活用される福岡医療短期大学情報図書館分室（以下情報図書館分室）には司書が1名配置され、卒業研究や専攻研究の文献検索や快適に学べる環境作りを支援し、利便性の向上に努めている。

パソコンの利用については、教員は卒業研究や専攻研究以外にも、積極的に学内のパソコン、インターネットの利用を学生に促し、多くの授業でパソコンが有効的に活用されている。また、学生支援を充実させるため、事務課職員は2名の情報技術担当教員の指導で、パソコンの利用技術の向上を図っている。

歯科衛生学科では、優秀学生に対する学習支援として、3年次の希望学生には専攻科生と共に、アメリカ合衆国での海外研修を実施している。

学生の生活支援のための教職員の組織として、教授会、学務・FD委員会および学年間連絡打ち合わせ会があり、学生の支援は学年担任の主導のもとに助言教員および事務課職員が日々の学生指導や厚生補導を行っている。また、学生生活に関する「学生の満足度調査」を行い、意見や要望について聴取し対応しており、キャンパス・アメニティの充実については、「学生の満足度調査」を参考に順次整備を行っている。

学友会や学園行事、クラブ活動については、学生が主体的に活動できるよう全教職員でサポートしている。学生は、主に福岡歯科大学のサークルに参加しているが、歯科衛生学科の学生を中心とした「ダンス愛好会」が平成25年度に発足し、学園祭や施設の行事に参加して日頃の成果を披露している。

学生への経済的支援のための制度には、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」や保健福祉学科では、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」を設けている。

学生の健康やメンタルヘルスケアについては、両学科とも学年担任または助言教員がそれぞれの学生の相談に乗っているが、福岡歯科大学教員の心療内科医師が「学生相談室」に配置されているのでカウンセリング希望の学生には受診を紹介する体制を整えており、ハラスメントについては、ハラスメント相談員を各学科に1名配置して対応している。

障がい者の受け入れとして多目的トイレや階段昇降機などのバリアフリーに対応した設備を整えている。

就職支援については、学生をサポートする就職支援員を配置した就職支援室を設けており、就職支援室に送られてきた求人情報を学生に公開している。また就職希望学生と職場とのミスマッチを減らす目的で、就職へのアンケート調査を行い、本学への要望について分析している。

資格取得支援については、国家資格取得に向けて対応しており、就職後、さらなるステップアップが可能となるように将来を見据えた資格取得の支援を行っており、これまでに歯科衛生学科では「介護職員初任者研修修了」資格、保健福祉学科では「レクリエーション・インストラクター」資格や「福祉住環境コーディネーター」資格、「食農検定」の資格取得に対応する支援を行っている。

入学者受入れの方針は、教育課程編成・実施の方針や学位授与の方針と合わせ、大学案内やホームページに明確に示している。

本学では、これまで留学生の受け入れ実績がないので留学生の支援体制は整備しておらず、また、通信による学科は設置していない。

(b) 改善計画

現在、パソコン教室の使用は、各学科、学年単位で計画を立てているが、学科間での重複使用が余儀なくされる機会があるため、今後は両学科、全学年を通じた利用計画を作成・調整し、有効に利用できるように改善を図る。

情報図書館分室の活用については、現在、自学自習の場として多くの学生が利用しているが、利用希望者の数に比べ座席の確保が十分ではないことから、平成25年度に改修した101講義室とコミュニティホール1を自学自習の場所として提供している。利用法については各学科間並びに学年間での調整を図るとともに、講義室の利用状況を外から見えるように改修工事を検討している。

歯科衛生学科では、これまでは英語の習熟度別クラス編成による入学生の基礎学力評価、「My College Portfolio」、学生生活調査票などが分離した状態で活用され、十分に機能してこなかったため、その欠点を補うために分離した3つの資料を1本化し、個々の学生を多角的にとらえる「学生カルテ」を作成することを考えている。特に、歯科衛生士国家試験受験生の100%合格を目指すためには、1年次における基本科目の学習成果の確実な獲得が重要となることから、「学生カルテ」を利用して1年次から2年次への進級時の指導を徹底して行い、学生の基礎学力の底上げを図る必要がある。

資格取得支援については、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」に関するボランティアの要件に対する詳細な基準・規定が整備されていないので早急に策定して、高齢者福祉に対応できる歯科衛生士を育成する。

学生時代にコミュニケーション能力を習得させるためには、双方向性の授業を展開し、日常的に対人コミュニケーション能力の獲得を図る工夫が必要となる。

保健福祉学科では、学習成果の取り組みとして国家試験対策において3つの対策を行う計画である。①学生の学習成果の獲得に向けて1年次から2年次への連携科目や授業内容の進度が学習成果の向上に繋がるかを系統化する。②シラバスについて、より学習しやすいように「社会福祉概論」「介護の基本」および選択科目や専門発展科目の実施時期を変更するなどの改善を行う。③2年間を通じた全国模擬試験の設定（時期と回数）

および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する。

両学科ともにルーブリックによる学修評価の活用や社会的・職業的自立に向けて必要なgeneric skillsの判定のためのPROGテストを活用し、これまで以上に学習支援と生活支援の両面から学生支援が図れるよう計画を策定する。

[区分]基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現状

教育の理念および各学科の教育目標に対応した授業科目の到達目標は、一般目標、行動目標としてシラバスに具体的に明示されており、教員は到達目標に基づき学生の学習成果状況を適切に把握するとともに、学位授与の方針に基づいた成績評価基準により評価している。学生による「授業評価アンケート」は、単位認定されるすべての授業科目において前期・後期授業終了後に実施され、授業点検評価担当者はその集計結果をレーダーチャート形式で取り纏め、授業の評価責任者である教員にフィードバックしている。各教員は、その結果をもとに学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、当該年度の授業を振り返り、次年度以降の授業や実習の教育改善へとつなげている。また、定期的実施しているFD活動を通じて、全教員が授業・教育方法の改善に取り組んでいる。授業・実習担当者間の意思疎通や協力・調整は、兼任・非常勤講師や臨床・臨地実習指導者、介護実習指導者を含め、各学期開始前に学年担任主導のもとで連携調整を図り、授業・教育方法の改善策を打ち合せて授業や実習に臨んでいる。特にインターンシップ教育においては、実習開始前に指導者との綿密な打ち合わせや会議を開き、実習開始後も定期的に打ち合わせや協議を行うことで、学生の理解力や技術力にあわせて授業・実習内容を適宜調整することにより学習成果の獲得に努めている。

履修・卒業指導については、新学期に行われるオリエンテーションで学年担任が全員に指導し、個別指導については学年担任主導のもと、各助言教員と協力して学生を支援する体制をとっている。また、本学では履修や卒業に対する支援は、教員と保護者との連携を重視しており、成績不振や欠席過多の学生への対応として、まず学年担任が対処し、改善が見られない場合には助言教員とともに、留年や退学を未然に防ぐために、早期に保護者召致を実施し、生活指導と学習支援に対して家庭からの理解と協力を要請する体制を整えている。

歯科衛生学科の歯科医師教員は最新の歯科技術を学ぶために、福岡歯科大学の母講座や診療科で研鑽を積み、学生教育に還元している。歯科衛生士専任教員は「専任教員認定歯科衛生士」資格取得を目指し、全国歯科衛生士教育協議会が主催する講習会に参加し、本学の歯科衛生士教育の充実に向けて研鑽を積んでいる。

保健福祉学科の教員は、日本介護福祉養成施設協会が主催する全国介護教職員研修会に毎年参加し、新しい知識の獲得やスキルアップを行い、学生への指導に還元できるように研鑽を積んでいる。また介護系教員については、全員が介護教員講習会を受講済みである。なお「医療的ケア」科目の担当教員については、いち早く教員研修を受講し学生への指導に反映できる体制を整えている。

各学科の学習成果の獲得に向けた取り組みは以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

1年次教育において人間関係の構築がうまく図れずに学生生活や勉学、交友関係に不安を抱える学生や、歯科衛生士という専門職種が理解が少ないうまま入学する学生に対し、入学式直後の「先輩との交流会」や新入生研修旅行で行う「キャリアガイダンス」に専攻科学生をチューター役として介入させることで、入学当初の不安や悩みなどの軽減や解消に役立たせている。また、1・2年次生の基礎臨床実習に専攻科学生を「実習補助者」として配置し、事前に実習担当教員と打ち合わせを行って、実習に参加させている。専攻科生を「実習補助者」として参加させることにより、身近な存在である先輩を憧れの歯科衛生士として捉えさせ、自らの将来の歯科衛生士像の確立へと繋げさせている。逆に専攻科学生に対しては、先輩として、また、プロの歯科衛生士としての自覚の促しとしても活用でき、相互の相乗効果が期待できるものである。

3年次のインターンシップ教育では、各専門歯科診療科において歯科衛生士や歯科医師の指導者が教育指導にあたりると同時に、短大教員も巡回教育指導を行っている。特に、診療科で行われる実技習得試験に向けて短大での補習実習を希望する学生に対し、教員は放課後実習室を開放し、技術の習得を支援する体制をとっている。さらに教員は、巡回指導する中で実習指導者との打ち合わせを行い、学生の学習成果の向上に繋がるように密な連携を図っている。また、実習の場が専攻科の臨床実地先と重なるため、直接専攻科生から3年次生は指導を受ける機会も多い。

選択科目である介護研修に関しては、保健福祉学科の教員が担当して、「介護職員初任者研修修了」の資格取得支援に対する成果を上げている。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

「専攻研究」や「口腔介護特論」は、各人の研究成果のプレゼンテーションで評価している。発表会は、2年次生や3年次生を参加させ将来の学会発表などへの足がかりとなるよう工夫すると同時に、発表会参加教員と2、3年次生からの評価を加味することで、成績評価に反映させている。

また、教育目標のひとつである指導者の育成の趣旨に基づき、1、2年次生の基礎臨床実習に「実習補助者」として参加する制度は、これまで自分が学び、身につけてきた知識と技術を再確認するとともに、それらを教授する方法を、実習担当教員の教育技法から学び教育者の立場として実践することで、後輩の育成に貢献できる喜びと自分自身のスキルアップの場として活用させている。

口腔保健学の学位取得の対応については、学修成果レポートの内容に沿った専門指導ができる教員を配置し、少人数制（学生1～3人に1名の指導教員）で指導・教育に当たるとともに、専攻した専門歯科診療科の実習指導者である歯科医師による指導支援体制も整えている。また、学修論文の成果を専門歯科診療科の関連する学会にて発表する専攻科生も少しずつ増えている。

【保健福祉学科】

教員は学習成果の状況を随時、小テストやレポート、実技試験などの多面的評価によ

り把握しているが、学生の習熟度によっては個別対応が必要なケースがあり、週1回の学年間連絡打ち合わせ会を通じて教員相互で常に情報を共有し、迅速な対応を図るように努めている。複数の教員で担当する授業については、適宜打ち合わせを行い、内容の確認や調整を行っている。

介護実習については、キャンパス内の2つの介護保険施設を実習施設として活用することにより、保健福祉学科の教員だけでなく歯科衛生学科の教員も参加し、両学科の担当教員と施設スタッフの連携を密に図り、充実した実習プログラムの提供や早期の問題解決等きめ細やかな指導に繋がるように工夫している。実習担当教員は実習担当者会議を行い、情報の共有や問題解決の早期対応に努めている。

本学科は介護福祉士の国家資格の取得を目標のひとつとするため、介護福祉士養成施設協会が主催する卒業時共通試験に合格することを卒業要件としている。そのため、卒業時共通試験対策の一環として過去の国家試験問題をベースに、介護福祉演習を2年次の前期に2回、後期に4回実施している。合格点に達しない成績不振の学生に対しては、補習を放課後行った後、再試験を実施し、学力の向上を図っている。

口腔ケアの教育については、歯科衛生学科の教員による授業・実習を実施し、教育成果をあげている。

短大には事務課職員が課長を含めて3名が配属されており、各学科に1名の配置となっている。また、情報図書館分室補助職員1名が配属されている。事務課職員は短大の建学の精神、教育の理念を理解・認識し、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握しており、学習成果達成については職務を通じて認識し、丁寧な支援・指導を行って学生に貢献している。

事務課職員による学生支援では、履修科目の登録、成績評価の一括管理、卒業単位数や出欠状況の管理、各種証明書の発行、アパートや奨学金・学費納入に関する相談、情報図書館分室での支援等を行っており、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。特に学生の出欠管理、成績管理等については、事務課のパソコンに一括管理され、各学年担任主導のもと事務課職員と共同で管理し、学生指導に活かしている。更に学生の出欠状況は定期試験の受験資格審査にかかわる重要な要件であることから、各学年担任は出欠状況の点検を定期的に行い、学生の出欠状況の把握を事務課職員と連携を図りながら実施し、受験失格を未然に防ぐよう対応している。

学生指導への活用や学生との連絡を密にするため、時間割変更や諸連絡に「学生携帯掲示板」を設け、携帯メールを使用した同報メールサービスを行っている。また、入学時に「学生生活調査」を実施し、教員が学生の生活状況について十分把握する体制を整えている。更に、事務課を中心に施設設備等を点検し、学習成果の獲得に向けた学習環境の支援も行っている。

事務職員の業務体制については、短大事務課は福岡歯科大学と同じ福岡学園の事務組織に所属していることから、財務関係は財務課が、施設関係は施設課が管理している。短大事務課のSD活動は総務課が管轄し、福岡歯科大学と共同で行われており、学生支援業務に関連した「ICTスキルアップ研修」等の研修会やセミナー、シンポジウム等に事務職員は積極的に参加し、職務を遂行するための知識やスキルを修得している。研修内容は、専門研修や階層別研修、私学関係団体の研修、職場外研修、自己啓発研修と多

岐にわたり、全ての事務担当職員がいずれかの研修に参加することで学生支援の職務に活かしている。

教育資源については以下のように有効に活用している。

1. 図書館活動について

情報図書館分室には、司書が1名配置され、学生の相談を受けるなどの支援を行っており、福岡歯科大学情報図書館（以下情報図書館）の分室として、「福岡医療短期大学情報図書館分室規定」により管理・運営されている。

教職員は、学生の学習意欲の向上のために必要な各種図書館資料の整備をはじめ、資料検索や集めた資料をまとめるために必要となるパソコンの整備などを行い、快適に学べる環境作りを支援し、利便性の向上に努めている。情報図書館には歯科学や歯科衛生学に関する専門文献や書籍が置いてあり、本学の教員だけでなく、専攻科をはじめ多くの学生も利用している。情報図書館分室は、歯科学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を多く蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。

情報図書館分室は、専門的な研究を対象とする図書だけでなく、学生の授業に関連する図書および教員の教育に関する研究図書を蔵書の基本としており、パソコンも設置され、卒業研究や専攻研究などの文献検索に有効活用されている。

2. コンピュータ環境について

教育および学生の実習に使用できるコンピュータ環境は、パソコン教室、202講義室、情報図書館分室、コミュニティホール2に整備されている。教職員は、学生が情報処理実習や歯科保健指導、介護実習報告会、卒業研究発表、専攻研究などの媒体や資料の作成などに学内のパソコンやインターネットの利用を促している。全教職員は一人1台以上のパソコンを利用して教育や学務運営に活用し、各講義室でインターネットを利用した講義も実施できる環境を整えている。このように、教育課程や学生支援を充実させるため、パソコンの利用技術の向上を図り、各講義室に配備されたプロジェクターやスクリーン、資料提示装置を利用して、講義や実習を行っている。特に歯科衛生学科では口腔内の視野は狭いことから、細かい操作方法を習得させるために、実習室に口腔内撮影用ビデオカメラを設置し、液晶ディスプレイに大きくわかりやすい映像を映し出し実習の充実に活用している。保健福祉学科では介護実習室に講義で利用したスライドを提示することで講義と実習との関連を理解し、理論と実践について系統的に学ぶことで、より効果的な技術の習得が行える。

コンピュータに関するICTに精通した情報技術担当教員が2名おり、様々な問題に関して迅速に対応し、学生教育の支援を行っている。

3. 施設実習に関する教育環境

本学はキャンパス内にある2つの介護保険施設や医科歯科総合病院の専門歯科診療科、口腔医療センターにおいてインターンシップ教育を行い、患者や要介護高齢者への対応法や支援方法を実践する学びの場を学生に提供している。特に、キャンパス内の施設であることから、立地条件はもとより教育に関する打ち合わせや対応については、短大教

員と実習指導者との連携指導が図りやすく、より学生を主体とした実習が行えるという利点がある。また、介護保険施設は介護研修や「介護職員初任者研修」の研修施設としても活用している。

(b) 課題

両学科ともに入学生の「基礎学力評価」、「My College Portfolio」、「学生生活調査票」などの資料を一本化し、個々の学生を多角的にとらえる「学生カルテ」を作成して学生支援に役立てることを検討したい。

専攻科については、平成26年度の学位授与機構による審査方式の変更に伴い、平成27年度からは本学で審査を行うことになる。そのため、学修論文の審査が十分に行えるよう、学長主導のもと教授による若手教員の育成を行うことが課題である。また、教員の研究内容の質を上げることも課題となる。

保健福祉学科では、現在、卒業と同時に介護福祉士の国家資格が得られるが、近い将来、国家試験を受験しなければならなくなる。そのため、国家試験対策として、2年間を通じた基礎強化演習と全国模擬試験の実施時期と回数の検討、国家試験対策用のテキストの作成と教材の開発、成績に合わせた集中個別指導の実施などが課題となる。

情報図書館分室を学習の場に活用する学生の数は年々増加している。特に、試験前など利用希望者が増えるので、学生の自学自習や課外学習の場として提供するための効率的な利用法を検討することが課題となる。

コンピュータ環境については、パソコン教室のパソコンの利便性の向上を更に図ることが課題であり、更新や拡充に向けた中長期計画を作成するとともに、LAN管理室主導のもとセキュリティ体制を徹底していきたい。

本学は、専門職業教育に重点をおいた教育を行っているが、年々手技の習得に時間を要する学生が増えているため、実習室の時間外解放を増やすとともに、学生自身が自学実習に励めるような手技の習得のための教育媒体作成等の環境整備の検討が必要となる。

[区分]基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 現状

両学科、専攻科を含め年度初めに行う学年ごとのオリエンテーションでは、学年担任が主体となり「学生の葉」やシラバス、時間割、選択科目の履修届などを利用して、学位授与の方針を基に、学習の動機づけに焦点を合わせた各教科の到達目標の説明や授業内容にあわせた学習の方法、選択科目の履修について説明し、学習成果の獲得に向けた指導を行っている。

また、定期試験における成績が十分に得られず、基礎学力が不足している学生に対しては、補習期間を設け、再試験等に向けた事前学習を実施させた上で試験を行い、学習成果の獲得を支援している。未取得科目が多い学生や成績不振学生に対しては、再試験前に学年担任と助言教員が学生の面談指導を行うとともに、保護者召致を行い、学生の生活指導や学習支援も含めた連携体制をとっている。その結果、1年次の未取得科目数

や未取得者数は2年次になると両者ともほぼ1/3以下に減少している。

学務に関しては学年担任が、学習上の不安や悩みなどを抱えている学生に対しては助言教員が対応している。このように、学年担任と助言教員との協働により、学習成果の獲得に向け、学生生活を円滑に行えるよう問題の早期発見・解決に適切な助言指導が行えるよう体制を整えている。また、全教員の研究室扉にはオフィスパワーの時間を掲示し、助言教員以外の教員のサポートを受けることも可能となっている。

心の悩みに関する相談は、医科歯科総合病院4階にある「学生相談室」や福岡歯科大学教員の心療内科医師によるカウンセリングを紹介し、専門的ケアとして対応につなげている。

出席状況は学年ごとに毎月掲示し、年に2回保護者に成績とともに郵送している。

本学では、通信による学科の設置や留学生の受け入れ等は現在のところ行っていない。

【歯科衛生学科】

教育課程は、専門職業人に必要な知識の理解や技能の修得を基盤に、授業は講義・実習系科目で編成されている。講義科目は基礎から専門基礎、専門へと1年次から系統的に学習できるように組み立て、学習成果を確実に獲得できるようになっている。

学習成果の獲得に向け、入学当初より様々な試みを行っている。例えば、英語に関しては学生の英語力に差があることから入学直後に習熟度判定テストを実施し、習熟度別のクラス編成を行い、学習成果が上がるよう配慮している。また、学習習慣の早期確立のため、1年次の5月頃より「歯科臨床概論」や「歯科材料学」、「口腔衛生学」の3科目においては小テストを繰り返し実施することで、学習習慣を身につけさせると同時に成績不振学生の早期発見、早期対応を行っている。技術の習得については、習熟度の低い学生に対し、放課後等を利用して技術の習得のための補習実習を行い、全員が一定技術の獲得ができるよう学習支援を行っている。

3年次生と1年次生の歯科保健指導「合同個別実習」を7月に「ピアサポート形式」による相互実習を設定している。その内容は、3年次生が1年次生に口腔内への関心と理解並びに管理法の指導を、1年次生は患者として3年次生が指導した内容の評価を行う「ピアサポート形式」による相互実習を体験することで、歯科衛生士としてのモチベーションの獲得と学年間の交流に繋げている。

早期に国家試験合格へのモチベーションや自覚を高めるために、2年次の後期より定期的に国家試験形式の歯科基礎演習試験を4回、最終学年である3年次生に対しては、国家試験合格につながる学習成果を保証するための手段として、年間を通して臨床テスト・歯科衛生演習試験（過去の国家試験問題を短大教員が改編し出題）を15回実施している。この試験結果を活用し、早期の卒業試験および国家試験対策として、成績不振学生には学務・FD委員会で検討した後、学年担任が統括して、放課後や土曜日に補習を課している。補習には教員が輪番制で指導を担当し、基礎学力アップと学習成果の獲得に向けた指導を行っている。また、卒業試験の成績不振者には週6日、成績上位者に対しては週2日を国家試験までの学習強化期間と定め、教員は輪番制で学生の学習指導に当たっている。特に成績不振者にとっては、学習強化期間中のグループ学習で勉学に励むことにより、単独での学習による孤独感や緊張感が和らぐため、十分に準備して国家

試験に臨むことができる。試験問題の作成については全教員が関わり、早い時期から学生の学習レベルの把握に努めている。また、本学では、科目担当教員は全国版の解説集を執筆することで、国家試験内容を熟知しており、学生はその解説集を利用して早期から国家試験に向けた準備をしている。

学習進度の早い優秀学生に対する学習支援として、3年次に希望学生には専攻科生と共にアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加させている。

国際交流については、大韓民国の東釜山大学歯衛生科と姉妹校の締結をしており、東釜山大学は春に来学し、本科は秋に3年次生が訪問し、アジアにおける歯科衛生士の現状と教育の理解を深めることを目的に相互の交流を深めている。

また、経済的事由から就学の継続が困難となり、3年次半ばにおいて余儀なく退学をした学生に対しては、経済的事由の解決が図られた数年後に、3年次に再入学を許可し、卒業と国家資格の取得へ導いた実績がある。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

専攻科卒業後、歯科衛生士教育の指導者としての素養を磨けるよう、歯科衛生学科1・2年次生の基礎臨床実習に「実習補助者」として参加させている。「実習補助者」については、事前に学習成果についての教育指導を行い、基礎臨床実習に参加させている。また、超高齢社会に対応した高齢者・要介護者への口腔ケアと口腔機能向上支援のできる歯科衛生士となるための「口腔機能向上推進歯科衛生士」の資格取得の支援を積極的に行っている。

専攻研究については、学生が自らテーマを決め、短大教員がテーマに沿った学修成果レポートの作成を指導する。また、医科歯科総合病院の専門歯科診療科の指導教員がレポートの作成を指導する場合もあり、優秀なレポートについては、関連学会での発表経験を積ませている。

外国における歯科衛生士教育の現状を理解する目的で、アメリカ合衆国カリフォルニア州でホームステイをしながら、ロマリンダ大学歯学部歯科衛生学部での研修やシャフィカレッジ（歯科助手養成機関）の視察、デンタルオフィスの訪問見学などを行い、米国の歯科医療と歯科衛生士教育に触れる海外研修を毎年実施している。

【保健福祉学科】

学習成果の獲得に向け、基礎学力の不足や理解に時間を要する学生、つまづきが見られる学生、または作業が遅い学生等の多様な学生への対応としてグループワーク形式の教育を取り入れ、該当する分野を得意とする学生が、不得意である学生に対して援助や助言を行う機会を多く設け、学生が互いに刺激し合い、高め合う学生相互の学びの共有化を図っている。

また、技術の習得においては、2年次生と1年次生の合同授業を設定し、2年次生が1年次生に教えることを通じて相互に学ぶ「ピアサポート形式」の授業を実践している。授業外では講義室を開放し、学生が自主的に課題に取り組めるよう環境を整備するなどの支援を行っている。また、教員は授業時間外にも質問に応じ、オフィスアワーも活用しながら学習成果の達成に努めている。受験資格の喪失を防ぐために、授業出欠状況を毎

月揭示し、講義への出席状況を学生に把握させると共に、欠席が多い学生に対し学生指導と学習への動機付けを行っている。

国家資格取得のための介護福祉士卒業時共通試験の受験に向けて、2年次には全国统一模擬試験を1回、介護福祉演習試験を6回実施し学習成果の獲得に努めさせている。また、1年次生の介護実習開始に当たり決意式には2年次生が、2年次生の介護実習報告会や卒業研究発表会には1年次生が参加することで、学年間の交流と将来の自己像を具体的に描かせるよう工夫をしている。

成績優秀な学生で向学心の高い学生に対しては、これまでに西南学院大学人間科学部（1名）、西南女学院大学保健福祉学部（1名）、日本福祉大学社会福祉学部（1名）、西九州大学保健福祉学部社会福祉学科（1名）等の4年制大学への3年次編入を支援している。

(b) 課題

歯科衛生学科においては、優秀学生に対する学習支援としてインターンシップ教育として位置付けている臨床・臨地実習期間に、各専門歯科診療科で行われている勉強会や学会に参加をさせてもらい、臨床の検査・治療法や最新の研究発表に触れる学習の機会としていきたい。

また、国家試験受験者の100%合格を目指すため、早期からの学習支援体制の確立が重要な課題となる。例えば、1年次前期終了までに学習習慣の確立と成績不振学生への早期対応を図る目的で実施している繰り返し学習としての小テスト実施科目を増やし、基礎学力の充実に繋げる。3年次の成績不振学生への対応として、課外学習時間の確保を目的に平成25年度より実施した補習日程の変更（土曜日の全日を補習にあてる）を、下級学年にも同様に実施するなど学習支援体制を強化していきたい。

専攻科においては、近年、本学以外の3年制の養成校を卒業した学生の入学が増えているが、学びの深さや実習形態の違いから戸惑いも認められるため、科目履修や学位取得に向けた個々の学生に対応した指導体制の充実を図りたい。また、大学評価・学位授与機構の認定専攻科の学修成果レポートの指導は、現在短大教員が行い、学位授与機構で審査しているが、適格審査に合格すれば次年度から本学で審査を行うことになるため、審査体制を整えなければならない。また、臨床におけるより専門性の高い教育が求められていることから、医科歯科総合病院における専門歯科診療科での学びに加え、一般開業医の診療に準じた診療体系と歯科衛生士の役割を口腔医療センターで学び、患者対応の幅を広げることが必要である。

保健福祉学科では、近い将来行われる予定である国家試験に向けて支援体制の強化が必要である。また、2つの介護保険施設での行事にボランティアとして参加するだけでなく、主体的に活動ができるよう教育指導体制を整備する必要がある。

[区分]基準Ⅱ・B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現状

学生の生活支援のための教職員の組織として、教授会、学務・FD委員会および学年

間連絡打ち合わせ会があり、学年担任の主導のもとに助言教員および事務課職員が日々の学生指導及び厚生補導等の学生の生活支援を組織的に行っている。

学友会は「福岡医療短期大学学友会会則」に基づき、学生である正会員、特別会員（非常勤講師を除く教員）から組織され、会長、総務委員長、学年委員長、学年委員からなり、短大学長が会長として学友会を総括指導している。学園行事として毎年5月に開催される体育祭、10月に開催される学園祭はグループ校である「福岡歯科大学学友会」と本学学友会が共催で企画・運営し、全学生が主体的に参画できる活動の機会となっている。本学では、これら学園行事は、全学生および全教職員が一丸となって参加する行事と位置づけ、特に学園祭では両学科、各学年による展示や模擬店が出展され、各学科の特徴を活かした短大企画として「歯科保健指導」や「介護体験コーナー」を設け、地域住民も多数参加する催しとなっている。

クラブ活動に関しては、本学の学生は主に福岡歯科大学のクラブ活動に参加しており、学生への支援として夏季・冬季に行われる「全日本歯科学生総合体育大会」に参加する学生に対し、学友会と父兄後援会から参加費の一部を援助する活動支援を行っている。

昼食の場としてコミュニティホール1（120名収容）、コミュニティホール2（90名収容）、コミュニティホール3（60名収容）、学生ホール等があり、コミュニティホール1では昼食時間帯に弁当等の軽食や飲み物を販売している。その他に、キャンパス内には福岡歯科大学の学生食堂（200名収容）があり、昼食時には学生が利用している。また、本学内の「憩いの広場」にはベンチセットが設置され、学生はここで昼食等を取るなどくつろぐことができる。さらに、キャンパス内の体育館、グラウンド、テニスコート等を本学学生も使用することができる。以上のように、学生食堂、売店、保健室等の整備が行われ、快適な学生生活が過ごせるようキャンパス・アメニティの整備に配慮している。

本学校舎内の施設として、男女別の2室の保健室にはそれぞれ2台のベッドが設置されている。就学中に軽度の体調不良や気分の悪くなった学生は保健室の利用ができ、容態や症状によっては教職員が保護者と連絡を取るとともに、医科歯科総合病院の受診等の対応を図るなど、学生の健康管理の体制を整えている。また、緊急時の対応として、AEDを本学1階事務室前の壁に設置している。

自宅外通学予定の入学者で下宿・アパート・マンション等の宿舎が必要な学生には、事務課から近隣の不動産業者を紹介して対応しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。

本学は地下鉄七隈線次郎丸駅より徒歩5分、西鉄バス福岡歯科大学前バス停より徒歩5分、西鉄バス次郎丸団地バス停より徒歩7分と公共交通機関での通学に適した立地であるが、自転車やバイク（登録制）、自動車（許可制）での通学者も多く、学内に駐輪場と学生駐車を設置している。

学生への経済的支援のための制度として、学業成績が優秀で品行方正な学生を社会に輩出することを目的として、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」を設け、学業成績優秀者に対して年間授業料の5割を上限として免除している。平成25年度の実績で、歯科衛生学科各学年3名、保健福祉学科各学年1名の計11名が特別奨学生に選ばれている。前記以外の外部奨学金として、「山口県ひとづくり財団奨学生」（平成25年度実績1名）、

「日本学生支援機構奨学金」（平成25年度実績161名）がある。

保健福祉学科では「福岡県介護福祉士等修学資金貸与制度」（平成25年度実績12名）、「九配記念育英会奨学金」（平成25年度実績1名）、「ニヤクコーポレーション介護福祉士奨学基金」（平成25年度実績1名）、「生命保険協会介護福祉士養成奨学金」（平成25年度実績1名）などがある。また、歯科衛生学科には福岡県下の歯科医療従事者養成校在学者対象の「ふくわ奨学金制度」が平成25年度より利用できるようになった。これらの制度を学生に周知徹底して、積極的に活用させている。

保健福祉学科においては、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」の細則を設けており、授業料を1年次限りではあるが減免している。社会経験3年未満の入学生は授業料の15%（平成26年度入学生から20%に増額）、社会経験3年以上の入学生は授業料の55%を減額している。平成25年度の実績で、合計14名が授業料の減免を受けている。その他に、授業料の分納については学則第34条に記載され、4期分納の制度も設けている。

本学では、毎年4月中旬に全学生の健康診断を実施しており、また、医療職や介護職は、就業中に肝炎ウイルスに感染する危険に備え、希望者に対しB型肝炎予防ワクチンを接種させている。また、学年担任や助言教員が就学や学生生活の悩みについてオフィスアワーを利用して適時きめ細やかに相談に応じており、本学1階にカウンセリング室も設置している。心の悩みに関する相談については、医科歯科総合病院4階にある「学生相談室」で福岡歯科大学教員の心療内科医師が無料で相談に応じるなどメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制も整えている。

ハラスメントについては、学園内にハラスメント防止等対策委員会が設置され、「学校法人福岡学園ハラスメント防止ガイドライン」に基づきハラスメント相談員が短大内にも各学科に1名が配置され、相談の窓口となっており、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重される体制を整えている。相談員の氏名および連絡先等は、ホームページや「学生の葉」、学園が発行するポスター等に記載され公表されている。

学生生活についての意見や要望は、随時学年担任や助言教員を通じて聴取するよう努めており、また、平成25年度に「学生の満足度調査」を全学生に実施した。「授業や実習など教育に関する項目」、「短大での学生生活に関する項目」、「短大の施設設備に関する項目」、「アルバイトや余暇の過ごし方に関する項目」など41項目の多岐にわたる内容について学生の意見や要望を聴取した。

これまでに、留学生が在籍したことがないため、学習および生活支援の対応していない。

本学は、医療・保健・福祉の担い手として、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を有する専門職を養成する短期大学であり、国家資格を取得する目的で社会人入学希望者が増えている。特に、これまで歯科助手や介護職員として仕事に従事してきた者が、自らのキャリアアップや国家資格の取得を目標に入学してくる場合が多いため向学心が高い。社会人学生は高い職業意識やモチベーションをすでに有しているため、特別に学習支援は行っておらず、逆に社会人学生の存在は現役で入学してきた学生への学習意欲を高める良い刺激となっている。

障がい者の受け入れについては、「歯科衛生士法」や「社会福祉士及び介護福祉士法」

に定められた欠格事由があるため若干の規制はあるものの、両学科ともに障がいを持つ入学希望者の学習意欲を増進させ、卒業・就業に向けた適応能力の育成を目指して門戸を広げて受け入れる体制を敷いている。これまでに、聴覚障害や視覚障害など様々な障害を抱えた者を入学生として受け入れ、良好な成績で卒業し、就職に導いた実績がある。これらの多様な学生に対しては、入学前より学年担任を中心に個別に対応する組織的な学習支援体制を整えると同時に、玄関口スロープや多目的トイレ、階段昇降機などの施設整備の充実を図り、学生生活支援も併せた支援体制を敷いている。

科目等履修生については、学則第39条「科目等履修生、研修生及び委託生」に示すとおり体制を整備し、「歯科衛生士国家試験」不合格者（既卒者）を対象に受け入れており、平成24年度の不合格者1名を平成25年度に受け入れ、平成26年実施の国家試験で合格に導いている。

外部からのボランティア等の募集に応えるために、ボランティア担当教員（両学科複数名）を配置し、学生への情報提供に努め自主的参加を促している。特に、医療・福祉系の教育機関として臨床・臨地実習や介護実習先の福祉施設と密接な関係があることから、これらの施設の行事ボランティアへの協力要請が多く、学習成果を確認する場となっている。

学生の地域貢献活動としては、福岡市営地下鉄次郎丸駅構内で行う「地下鉄七隈線乗車マナー向上キャンペーン」や福岡市主催の「ラブアース・クリーンアップ」の清掃ボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を図る場となっている。これらの学生による社会的活動に対して、保健福祉学科では「レクリエーション・インストラクターの資格」取得のための要件として評価している。また、「認知症サポーター」の資格取得については、講義の一環として認知症サポーター養成事業「認知症サポーター100万人キャラバン」を行っている。更に、本学では、地域の要請によりミニ公開講座「認知症サポーター養成講座」を開講し、本学の保健福祉学科学生を支援員として参加させており、地域支援活動として評価されている。

(b) 課題

近年、家庭の経済的状況が厳しい学生が増えつつあるため、学生への経済的支援として、修学資金や企業からの奨学金・基金などの更なる獲得を目指すことが課題である。

保健福祉学科におけるボランティアの評価については、すでに「レクリエーション・インストラクターの資格」取得要件としての評価を行っているが、今後更に評価法を確立することが課題である。

平成25年度に実施した「学生の満足度調査」の結果に基づいて、より一層学生の生活支援を組織的に行うことを検討するとともに、学生の要望を速やかに聴取できる「目安箱」制度の導入をあわせて検討課題とする。

[区分]基準Ⅱ・B-4 進路支援を行っている。

(a) 現状

就職支援員と各学科の学年担任が協力し、学生の就職支援に当たっている。また、就職支援室と各学科並びに事務課との連携を図るため、「就業力支援委員会」が支援活動

の一部を担っており、構成人員は、各学科の学科長と教員2～4名、就職支援職員3名、事務課職員2名である。就職支援室では求人状況、学生の応募状況、就職内定状況等の情報を各学科教員に発信するとともに、就職関連行事やガイダンスの企画・運営を教員と打ち合わせて開催するほか、就職指導の課題の検討も行っている。また、最終学年次の学生に対しては「就職活動・編入学読本」の配布や「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」等を学科ごとに実施し、学生が抱く就職に関するさまざまな不安に対応できるように活動支援を行っている。

就職支援室には事務兼相談スペースを設けており、就職関係資料とパソコン3台による就職情報の閲覧が常時可能となっている。また、専任職員3名が常駐し、学生の就職相談に応じている。学生は、求人票、施設・医院のパンフレット、施設・医院別に卒業生が採用試験内容を記した「面接試験報告書」や「就職活動関係書籍」等を自由に閲覧することが可能で、事前に就職試験への対応策や模擬面接のサポートなどを個別に実施している。なお、相談は予約制ではなく、相談したい学生にいつでも応じることができる体制を敷いている。

就職活動の手順は、まず数件の求人先の見学を行った後、面接へとつなげ、学生の特性や希望と求人先の特徴や雇用条件とのマッチングを重視し、適宜アドバイスをおくる体制をとっている。更に、「卒業見込証明書」、「成績証明書」、「健康診断書」など面接の際に必要な書類を就職支援室で手渡すことで、就職活動を確実している。また、就職活動に伴う「授業欠席届」や「活動参加票（施設訪問の確認）」、「活動報告書（説明会参加、筆記試験・面接試験を受けた等）」を提出するよう指導し、学生の活動状況の把握と指導に努めている。就職活動並びに進路決定時期については、両学科とも国家資格の取得を第一の目標としているため、一般的な大学とは異なり、卒業試験並びに国家試験終了前後の1月から3月の時期に決定するものが6～8割を占めている。また、離職後の再就職の相談など各専門職種としての就職支援に卒業後も応じていることから、卒業生の利用度も高い。

進学・留学に対する支援部門も就職支援室内に併設し、進学や留学希望者に対する相談や受験のための指導を実施している。編入学の場合は、複数の大学から指定校の依頼を受けており、全学生へガイダンス時に周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じ行っている。各学科による進路支援の取り組みの状況は以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

キャリア形成の一環として「コミュニケーションスキル」や「キャリアデザイン」の授業を2年次生に行いコミュニケーション能力を育むとともに、3年次生に対しては年3回実施する「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」等において社会で働く卒業生を招き、「歯科衛生士としてのやりがい」や「資格取得を目指すにあたってのアドバイス」等を行い、資格取得への意欲の向上や就職活動への動機づけを行っている。

また、訪問診療を行っている歯科医院の増加や、チーム医療による歯科衛生士の活動範囲の拡大を見据え、平成16年より2年次に介護研修を選択科目として設け、「介護職員初任者研修修了」の資格取得を積極的に支援している。取得にあたり、介護保険施設

実習を経験することにより、卒業後の即戦力となる人材育成や医療従事者として欠かすことのできない思いやりや優しさを涵養している。また、学科間相互乗り入れ教育として保健福祉学科の「高齢者口腔ケア施設実習」との合同実習の中で、多職種との連携について学ぶ場があり、口腔にとらわれず全人的な関わりを持つための視点を身につけられることから、この資格取得は就職活動の際の強みとなっている。

このように、口腔介護教育に対し積極的に取り組んでいることから、平成24年度入学者より、歯科衛生士免許取得後に、本学独自の認定である「口腔介護推進歯科衛生士」を授与し、本学専門教育の質の保証とともに就職のための資格取得支援の一環としている。

また、歯科衛生業務のキャリアアップを目的に職場が変わる卒業生も多いため、常時学内の掲示板に就職情報を掲示している。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士国家資格を取得した上で、キャンパス内の医科歯科総合病院の専門歯科診療科にて歯科医師の直接指導のもと患者を担当し、就職後、即戦力としての活躍ができる人材の育成を行っている。また、学位授与の方針に掲げているように、歯科衛生学科1・2年次生の基礎臨床実習における「実習補助者」の役を課し、指導者として人を教育していく力の育成に取り組んでいる。

平成24年度より、「口腔介護スキルアップ講座（全5回）」の受講と「施設における高齢者の口腔機能アセスメントの実施（全4回）」、「実習補助者」として「口腔介護系等実習への参加」を本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定資格要件とし、平成25年度までに30名に対し認定資格を授与した。

ほとんどの専攻科修了生は、就職先として専攻した専門歯科診療科に関連した就職を決定しており、また、1年間（最大3年間）の嘱託職員として医科歯科総合病院に優先的に就職している。その他、臨床経験を積んだ専攻科修了生が他の歯科衛生士養成校の教員として活躍している。

【保健福祉学科】

保健福祉学科は国家資格である介護福祉士を取得して卒業するため、ほとんど全員の学生が国家資格を活かした介護分野への就職を希望している。社会的にも介護人材が大幅に不足している現状から求人状況は良好であるが、専門職としての価値を高めるため、更に、就職後のキャリアアップを見据えたより専門性の高い知識や技術の習得のための支援を積極的に行っている。具体的には、平成24年度の入学者から、本学認定の「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得や、介護職も実施できるようになった一部の医療行為を学ぶ「医療的ケア教育」を一足早く導入してカリキュラムの中に取り入れている。これらの資格や技術の獲得により、就職活動の幅が広がるように支援している。

【就職支援室、就職情報提供について】

歯科衛生学科3年次担任及び保健福祉学科2年次担任に加え、平成22年度より就職支援室を開設し、専任の支援員が3名常駐し、学生の就職活動の支援を行っている。就職

支援としては、就職活動のオリエンテーションおよびガイダンスの実施に加え、見学や面接の受け方、マナーや言葉遣いの指導、電話の掛け方や履歴書の書き方等の指導を個別に行っている。また、期間が限定された求人については、随時学年担任を通じて学生全体に通知し、希望者には個別に指導を行っている。求人票は、学生の目につきやすい1階掲示板に県別、地域別に掲示している。求人票の詳細や就職情報については、就職支援室で「受付番号順」や「勤務地」別に4冊ずつファイリングしており、複数人が同時に閲覧・検索できるように配慮している。また、テーブルなどを設置し、自由に情報を閲覧できる体制をとっている。求人及び学生の就職希望先は、福岡市をはじめとした県内が中心であるが、歯科衛生学科では県外に就職を希望する学生に対しては、グループ校である福岡歯科大学同窓会の全国規模のネットワークを活用することにより、希望の地域での就職を可能にしている。

編入学に関する入学案内や募集要項は、内容について説明すると同時に希望者に配布し、自由に閲覧できるよう環境を整えている。また、大学への編入学や留学等、進学希望者に対しては、学年担任を始め、助言教員、就職支援員等が連携を図り相談に応じている。歯科衛生学科では、福岡歯科大学2年次への編入制度があり支援体制を整えている。

本学では、就職支援員および学年担任をはじめ他の教員も、就職を含めたさまざまな進路の選択肢を示しながら情報を提供して相談に応じ、学生の進路支援を行っている。

就職支援室の進路支援を充実させるために、就職支援室に関するアンケート調査や卒業年次生を対象としたアンケート調査も実施している。これらによって、PDCAサイクルが効果的に機能するように配慮している。

(b) 課題

歯科衛生学科では、院長やスタッフとの人間関係や雇用条件の相違などの理由により、早期退職する者は少なくないのが現状である。早期退職を防ぐ手段として、院長が望む新人歯科衛生士に対する意向や先輩歯科衛生士からのアドバイスなど具体的な情報を提示する機会が必要となる。現在3年次を対象に「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」を実施しているが、全年次を対象に段階的に実施する必要がある。また、早期から自分の将来像を確立させるために、2年次の選択科目である「キャリアデザイン」の充実を図ることが課題である。さらに学生が将来キャリアアップできるように、歯科医院を多く紹介できるような就職支援体制を構築しなければならない。

保健福祉学科では、就職内定に向け学年担任、助言教員、就職支援室の連携のもと就職指導、個別面談を実施している。しかし、卒業時近くまで進路に悩む学生も少数存在するため、よりの確な情報提供と個別の就職支援が必要であり、学生が早期に自身の進路について向き合えるよう、面談を通じて進路希望や個性を掴み、将来のビジョン作りが可能となるよう支援体制をより強く敷くことが課題である。更に在学生のみならず卒業生に対しても、将来のキャリアアップのために、医療的ケア技術の習得のためのリカレント教育が可能な研修の導入を検討したい。

また、両学科ともに学力や技能技術の不足ではなく、コミュニケーション能力の不足から採用に至らない学生が現われている。そのため、より実践的なコミュニケーション能力を向上させる教育の支援が課題となる。

[区分]基準Ⅱ・B・5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 現状

入学者受け入れの方針は、建学の精神とともに、大学案内やホームページ、各学科、専攻科ごとの入学試験要項に明示されている。

入学者選抜の方針・各選抜の概要を入学試験要項の巻頭で紹介し、選抜試験ごとに「出願資格」、「選抜方法」、「出願要件」、「出願手続き」等の詳細を掲載している。各学科入学者選抜は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）、社会人入学試験として社会人AO入学試験・社会人一般入学試験（A日程・B日程・C日程・D日程）を実施しており、特に保健福祉学科では入学生が少ないため、随時AO入試を実施している。また、保健福祉学科では福岡県の福祉労働部が実施する介護福祉士の職業訓練制度で、福岡高等技術専門校の委託を受けて、介護福祉士の職業訓練生を受け入れ、更に高等学校の中退者等を対象として大学入学試験受験資格審査を行う入試も実施している。

AO入学試験は、面談や小論文および書類審査を通して総合評価すると同時に、本学の教育理念や方針を理解した上で、入学できるという特徴がある。指定校推薦入学試験では面接を実施し、公募推薦入学試験では小論文と面接を実施するとともに、高等学校の成績や人間性を重視して判定を行っている。一般入学試験・社会人入学試験では小論文と面接を実施し、書類審査を合わせて判定を行っている。このように本学では、学力偏重入試に陥らないように様々な入学者選抜形態を導入している。

専攻科では、小論文と面接試験を課す1次入学試験・2次入学試験・3次入学試験を実施し、受験の機会を増やしている。

主な入試の業務は、以下のとおりで全教員だけでなく、事務課の職員と協同して行っている。①大学案内、入学試験要項、広報物の企画・立案・制作、②進学関係（リクルート等）企業との折衝、③高校訪問、進学ガイダンスの企画・実施、④オープンキャンパスの企画・実施、⑤各入学試験の対応・管理、⑥大学案内、入学試験要項の請求受付、発送、⑦大学案内請求者のデータ管理・分析、⑧専攻科の募集活動については全国歯科衛生士教育協議会関連の会議等を利用、⑨入学志願者からの質問の受付（ハガキ・メール等）や問い合わせについては、事務課が随時回答している。

その中で、「入試日程やオープンキャンパスの日程」、「大学案内」、「入学試験要項」等の原案作成については、まず教授会で審議し、最終的には理事会にて承認されており、入試の合否判定は入試委員会が入試成績等の資料を作成し、教授会で審議した後、合否の判定を下している。学生募集や入学試験広報、入学試験等については、毎月1回開催される短大運営会議にて検討が行われている。

オープンキャンパスにおいては、入学者受け入れの方針に基づき、高校教員やオープンキャンパス参加の生徒に本学の教育の特徴について説明している。また、オープンキャンパスの日程については、5月から翌年3月までおよそ毎月2回のペースで実施しており、毎年6月には高等学校の教員を対象としたオープンキャンパスの実施も行っている。更にオープンキャンパスの日程以外でも、見学希望者に対しては教員および事務課職員が「随時のオープンキャンパス」として対応している。

高等学校から依頼される「出前講義」や「進学ガイダンス」についても短大運営会議で審議し、高等学校からの要望に応じている。

合格者もしくは入学手続き者に対しては、「入学のご案内」を郵送しており、主な内容は、「事前登校日と入学式日程」、「奨学金制度」、「新入生研修旅行日程」、「学生証作成手続き」、「選択科目の履修」などの案内の他、「教材・実習器具購入品一覧」などについて、入学後、学生生活にスムーズに入っていけるよう情報提供を行っている。

入学後のオリエンテーションは、入学直後の2～3日間および新入生研修旅行（1泊2日）時に行っており、「学則や学生心得」、「履修指導・登録」、「資格取得等の説明」、「施設案内」、「健康診断の実施」、「学友会紹介」や「防犯の心得」等を学科長並びに1年次担任が説明している。

(b) 課題

両学科とも入学者の受け入れにつながる大学案内・ホームページの検討を行って、入学者受け入れ方針と本学の特徴の周知を図ることが必要である。また、高等学校への出前講義を通して、高校生が歯科衛生士並びに介護福祉士の職業理解を深め、進路決定に役立てるよう支援しているが、今後も継続して実施校の開拓に努めていきたい。加えて、入学後の学習が円滑に行えるように、入学が決定した学生への学習課題の提供などを検討していくことも重要な課題である。

専攻科では、他の養成校からの入学希望者が半数を占めるよう広く公募することが必要である。

【基準Ⅱ教育課程と学生支援】特記事項

【5つの文部科学省選定の教育事業を通じた学生支援】

平成18年「特色ある大学教育支援プログラム」、平成20年「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」、平成21年「就職支援推進プログラム」、平成22年「大学生の就業力育成支援事業」、そして平成24年には「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」と、これまでに5つの文部科学省の教育事業に選定され、学生の様々な支援を行ってきた。平成21年度の「就職支援推進プログラム」では、全国でも数少ない優秀取組大学として選定された。

平成24年の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」では、両学科の新入生を対象として、初年次導入教育プログラム「これからの人と人とのコミュニケーションについて」というテーマで学外の授業参観者を招いて講義を実施するなど、キャリア教育の質向上を図っている。また、産業界ニーズ GP キャリア形成セミナーとして外部の大学から講師を迎え、各学年対象に講義を行ってきた。これらの取組は、学生支援体制の強化に大いに役立っている。

【職業訓練生の受け入れ】

平成22年度より福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課が実施している職業訓練制度の介護福祉士養成科訓練を、福岡高等技術専門校より委託を受け、本学において毎年10名程度受け入れ教育訓練を行っている。また平成22年度は、福岡市の介護人

材養成・就労促進事業の一環である「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム（緊急雇用創出事業）」によって離職失業者4名を受け入れ、2年間の教育を実施し、介護福祉士として福岡市内の事業所へ介護人材を創出した。

【時限的な福岡県の介護福祉士等修学資金貸付制度の活用】

就学中2年間、合計160万円の奨学金で、卒業後介護福祉士として福岡県内の介護施設で5年間（地域により3年間）就労すれば、返還義務が免除される修学資金等貸付制度を保健福祉学科では積極的に活用している。これは福岡県の予算次第で消滅してしまう制度であるが、本学の定員確保に大いに役立っている。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**(a)要約**

本学の教員組織は、専任教員数、教育・研究実績、経歴等において短期大学設置基準を満たしており、専任教員の採用、昇任は、本学園の関連規定に基づき、教授会で的確に資質を審議して行っている。全専任教員には研究室や共同で使用する研究室も備えられており、福岡歯科大学との研究も行っている。研究業績は学術情報データベースとしてホームページ上に公開しており、科学研究費補助金等の外部研究費も毎年獲得している。FD活動は、学務・FD委員会が統括して実施し、教員は、学習成果の向上に資するため学務・FD委員会、自己点検・評価委員会、学年担任と協力連携を図っている。事務課職員は3名、情報図書館分室事務補助職員1名で、SD活動を通じて能力を向上させ教員と連携して、授業、課外活動、施設利用等の支援を行っている。教職員の就業は本学園の諸規程に基づき行われ、規程集は学内LAN上で常時閲覧できる。平成16年度からは「人事考課制度」、「任期制」により教員の意識を高め資質の向上を図っている。防火対策については、本学園規定および消防法などの法令に従い管理を行っている。

本学の校地・校舎および運動場は短期大学設置基準の規定を充足する広さを確保している。教育施設は、学習成果の向上と学生支援に配慮して整備されており、障がい者に対しては、バリアフリー対策を行っている。体育館も適切な面積を有し、授業や部活動等で十分に活用されている。また、短大情報図書館分室は福岡歯科大学情報図書館の分室として、適切な面積を有しており、座席数・蔵書数についても基準を十分に満たしている。

施設設備の維持管理は、本学園の諸規定に従って行っている。火災・地震対策、防犯対策は、非常時の学生の安全の確保を目的としており、防災計画の策定、消防設備の定期点検を実施している。校舎の耐震基準適合化などの諸基準は満たされている。コンピュータシステムのセキュリティは、LAN管理室の専門技術職員が中心となって管理している。省エネルギー対策では、地球環境保全の目的から学園全体で電力消費量の削減に取り組んでいる。

情報技術は、パソコン・オフィス系ソフトの使用法、インターネットからの情報獲得技術の教授など支援は行われている。また、携帯電話（スマートフォン）を利用したシステムは、教職員と学生の連絡を密にしている。本学では、教職員間で情報を共有し、トレーニングを行うことにより、教育課程と学生支援を充実させる技術の向上に努めている。国家試験対策では、パソコン、ソフト、マークカードリーダーを用いて採点を行い、学生に情報を提供して学習成果向上に努めている。

学園全体の過去3年間の資金収支では、次年度繰越支払資金が収入超過で推移している。帰属収支差額は、歯科衛生学科が収入超過で推移しているのに対し、保健福祉学科は定員割れの状態は続いているため支出超過となっているものの、短期大学全体では過去3年間収入超過と良好に推移している。学園の正味財産は健全に推移しており、借入を行わず、全て自己資金で運営している。また、積立金及び資金の運用については、安全性を最優先としつつ、有効な運用を行っている。

学園の貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が90%以上、基本金比率も99.9%と良好な数値を示しており、総負債比率も約4%と安定した経営状況となっている。また、平成24年度決算を起点とした向こう10年間の収支を推計すると、収入超過で推移する見込みである。退職金は、規程に基づいた期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の100%を退職給与引当金として計上しており、退職給与引当金に相当する特定資産も確保している。

これらの財政状況について日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状況区分を用いると、本学園はA1であり、経営状況は良好である。

(b) 行動計画

学習成果向上のため医科歯科総合病院並びに介護保険施設の実習指導者との連携を深め、専攻科においては学位授与機構の新審査方式の適用認定を受ける。専任教員は上の学位、認定医、指導医、「専任教員認定歯科衛生士」の歯科衛生士全員取得を目指す。また、教員の研究の活性化、特に若手教員の科学研究費補助金獲得に向けて教授等ベテラン教員の指導の強化を行う。事務課職員はSD活動報告を行い、教員との連携と資質向上を図る。教職員の業績評価を人事考課に反映させる。

学生の部活動などに配慮した環境整備や駐輪場の拡充などを行う。また、ICカードの活用を検討する。

パソコン教室の利便性を高め、また、学生の学習成果を向上させるためのシステムの検討を行う。

保健福祉学科においては、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願を行い、授業料の減免制度等についても検討を行う。また、事業収入の増加の方策や科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの獲得に向けた方策を検討する。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) 要約

本学の教員組織は、教員数、教育・研究実績、経歴等について短期大学設置基準を満たしている。専任教員の採用、昇任に関しては、「福岡医療短期大学教員選考規則」、「福岡医療短期大学教員選考細則」に基づき、教授会において資質を審議して行っている。

教員の研究業績については学術情報データベースとしてホームページ上に公開している。研究活動は「学校法人福岡学園教職員旅費規程」をはじめとする諸規定に基づき成果を上げている。科学研究費補助金等の外部研究費は毎年獲得し、科学研究費補助金の申請・管理は、総務・財務課が中心になって厳正に行っている。全専任教員には個人研究室の他に、共同で使用できる研究室も備えられている。さらに教員は大学の母講座との研究も行っている。本学のFD活動は、学務・FD委員会が統括し、FD講演会や抄読会などが実施されている。各学科の教員は、学習成果の向上に資するため学務・FD委員会、自己点検・評価委員会、学年担任と協力連携を図っている。

事務課職員は経験豊富な3名と情報図書館分室補助職員1名で、その職責は「学校法人福岡学園事務分掌規程」で定められている。事務課職員はSD活動を通じて能力を向上させ教員と連携して、授業、課外活動、施設利用の支援を行っている。防火対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」により、消防法などの法令に従い設備管理を行っている。教職員の就業は「学校法人福岡学園就業規程」をはじめとする諸規程に基づき行われ、規程集は学内LAN上で常時閲覧できる。

平成16年度から「人事考課制度」、「学校法人福岡学園教員の任期に関する規程」を整備し、教員の意識を高め資質の向上を図っている。

(b) 改善計画

専任教員の1つ上の学位の取得、また歯科衛生士専任教員においては「専任教員認定歯科衛生士」資格を全員取得することにより教育の質・レベルをあげていくことが課題である。歯科衛生学科の専攻科においては、「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の適用認定を申出中であり、適用認定を受け入れれば審査方式の体制を整えることが課題である。

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けたい。研究費の獲得状況は上昇傾向ではあるが、さらに研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の科学研究費補助金獲得への指導とともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金についても増加させる必要がある。外部との共同研究をすすめるとともに、外部資金の申請・獲得には福岡学園の事務課と協同・連携していかなければならない。

また事務課職員と教員との連携をはかり学生への多面的な支援を迅速に行い、学習成果の向上を図らなければならない。そのためには短大事務職員のSD活動を行った後、その成果の提供を行うことが望ましい。人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、短大運営の活性化をはかる。

[区分] 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現状

本学の教員組織は表1(教員組織の概要)に見られるように編成されている。専任教員数は20名で短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

専任教員(教授、准教授、講師、助教、助手)の採用、昇任は、「福岡医療短期大学教員選考規程」、「福岡医療短期大学教員選考細則」に基づき、短大学長があらかじめ理事長と協議の上、大学長と協議し、教授会での確に資質を審議して行っている。また各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに、非常勤教員85名(兼任講師54名、非常勤講師31名)を配置している。専任教員20名の平均年齢は、48.5歳(教授60.2歳、准教授49歳、講師39.3歳)である。専任教員の年齢構成は40～50歳の教員が多く、専門的に経験豊富な教員による教育体制が整備されている。専任教員は、それぞれ博士9名、修士4名、学士4名の学位を取得している。

歯科医師は認定医 1 名、専門医 1 名、指導医 2 名、歯科衛生士は 4 名のうち 1 名は全国歯科衛生士教育協議会認定の「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している。全国歯科衛生士教育協議会認定の「歯科衛生士専任教員講習会 I～VI」のうち、現在 I、II までの受講者が 1 名、III、IV までの受講者が 1 名で 1 名は未受講者である。保健福祉学科は、医師 1 名（指導医）、看護師 1 名、介護福祉士 3 名、社会福祉士・精神福祉士 1 名、管理栄養士 1 名、介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格保持者 4 名（1 名は歯科衛生学科）である。

専攻科においては、「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の適用認定を申出中であり、学修総まとめ科目（本専攻科では「専攻研究」）の担当教員として教授 5 名ならびに准教授 3 名の他指導補助教員として講師 2 名ならびに助教 2 名が教員審査を受けているところである。

表 1 教員組織の概要（人） (平成 26 年 5 月 1 日現在)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	5	3	2	2	12	10		3	0	65	専任教員に学長を含む
保健福祉学科	3	1	4	0	8	7		3	0	18	専任教員に特任教授を含む
専攻科	(5)	(3)	(2)	(2)	(12)	-		-	0	2	専任は歯科衛生学科と兼務
(小計)	8	4	6	2	20	17		6	0	85	
[その他の組織等]	0	0	0	0	0					0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	8	4	6	2	20		20	7	0	85	

(b) 課題

専任教員の学位取得に関しては 1 つ上の学位を目指し、また歯科医師の専任教員はそれぞれの学会の認定医、専門医、指導医をめざすことが課題である。歯科衛生士専任教員の 3 名には、早期に「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得させ教育の資質をあげることが課題である。

[区分] 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 現状

本学の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、関連する分野における幅広い知識を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会などに行われる限り出席・参加して見識を広めている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、そのほか授業と直結した教育研究なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している。

科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択され、年ごとに金額も増加している。平成 25 年度は 7 件 (7,410,000 円) 採択、平成 26 年度には 9 件 (9,230,000 円) 採択されている。また企業からの奨学寄附金などの外部研究費の獲得もなされている。

教員の研究活動を支援する規程には、「学校法人福岡学園教職員旅費規程」、「学校法人福岡学園教職員旅費規程第 18 条第 2 項及び第 23 条に規定する日当細則」、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程」「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則」がある。上記の規定の中に専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備しており、海外でも研究活動等を行うことができる。研究成果は、教員個々の所属学会や福岡歯科大学学会雑誌で公表されており発表する機会は確保されている。

全教員は個人研究室を持ち共同で使用する研究室も備えられている。さらに一部の教員は福岡歯科大学の母講座で研究室を利用して研究を行い、また九州工業大学の研究設備を利用した研究も行われている。歯科医師教員は出身診療科で週一回診療と研修を行うとともに、学生への臨床実習指導も行っている。研究時間の確保については担当の授業、大学の諸行事、入学試験等の業務以外の時間を利用して、個人研究費を活用し上記の諸規定に従って研究発表や研修を行っている。

本学の平成 25 年度に行われた FD 活動は①学内で行われる FD (超高齢社会に対応した両学科間の相互乗り入れ授業の方法について等) (17 回) ②福岡歯科大学の FD 講演会 (4 回) ③外部講師による特別 FD 講演会(2 回)、④抄読会(15 回)、⑤科学研究費補助金の採択へ向けてのテーマ決定や計画調書のブラッシュアップ(7 回)で、計年に 45 回行われた。本学の FD の開催については、「福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則」に基づき行われ、教育方法や教員の資質向上を目的に企画・運営を行っており、福岡歯科大学主催の年 2 回の FD にも必ず参加し教育の質的向上を目指している。

また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の取組において、文部科学省選定事業(GP)の事業推進員 3 名と連携して、学生のニーズ把握のための学生対象アンケート調査や FD 講演会演者との調整等を実施している。

(b) 課題

本学は研究活動を活性化するためにその一環として科学研究費採択を目指しており、科学研究費の獲得状況は上昇傾向ではあるが、さらに増加させるためには抄読会等に

において各々の研究の成果を発表し、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要である。奨学寄附金については獲得状況がまだ少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の導入にあたり、福岡学園の総務課・企画課と協同して情報の収集、文部科学省との連絡を行い、教員への支援を強化する必要がある。母講座との連携を強めて口腔歯学部との共同研究や2つの介護保険施設を利用した研究の活性化もすすめる。

〔区分〕 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 現状

福岡学園の事務組織は「学校法人福岡学園組織規程」、「学校法人事務分掌規程」に基づき事務局長の下に、10課1係で構成されており、短大事務課では、学務、学生支援等の事務を分掌している。短大事務課職員は3名で構成され、7年以上の学務を経験している。また事務課職員は福岡学園の医科歯科総合病院・介護保険施設の教員である兼任講師との連絡を密にして、実習の円滑化に努めている。情報図書館分室の補助職員は図書館司書資格を有しており、本の貸借はスムーズに行われ、学生への支援につながっている。事務室には、事務備品・用品などのハード面における環境も十分に整備され、事務課職員が適切に運用管理している。

防火対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」により、消防法などの法令に従い設備点検等を行う他、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成している。地震等の大規模災害については、学生全員に配布する「学生の葉」の中に「地震発生時の対応マニュアル」を記載している。教職員には「防災マニュアル」を作成、配布している。情報システムの安全対策については、「福岡学園情報セキュリティポリシー」、「情報端末の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」を整備している。短大の学務システムは短大事務課で管理されており、LAN管理室の協力のもとに、外部からの不正アクセスに対応している。外部への情報漏洩防止については上記のマニュアルを遵守している。教職員の全パソコンは学園のLAN管理室が一括して管理しており、学内の全てのパソコンについてウイルス感染予防ソフトをそれぞれインストールすることが義務づけられている。

SDに関しては、「学校法人福岡学園就業規程」第36条に基づき策定した「学校法人福岡学園職員研修体系」により、平成23年度から学内研修を階層別研修と専門研修に分けており、業務改善や教職協働に向け、階層別研修として新採用職員研修、中堅職員研修、係長研修、課長研修等を実施、専門研修として、ICTスキルアップ研修、ハラスメント講演会等を実施し、事務課職員の資質向上に努めている。

事務機能の改善及び事務情報化の取組みとして、平成21年11月に「事務(業務)改善・事務情報化推進3ヶ年計画」を策定し、同年12月から実施した。この実施においては、事務(業務)の生産性向上、事務(業務)サービスの向上等、全職員参加による総合的な取組みとなった。この結果、①既存業務システムの合理的・効率的な運用方法の改善、②各種事務マニュアルの整備、③事務のペーパーレス化推進、④全職員による事務情報の共有化・一元化、⑤職員の情報リテラシー育成等、3ヶ年で延べ159件

の事務改善・情報化に係る取り組みが行われた。特に、事務局職員が情報を共有し、連携して作業が可能な情報基盤となる「事務情報共有システム」の実現は大きな成果と言える。

(b) 課題

本学では学生の出欠は受験資格の要件となるので教員への出欠状況の報告を迅速に行わなければならない。また短大事務職員の SD 活動を行った後、その成果を講演し情報の提供を行うことが望ましい。

[区分] 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 現状

教職員の就業に関する事項は、「学校法人福岡学園就業規程」に基づき定められ、これに基づいた運用がなされており、就業規程は学内 LAN を用いて教職員に周知している。職員の人事異動時には、オリエンテーションを実施しており、短大の新任教員には学長が随時オリエンテーションを行っている。

教職員の就業に関しては、「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程」に基づき、自ら出勤簿に押印し、勤務状況は福岡学園人事係が管理している。また、「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」により、育児休業・介護休業等を受けることができる。教員の1名が、平成24年度には「育児休業」を平成25年度には「育児短時間勤務制度」を利用した。本学では、「学校法人福岡学園人事考課規程」および「学校法人福岡学園人事考課マニュアル(短大教員用)(事務職員用)」に基づき平成16年度から「人事考課制度」を定め人事考課を実施している。この制度は、より質の高い大学教育、教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供に向け、教職員一人ひとりの重点目標への貢献を促し、貢献に応じて適切に評価し処遇につなげていくことを目的とする。人事考課は、一次考課は学科長が教員を評価し、事務課長が職員を評価する。二次考課は学長が教員全員を評価、福岡学園事務局長が事務課職員全員を評価し、その結果を理事長と協議して最終考課を行い、その結果を各教職員にフィードバックしている。また人事考課の結果は処遇につなげていき、昇任・降任、昇給・降給、昇格・降格、業績手当及び年度末手当の処遇に適切に反映されている。平成16年度から「学校法人福岡学園教員の任期に関する規程」を整備した。講師以上は任期5年(再任可)、助教以下は任期3年(1回限り再任可)で、教員の任期中における教育、研究、診療、管理・運営及び社会活動等の領域における人事考課の結果を任期に反映させることにより、教員としての意識を高めている。

(b) 課題

平成25年度はベストティーチャー賞を設け、学生による投票でベストティーチャーを選出した。平成26年度は「福岡医療短期大学最優秀教育改善賞」を新たに定めたので、その施行を適正に行うことが課題である。また、人事考課制度を効果的に活用することが課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a)要約

本学の校地・校舎および運動場の面積は短期大学設置基準の規定を充足する広さを確保し、障がい者に対しては、バリアフリー対策を行っている。教育施設については、教育課程編成・実施の方針に基づいて各種講義室等を整備し、各学科の学習成果に配慮した実習室や演習室、関係機器・備品を整備することで、学習成果の向上と学生支援の充実に努めている。

情報図書館分室は適切な面積を有し、座席数・蔵書数についても基準を十分に満たしている。図書を購入・廃棄は「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」に従って行っている。

体育館も適切な面積を有し、授業や部活動等で十分に活用されている。

施設設備の維持管理は、本学の固定資産・消耗品・物品等に関する諸規定に従い、「福岡学園第二次中期構想」に基づき実施している。火災・地震対策、防犯対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規定」を整備し、非常時の学生の安全性の確保を目的として対応している。防災計画の策定、消防設備の定期点検を実施しており、校舎の耐震基準適合化などの諸基準は満たされている。コンピュータシステムのセキュリティは、LAN 管理室の専門技術職員が中心となって管理している。

省エネルギー対策では、地球環境保全の目的から「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」を設け、学園全体で電力消費量の削減に取り組んでいる。

(b)改善計画

部活動は主に福岡歯科大学と共同で行われているが、ダンス愛好会のような短大のみの部（愛好会）が増えた場合には、活動しやすい場が提供できるように環境整備を行いたい。また、情報図書館の IC カードの導入・運用状況をみて、本学でも導入・運用が可能か検討したい。

施設設備は比較的良く維持管理されているが、学生用の駐輪場のスペースに余裕が少なくなっているため、スペースの整備・拡充を図っていく。

[区分] 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a)現状

本学は福岡学園敷地内の福岡歯科大学と多くの設備を共有しているため、施設・設備等の点検・評価に当っては一部大学と短大とを併せた形で記載する。

本学の校地および運動場は共用である。短期大学設置基準面積 3,200 m²に対し校地面積は 103,830 m²（運動場用地；33,279 m²を含む）、短期大学設置基準面積 3,450 m²に対し短大校舎の面積は 8,191 m²であり、校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、適切な面積の運動場を有している。

障がい者への対応についてはバリアフリーの観点から、校舎東側の出入口のスロープ、自動開閉ドア、障がい者用トイレ（1階）、階段の手すり、階段昇降機（1階から

3階まで)等を設置しており、校地と校舎は障がい者に対応している。

主要な建物は1棟で、2学科及び1専攻科共用で使用する講義室やパソコン教室等の他、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室を用意している。パソコン教室のパソコンは、講義・実習時以外も使用でき、さらに202講義室には専攻科学生が課題作成や学修成果レポート作成等自由に使用できるパソコンが10台とプリンター2台、情報図書館分室にパソコン4台とプリンター2台およびコミュニティホール2にパソコン2台とプリンター2台を設置しており、学生が自由に使用することができる。またこれらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。講義室においては、その使用目的に応じてプロジェクター、資料提示装置等を設置している。このほかに、携帯型の液晶プロジェクターが4台あり、プロジェクターが設置されていない講義室で適宜使用している。全体的な機器・備品の管理については、短大事務課で行い、日常的な使用・点検は各学科にて行っている。

パソコン教室は「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」(歯科衛生学科1、2年次)、「情報処理演習」(専攻科)、「福祉と情報処理」(保健福祉学科1年次)などの授業に使用するとともに、歯科保健指導用媒体、施設実習報告会資料、卒業研究発表用資料、卒業論文および学修成果レポートの作成等、両学科の複数年次の学生が頻繁に活用している。コミュニティホール2のパソコンは、学生が常時使用可能で、分室のパソコンは開館時間内で、情報の収集や自習に積極的に活用している。また、303~307講義室にはLANの接続口があり、パソコンを接続してインターネットを利用する講義等に活用する等、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備し、活用している。

学生の学習意欲向上や教育の質の向上を目的として、平成25年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」により、101講義室およびコミュニティホール1には、アクティブ・ラーニング形式である少人数グループ学習や課外の自己学習、相互学習に対応できる連結・可動式の机と椅子を整備した。学生にアンケート調査を行ったところ「小グループ学習の時に使いやすかった」「課外の自己学習の時間が増えた」など一定の教育の成果がみられた。なお、本学では通信教育は行っていない。

情報図書館分室は福岡医療短期大学校舎1階にあり、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されている。受付、閲覧室、書庫等があり、面積は247㎡で適切な広さを有している。閲覧席48席と視聴覚席2席、パソコン席4席があり、閲覧席数は、学生総数約360名に対し10%以上の割合である。蔵書数は13,480冊、学術雑誌数は24タイトル、AV資料数は274点である。

学生および本学教職員は福岡歯科大学9階の情報図書館も自由に活用でき、その面積は1,211㎡で、座席数105席、蔵書数10.3万冊、学術雑誌数240タイトル、AV資料数4,500点となっており蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等は十分である。また、購入図書選定システムや廃棄システムは「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」に規定されている。購入の際には、同規則第4条に規定されている年度図書調達計画に基づき、学生の図書委員により取りまとめられた学生全体の希望図書を、教員の希望図書とともに短大図書委員会で審議し、教授会で決定した後、情報図

書館が調達している。なお、本学園にない図書は、情報図書館のホームページにある相互貸借申込フォームによりメールで申し込み、他大学の図書館から取り寄せることができる。また、福岡市立図書館とは、図書の相互貸借を行っている。

情報図書館分室には司書の資格を有する情報図書館分室補助職員が1名配置されている。情報図書館分室は、学生が自己学習に活用する図書及び教員が研究・教育に活用する図書を基本としており、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。なお、学内のパソコンから、福岡歯科大学ホームページの情報図書館データベースにアクセスし、図書館だより、利用ガイド、新着図書の検索、蔵書検索、所蔵雑誌検索、文献検索等を行うことも可能である。

体育館の面積は3,672 m²であり、適切な面積の体育館を有している。体育館は「健康生理学」（歯科衛生学科1年次）「生活支援技術Ⅱb」（保健福祉学科2年次）やバレー、バスケットなどの部活動、体育祭などで有効に活用している。また体育館以外にも、学園内の運動施設として、野球・サッカーおよびラグビー兼用のグラウンドや多目的グラウンド、さらにテニスコート、弓道場も大学との共用で常時使用することができる。

(b) 課題

専門教育の質向上の観点から、アクティブ・ラーニングを支援する教育設備の点検・見直しを進めていきたい。また、本学には平成25年に新しくダンス愛好会が結成され、活動の際に使用する多目的演習室に鏡を設置したが、さらに愛好会員が増えた場合には柔軟な対応が必要となる。今後新たな部（愛好会）が結成された際には適宜利用設備の検討を図る必要がある。また、大学のICカードの導入・運用状況をみて、情報図書館利用時の利便性を高めることも今後検討していきたい。

[区分] 基準Ⅲ-B-2 施設・設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 現状

施設設備・物品管理については、「学校法人福岡学園経理規定」、「学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人福岡学園施設管理規定」を整備し、適切な管理を行っている。また、施設設備の維持管理は、「福岡学園第二次中期構想」に基づいて策定された毎年度の事業計画に沿って講義室設備の改善等を行っている。また、施設課職員が定期的に学園の建物等の巡回点検を行っており、これにより短大では校舎北側の一部に劣化が見つかり、補修工事を実施した。

防火・防災計画の策定、消防設備の定期点検など、非常時の学生の安全確保のための「学校法人福岡学園防火・防災管理規定」を整備している。地震対策においては、短大の校舎は耐震診断により耐震補強は必要ないと診断されたが、非常時の学生の安全に留意し同規定に基づき「地震発生時の対応マニュアル」を整備し、周知を図るなどの対応をとっている。また、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成し、防災啓蒙活動や、1年次生を対象に消防訓練（消火訓練、降下訓練、非常階段の位置確認等）を実施しており、自身の役割および災害時の行動計画について認識する機会

としている。

学内の防犯対策として、午後 7 時以降は警備員が校舎の出入口をロックし、それ以降は専用カードで開錠し校舎へ入るシステムを採っている。また、大学生活における防犯意識を高めるために、毎年 4 月に所轄の警察署に依頼して「新入生防犯教室」を開催し、防犯・薬物使用禁止の啓蒙活動を行っている。さらに、夏季・冬季休暇等に合わせて「夏季・冬季休暇の心得」を掲示することで学生に周知している。休暇前には学生に対して、ホームルーム等の時間を利用して、再度防犯の指導を行っている。なお、不審者対策として、1 階入口には用件の無い部外者の校舎への立入り禁止を明記した張り紙の掲示や、校舎および女子トイレの出入口すべてに監視カメラを設置している。また校舎の周りには夜間照明を設置し、警備員が定期的に巡回している。

本学のコンピュータシステムのセキュリティ強化は、福岡歯科大学長（以下、大学長）が委員長である「情報システム委員会」が LAN 管理室と連携して種々の対策を講じている。また、個人情報等の漏洩防止のために、平成 23 年には「福岡学園情報セキュリティポリシー」が施行され、平成 24 年 10 月にはこのポリシーに基づき「情報末端等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」が整備された。短大においては、教授会等で個人情報の取り扱いについて注意を促すとともに、教職員が所有するパソコンにはセキュリティソフトの導入が義務づけられ、台数と種類、セキュリティソフト名と有効期限を短大の LAN 管理責任者に申告し、実際に目視確認を実施している。学生が使用するパソコンに関しては、状態復元ソフトを使用することでセキュリティ強化を図っている。

省エネルギー対策には、「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」を設け、電力消費量削減の協力を促している。本細則は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、経済産業省が「電力制限令」を告示し、需要面では一律 15%削減という需要抑制目標を掲げたことを受け定められたものである。本学園では本細則および「学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則」により定められた委員会からの電力使用状況の報告により各人の自覚を促し、全学的な協力要請を求めている。具体的には、空調機器の適切な使用、照明の間引きなどを行っている。省資源対策では、紙資源のリサイクルや廃棄物の分別回収を全学的に推進している。また、医療・福祉に携わる者としての自覚を促すため禁煙運動を推進し、平成 19 年 12 月 1 日から学園敷地内における喫煙を禁止している。

(b) 課題

施設設備は比較的良く維持管理されているが、自転車・バイク通学者数が増加したことにより学生の駐輪場にスペースの余裕がなくなっているため、スペースの整備・拡充は今後の課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) 要約

学生に対する情報技術支援については、各学科の情報処理関連の授業の中でパソコ

ンの使用法、オフィス系ソフトの使用法、インターネットからの情報獲得技術などの教授を行っている。また、学習支援として携帯電話（スマートフォン）を利用したシステムを構築しており、教職員と学生の連絡を密にしている。本学は、小規模の大学組織であるが、2名の情報技術担当教員の指導の下、教職員間で情報技術を共有できるようにトレーニングを行うことにより、教育課程と学生支援を充実させる ICT 技術の向上に努めている。

国家試験対策では、パソコン、ソフト、マークシートリーダーを用いて採点を行い、学生に採点結果を提供して学習成果向上に努めている。

(b) 改善計画

短大全体の情報技術支援については、現在情報技術担当教員が中心的役割を担っているが、将来的に情報技術に詳しい教職員の育成が必要であり、准教授以下の教員に対してトレーニングや研修を行う必要がある。さらに、パソコンのハードウェアの更新や利便性を高めるソフトウェアの導入の検討も行っていく必要がある。

近年の情報リテラシーの進歩に合わせたクラウドシステムやスマートフォンへ対応した学習支援システムの検討も始める必要がある。

[区分] 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 現状

歯科衛生学科の専門教育を支える技術的資源として、本学3階のマネキン実習室と2階の歯科診療実習室には、パソコン、資料提示装置、口腔内撮影用ビデオカメラが整備され、さらにこれらの映像をリアルタイムに提示できる大型液晶モニターが2階の歯科診療実習室には10台、3階のマネキン実習室には8台整備されている。狭い口腔内で行うスケーリング実習時などでこれらの資源を活用し、肉眼よりも分かりやすい高解析度の口腔内の映像を大型液晶モニターに映し出すことで、細かい操作方法を視覚的に理解でき、効率的な学習成果の獲得につながっている。また、保健福祉学科においては、1階の介護実習室に大型モニターが設置され学内実習に活用されている。使用方法等については、導入時に操作法等の説明を教職員全員で受け、相互に技術等の支援を行っている。

インターネットの環境・整備に関しては、本学は、福岡学園の FDCNET のドメインに属し、教職員は College セグメント、学生は Student セグメントで管理しており、福岡学園の情報図書館の LAN 管理室で管理を行っている。学生には入学と同時に学園からメールアドレスを付与しており、歯科衛生学科の情報処理実習 I、II では、学習課題等の提出をメールの添付ファイルで行うように指導している。また、掲示板システムも稼働しており、学生が授業時間の変更等を携帯電話（スマートフォン）で確認ができるようになっている。また、携帯電話（スマートフォン）を利用したメールシステムも稼働しており、このシステムを学生の呼び出し、連絡等に適宜活用している。これらの技術支援は LAN 管理室が主に行うが、基本的な管理業務は本学の情報システム委員や情報技術担当教員が対処している。

学生の学習と教員の教育研究を支える情報技術について、教職員は LAN 導入時に情報システム委員会が開催する各種情報技術向上のための研修を受け、その後情報技術担当教員 2 名がトレーニングを行っているが、ウイルス対策などセキュリティに関する技術、セキュリティポリシーの確立など学園全体で取り組むべき事項に関しては、情報システム委員会や LAN 管理室と協同してトレーニングを実施している。学生に対しては、「情報処理実習 I、II」(歯科衛生学科)、「福祉と情報処理」(保健福祉学科)、「情報処理演習」(専攻科)等の授業科目により情報技術の向上に関する教育を行っている。さらに、授業や実習中に生じた偶発的なトラブルについては、速やかに情報技術担当教員が協力して問題解決を図り、さらに教員間では解決不能な問題が生じた場合は、学園の LAN 管理室によるサポートを受けている。

プロジェクターや資料提示装置について、講義室を使用する教員が機器の状況を把握し、経年劣化したものについては順次交換し、事務課と共同して計画的に維持・管理し、適切な状態を保持できるよう努めている。また、パソコンについては情報技術担当教員が適切な状態になるよう管理しており、さらに福岡歯科大学 4 階の情報処理実習室のパソコンも活用し、授業や自習に不足が生じないように留意している。

教職員は各人 1 台以上のパソコンを所有しており、授業で活用する教育媒体の作成や学務に関する業務に必要なソフトもインストールしている。また、年 19 回行われる国家試験対策試験では、国家試験は 4 者択一問題等のマークシート形式で行われるため、解答したマークシートの成績集計作業をマークシートリーダーを用いて速やかに実施し、早期の成績発表と学生指導を行うことで学習成果向上に努めている。さらに授業アンケートの収集、FD 活動のための配布資料や試験問題の作成・印刷等も学内で実施しており、コンピュータ整備は適切と考えている。

学生は、上記の情報処理実習等の授業を通してオフィス系ソフトの習熟のみならずインターネットからの情報収集法やインターネット使用時の倫理についても学んでおり、学内 LAN に接続されたパソコン教室、202 講義室、コミュニティホール 2、情報図書館分室のパソコンを用いて学内情報やインターネットの情報を得ている。また、前述したように学習に関する情報や連絡は携帯電話（スマートフォン）を利用して得ることができる。

臨床系の授業や実習では臨床写真や臨床経過、実習手順等を示すために、教員はマルチメディアを利用した学習成果に配慮した授業を行っており、全員がパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使いこなしている。また、DVD 教材や YouTube 等からの教育動画も授業の中で効果的に利用している。

本学においては、成績の管理や成績の推移・分析等の学習支援を目的として、教職員がコンピュータを利用する機会は多く、マークシートリーダーの利用等について情報技術担当教員が指導を行い、コンピュータシステムの利用技術は徐々に向上している。また、殆どの学生がスマートフォンを所有している現状から、携帯電話（スマートフォン）を利用した掲示板システムや連絡システムを 7 年前から構築して活用しており、時代に即したコンピュータ利用技術の向上に努めている。

303～307 の各講義室は、パソコン・資料提示装置を用いて講義が行える設備を有しており、各講義室にインターネットへ接続できる環境を整えている。また、パソコン

教室や、福岡歯科大学 4 階の情報処理実習室も活用し、情報処理実習にて学生のパソコンおよび情報処理の技術の取得・向上を図っている。パソコン教室のパソコンは、講義、実習時以外も使用でき、さらに 202 講義室、コミュニティホール 2、情報図書館分室にもそれぞれパソコンとプリンターを設置しており、学生が自由に使用することができる。またこれらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。

(b) 課題

前述のように、短大全体の ICT 技術支援は、短大の情報システム委員および両学科の情報技術担当教員が中心となって行っているが、今後さらに ICT 技術に精通した教員を増やす必要がある。

パソコン教室のパソコンやソフトウェアは、さらに学生のために利便性の向上を図ることが課題であり、設置して 6 年が経過しているため更新や拡充に向けた中長期計画を作成する必要がある。さらに、フリーソフトの利用など経費が軽減できる計画も必要である。

学生が利用できる学内 LAN は整備されているが、さらに情報技術教育を充実させるためにもタブレットやスマートフォンに対応する WiFi などの ICT システムの拡充が求められる。また、非常時の情報伝達や学生の安全確保の観点から、学生同報メール等のさらなる活用方策を検討したい。

また、福岡歯科大学では平成 26 年度から IC カードを学生証として導入するため、本学においても IC カードを利用した図書館入退館システムやアンケート収集システム等の利用についても検討する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) 要約

学園全体の過去 3 年間の資金収支では、次年度繰越支払資金が収入超過で推移している。短期大学の過去 3 年間の帰属収支差額も収入超過と良好に推移している。歯科衛生学科においては収入超過で良好に推移しているのに対し、保健福祉学科の帰属収支差額は支出超過傾向となっている。平成 25 年度は収入超過となっているが、これは、補助金収入によるもので、定員割れの状態は続いており収支のバランスは良くない。

学園全体の貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 90%以上で推移し、基本金比率も 99.9%と全国平均 (96.9%) を上回る良好な数値を示している。また、本学園は借入金がなく総負債比率は約 4%で全国平均を 10%下回り安定した経営状況となっている。

毎年度決算確定後に向こう 10 年間の収支を推計し、今後の財政状況の把握に努めており、平成 24 年度決算を起点とした長期推計においても、収入超過で推移する見込みである。

退職金の支給においては、「学校法人福岡学園退職金規程」に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の

100%を退職給与引当金として計上している。また、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

学園の正味財産は健全に推移しており、全て自己資金で運営している。学園が保有する基本財産及び運用財産中の積立金及び資金の運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」に基づき、安全性を最優先としつつ、有効な運用を行っている。

定員の充足状況は、歯科衛生学科は毎年安定的に入学者を確保している。保健福祉学科においては、平成 22 年度から職業訓練生の受け入れを始め、定員充足率が 80% 台に上がってきたが、まだ定員を満たすに至っていない。

収容定員充足率に相応した財務体質については、短期大学全体では、過去 3 年間収入超過で推移しており、運営できる財務体質を維持している。

短期大学の財政的な将来像としては、「福岡学園第二次中期構想」を基に財政の向こう 10 年間の収支を推計して毎年度の事業計画及び予算基本方針を策定するなど財務状況を把握している。

各学科における定員管理とそれに見合う経費については、歯科衛生学科においてここ 3 年間人件費比率は平均的な水準を保っているのに対し、保健福祉学科においては人件費に対する割合が非常に高い。これは、学生数の不足により帰属収入が少ないため、人件費にかかっている割合が高くなったためである。

短期大学では、毎月一回、理事長の出席のもと短大運営会議が開催されており、より安定した財政基盤を確保するため、学生募集と経営情報交換の方策について議論している。

(b) 改善計画

保健福祉学科においては、定員充足が最重要課題であるため、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願や授業料の減免制度等について検討を行わなければならない。また、短大全体としては、事業収入の増加の方策や科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの応募を増やすなど外部資金の獲得を積極的に進めなければならない。

[区分] 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 現状

学園全体の過去 3 年間の資金収支では、次年度繰越支払資金（表 2）が 5 億円から 7 億円で推移しており、短大部門の資金収支差額（表 3）は約 7,300 万円から 1 億 3,900 万円と収入超過で推移しており、健全である。

また、消費収支は、学園全体では、過去 3 年間消費支出超過額（表 4）が 6 億円から 17 億円となっているが、これは帰属収入から基本金への組入れを 21 億円から 27 億円行ったため、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額（表 5）は 10 億円から 15 億円で推移している。また短大部門では、帰属収支差額が約 4,600 万円から 1 億 5,900 万円と収入超過で推移している。

学園の収入超過は学生納付金、資産運用収入、補助金、事業収入が安定して推移しており、人件費の増加に対処できているためであり、短大部門では学生納付金、補助

金の収入と人件費の抑制等により、収入超過となっている。

表 2 次年度繰越支払資金 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学園全体	550,817	652,305	730,549

表 3 資金収支差額 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
短期大学	73,034	89,959	139,178
歯科衛生学科	100,189	119,875	152,566
保健福祉学科	△27,155	△29,915	△13,387

表 4 消費収入（支出）超過額 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学園全体	△626,111	△1,736,495	△750,681

表 5 帰属収支差額 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学園全体	1,560,066	1,008,926	1,375,742
短期大学	45,997	103,821	159,149
歯科衛生学科	79,756	119,675	147,525
保健福祉学科	△33,760	△15,855	11,623

貸借対照表の資産の部合計は、過去 3 年間 573 億円から 595 億円、負債の部は 24 億円から 26 億円で推移している。また、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた正味財産は 547 億円から 571 億円となり健全に推移している。

学園全体の貸借対照表関係比率（表 6）では自己資金構成比率が 90%台で推移し、基本金比率も 99.9%と全国平均を上回る良好な数値を示している。また本学園は借入金がなく、全て自己資金で運営しており、総負債比率は平成 23 年度から平成 25 年度においては、約 4%と平成 24 年度の全国平均 14.7%と比較して極めて良好な数値となっている。

表 6 貸借対照表関係比率 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	全国平均 (平成 24 年度)
自己資金構成比率	95.3	95.5	95.9	85.3
基本金比率	99.9	99.8	99.9	96.9
総負債比率	4.7	4.5	4.1	14.7

帰属収支差額比率（表 7）は、短大では平成 23 年度から 25 年度にかけて約 12%か

ら 32.8%へと増しており、学園においても約 15%から 22.4%と安定している。一方、短大における学科毎の帰属収支差額（表 5）では、保健福祉学科の定員割れによる学生納付金の減収を歯科衛生学科の学生納付金で補う傾向が続いている。また、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて帰属収支差額が約 3 倍に増えているのは、保健福祉学科の社会人学生数の増加や職業訓練生の受け入れ等により減収の改善と、歯科衛生学科の学生数増加による学生納付金の増加による。

表 7 帰属収支差額比率 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学園全体	22.4	15.5	19.3
短大全体	12.0	24.2	32.8
歯科衛生学科	27.1	37.3	42.3
保健福祉学科	△38.1	△14.7	8.6

学園は、毎年度決算確定後に向こう 10 年間の収支を推計し、今後の財政状況の把握に努めており、平成 24 年度決算を起点とした長期推計においても、収入超過で推移する見込みである。また、特定資産等も平成 26 年 3 月末で、第 2 号基本金引当資産 96 億円、第 3 号基本金引当資産 234 億円、減価償却引当特定資産 80 億円、施設設備充実引当特定資産 30 億円となっており学園の存続を可能とする財源が維持されている。しかし短大の教育研究活動を発展・持続するためには、保健福祉学科の定員充足率のアップと、持続的な定員確保が必要となる。

退職金の支給においては、「学校法人福岡学園退職金規程」に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の 100%を退職給与引当金として計上している。また、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

学園が保有する基本財産及び運用財産中の積立金及び資金の運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」に基づき、安全性を最優先としながら、適切な運用を行っている。資産運用収入の推移に関して、平成 23 年度は 7 億 8,000 万円、平成 24 年度 8 億 2,000 万円、平成 25 年度 9 億円と一定の収入を確保し、学園の財政基盤安定に貢献している。

短大の教育研究経費比率は表 8 のように 20%を切っているが、教育研究用の施設設備関係支出（表 9）や外部資金の獲得によって、教育研究の環境整備を行い、教育研究に支障がないようにしている。歯科衛生学科の教育研究経費比率は、入学者増による学生納付金収入が増えたことと、補助金の増加、および退職金の財団からの繰り入れによって帰属収入が増えたため、比率が下がっている。

表 8 教育研究経費比率 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	全国平均 (24 年度)
学園全体	26.9	29.1	27.1	大学法人：36.1

福岡医療短期大学

短大全体	22.4	16.5	16.2	(短期大学法人：25.1)
歯科衛生学科	20.3	15.0	14.7	
保健福祉学科	29.5	20.9	20.2	

教育研究用の施設・設備の支出について、表 9 に施設設備関係の支出を示す。

学園内の福岡歯科大学の施設・設備については、情報処理実習室、情報図書館および体育館を含む体育施設等を短大が使用しており、施設設備の負担は少ない。

表 9 施設設備関係支出 (単位 千円)

		福岡医療短期大学	学園全体
平成 23 年度	施設関係	1,785	228,175
	設備関係	1,962	303,949
平成 24 年度	施設関係	520	251,120
	設備関係	3,477	293,882
平成 25 年度	施設関係	0	78,056
	設備関係	23,752	556,596

本学の入学者定員充足率は、表 10 に示すように歯科衛生学科は 3 年間 100%以上を確保している。専攻科も平成 24 年度以降定員を満たしている。保健福祉学科は、平成 22 年度から職業訓練生の受け入れを始め、平成 23 年度 25 名（職業訓練生 11 名を含む）に比べ 24 年度 35 名（職業訓練生 7 名を含む）、25 年度 33 名（職業訓練生 11 名を含む）と定員充足率が 80%台に上がってきたが、まだ定員を満たすに至っていない。

表 10 入学者定員充足率

学科名等	募集 定員 (人)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)
歯科衛生学科	80	81	101.2	93	116.2	98	122.5
保健福祉 〔職業訓練生〕	40	25 〔11〕	62.5	35 〔7〕	87.5	33 〔11〕	82.5
専攻科 口腔保健衛生 学専攻	20	13	65.0	20	100.0	24	120.0

短期大学全体では、帰属収支差額は過去 3 年間（表 5）4,600 万円から 1 億 5,900 万円と収入超過で推移しており、短大を運営できる財務体質を維持している。

歯科衛生学科では、収容定員充足率は過去 3 年間 100%以上で、帰属収支差額は過去 3 年間収入超過で推移している。しかし、保健福祉学科においては、定員割れの状況が続き、帰属収支差額は平成 23 年度 3,400 万円、平成 24 年度 1,600 万円と支出超

過であった。平成 25 年度は 1,200 万円の収入超過となった。これは、補助金の獲得によるもので、定員割れの状態は続いており収支のバランスに課題がある。

表 11 収容定員充足率

学科名等	収容定員 (人)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)	在学者数 (人)	充足率 (%)
短大全体	340	308	—	343	—	362	—
歯科衛生学科	240	240	100.0	265	110.4	271	112.9
保健福祉学科	80	55	68.7	59	73.7	67	83.7
専攻科 口腔保健衛生学 専攻	20	13	65.0	20	100.0	24	120.0

(b) 課題

保健福祉学科の学生定員確保に向けて努力し、財務のより健全化に向けて取り組む必要がある。また、研究活性化のために科学研究費補助金の獲得や、施設を充実させるため外部資金の獲得に努力することが課題である。

[区分] 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実体を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現状

本学園の中・長期的方針である「福岡学園第二次中期構想」の中で、組織運営に関する目標の一つとして「財政基盤の確保」を掲げている。この財政基盤の確保に向け、毎年度決算確定後に向こう 10 年間の収支を推計し、将来の財政状況の把握に努めるとともに、中・長期的な展望を視野に入れ、財政計画を策定している。

本学が継続的かつ健全な短大運営を行うためには、明確な学生募集対策と学納金計画を策定することが重要となる。歯科衛生学科は毎年定員を充足しており、将来的にも、専門職としての社会的ニーズの高さや口腔介護、周術期の口腔保健管理など職域の拡大に対応した本学独自の歯科衛生士養成教育を先進的に推進しなければならない。後述の強み・弱みに基づく SWOT 分析に示すように、専攻科を含めた歯科衛生学科は本学の看板学科であるため、今後も上記の先進的な養成教育を特徴とする本学のブランド力向上に積極的に努め、学生募集対策にもつなげる事を将来像の一つとしている。

一方、介護福祉士を養成する保健福祉学科は平成 21 年度に定員数を 60 名から 40 名に見直した後も、定員割れの状態が続いている。対策として社会人学生確保の方策をあげ授業料の 55%等の減免制度などを実施した結果、社会人学生の比率が高くなり、過去 3 年間で入学生のうち 63~77%の学生を社会人入学生が占めている。将来的にも社会人学生の受け入れは学生募集対策の要であり、職業訓練生制度継続の国への要望

活動に加え、社会人の学び直しの観点からも社会人学生の受け入れの努力を行わなければならない。

本学は自らの経営状態を定期的に把握し、必要な対応を講じることの重要性を認識しており、客観的な経営分析を実施している。私学事業団の学校法人活性化・再生研究会により提案された定量的な経営判断指標に基づく経営分析手法として、『私学の経営分析と経営改善計画』（平成24年3月改訂版 日本私立学校振興・共済事業団）を参考にして「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による客観的な経営環境分析を行った。「私学の経営分析と経営改善計画」のフローチャートに従った本学園全体の経営状態の区分は、「正常状態」を示す「A1」である。

本学の強みは、大きく下記の四点に集約される。

1) 充実したキャンパス内の教育施設設備

本学園は、全国でも珍しくキャンパス内に医科歯科総合病院や2つの介護保険施設があり、学生の実習・就職に活用できる優れた教育環境がある。歯科衛生学科では、7ヶ月間、医科歯科総合病院の11の専門診療科と口腔医療センター、2つの介護保険施設で臨床実習が行え、76名の歯科医師教員と31名の歯科衛生士スタッフからなる約100名の医療スタッフや口腔歯学部の実習生と共に臨床実習を行うことができ、歯科医療の様々なあり方が共有できる環境にある。更に2年次における介護職員初任者研修では本学の保健福祉学科教員も講義、実習を行い、2つの介護保険施設で実習を行うことができる。保健福祉学科が他の介護福祉士養成施設に先がけて行っている医療的ケア教育の指導資格を持った看護師も両施設に1名ずつ在籍しているため、より充実した医療的ケア教育が実施できる。また通所サービスの実習では高齢者の在宅支援について学ぶことができる。

2) 専門職養成のための教育内容

歯科衛生学科では、福岡歯科大学の口腔歯学部から兼任講師による講義やキャンパス内の施設を活用する実習により、質の高い教育を教授している。特に口腔介護の分野では教育・研究の場であるキャンパス内の介護保険施設を利用して実習ができる卓越した教育を行い、平成24年度入学生から本学独自の認定資格制度「口腔介護推進歯科衛生士」も付与することになっている。保健福祉学科では「医療的ケア」教育（喀痰吸引・経管栄養の管理）を他の養成校に先がけて行っており、また本学の特徴である口腔ケアの技術に優れた介護福祉士を養成するために、専門発展科目としての口腔ケア教育を実践している。平成24年度入学生より本学独自の認定資格制度「口腔ケア支援介護福祉士」を導入した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により日本で初めて「口腔保健衛生学」の専攻科に認定され、平成20～25年度の専攻科修了生92名全員が「口腔保健学」の学士を取得している。また、平成24年度入学生から本学独自の認定資格制度（口腔機能向上歯科衛生士）も付与している。

3) 学年担任制と助言教員制度による本学独自の教育指導体制

本学は学年担任制度を導入している。各年次に2～4名の教員を学年担任として配置し、策定した学年暦とロードマップに合わせ、学生や助言教員に対して教育・指導を行う制度を導入し、学生と助言教員に対して責任を持って指導する体制を整えている。

さらに、助言教員制度を導入しており、学生一人ひとりに対するきめ細かな生活指導を行っている。助言教員制度は1人の教員が4～10名の学生を担当している。全教員は設定したオフィスアワーを各助言班の学生に周知し、学習全般から生活相談等の助言・指導を個別に行う細やかな対応を行っている。

4) 就職率の高さ

本学は両学科とも国家資格を就職に活かせる学科であるため就職率が高く、求人倍率は両学科とも約8～10倍に達し、就職希望者は全員就職している。さらに、本学は、就業力・就職支援室を設け、平成22年度以降、文部科学省GPの補助金により就業力・就職支援員を3名配置することで、学生の就職には手厚い支援を行っている。

本学の弱みについても的確に認識している。歯科衛生学科の弱みは大学病院で個別の歯科専門性にすぐれた各科の実習は行えるが、小規模な歯科医院での総合的な歯科医療が行えない点である。しかし、平成26年度から口腔医療センターでの臨床実習を導入し、一般歯科診療所と同等の実習ができるようにした。また、福岡県内に歯科衛生士養成施設が本学以外に6校あり、学生募集では競合している現状であるが、歯科衛生学科の入学者は県外からの入学者の割合が高くなっており、定員充足に繋がっている。今後さらに上記の4つの強みを活かした教育内容の差別化を図り、県内外の優秀な学生の確保に力を入れる必要がある。専攻科の弱みについては、歯科衛生士専門学校における認知度がまだ低いことで、今後広報活動を進めなければならない。

歯科衛生学科の強み・弱みに基づく客観的な経営環境分析について、前述の『私学の経営分析と経営改善計画』のマトリクス分析を用いたSWOT分析を実施した。歯科衛生学科を取り巻く『外部環境』は定員充足している「機会(Opportunity)」と教育が高い評価を得ている「強み(Strength)」に分類され、上記のSWOT要因によるクロス分析では「積極的攻勢」という方向性が示唆され、歯科衛生学科の強みである専攻科を含めた歯科衛生学科の養成教育としてのブランド力を高めることで、将来的にも福岡県内・県外からの入学者の安定した確保と定員充足が得られると考えている。

保健福祉学科の弱みは、①介護職は処遇が低いと一般に認識されていること、②介護福祉士資格取得の方法は養成施設に行かずとも現場経験を積み研修を受け国家試験を受験できるルートもあるため、高校から直接施設に就職し実務を積み資格を取る者もいること、③介護の仕事が介護福祉士の業務独占ではないこと、④介護福祉士養成施設卒業生の国家試験受験が先延ばしになり介護福祉士の質の向上が遅れていること等により介護福祉士希望者が少なく定員割れとなっていることである。

保健福祉学科の客観的な経営環境分析についても前述のSWOT分析を実施した。本学保健福祉学科を取り巻く『外部環境』は社会的ニーズがありながらも人材不足の状態である「脅威(Threat)」に分類され、また保健福祉学科の有する『内部環境』は毎年定員を充足しない「弱み(Weakness)」に分類される。上記のSWOT要因によるクロス分析では「専守防衛または撤退」という方向性が示唆された。

保健福祉学科の学生募集対策は、福岡近郊の高校を中心として訪問しているが、併せて社会人学生の確保にも努力しており、現在までの対策としては以下の通りである。①平成21年度には「福岡県福祉・人材確保臨時対策事業」の補助金を活用して社会人

に対しての新聞広告を行った。また「福岡県介護福祉士等修学資金貸付事業制度」が開始され応募者が増加した。②平成 22 年度から「職業訓練生」の受け入れ、毎年約 10 名の定員が確保できた。また、福岡市『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』を活用し学生を受け入れた。③平成 23 年度に授業料減免制度や学納金分割制度を導入して、授業料を納入しやすい対策をとり、入学者を増やす努力をした。また、授業料の延期願制度を活用して、経済的な理由での退学者を出さない努力をしている。④平成 23、24 年度には、福岡県介護福祉士養成施設協議会の幹事校として県内の養成施設を取りまとめ、福岡県や国に対して上記の職業訓練生制度や介護福祉士等修学資金制度の継続のための陳情を行い、両制度は平成 26 年度現在も継続しているが、まだ定員割れの状態である。平成 25 年度には入学者数はようやく定員の 80% 台まで達したが、上記の両制度が無くなれば過半数割れは必至の状態であるため、新たな方策を講じなければ保健福祉学科の存続が危ぶまれる。

保健福祉学科の学納金は①平成 23 年度に入学検定料を 3 万円から 2 万 7 千円に見直し、②平成 22 年度に学生納付金を 2 年間 230 万円から 211 万 5 千円に減額、③平成 23 年度に学生納付金の 4 期分割納入制度、④同じく平成 23 年度より前述の授業料減免制度（社会人経験 3 年以上の者について授業料の 55% を 1 年次に限り減免、質の高い介護福祉士を目指す受験生については 1 年次に限り 15%（平成 26 年度入学者から 20%）減免などの方策をとり、経済的な修学支援を通じて学生確保に努めている。

歯科衛生学科の学納金については平成 15 年度に 2 年制から 3 年制に移行した際に新たな学納金を定めた。学納金は現在まで据え置かれている。

教員の人事計画は、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則および社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に基づき、設置基準以上の専任教員を配置して十分な教育を行っている。歯科衛生学科においては、福岡歯科大学から優秀な歯科医師と歯科衛生士を教員として募集している。また、保健福祉学科については本学園の医科歯科総合病院や公募を通じて、それぞれの教育分野の優秀な人材を確保している。また教員については、任期制としており、助教は 3 年（1 回限り再任可）、教授・准教授・講師は 5 年毎（再任可）に資質能力を評価し、教員の質の向上を目指している。

本学園の施設設備の将来計画は「福岡学園第二次中期構想」に基づいて年度ごとの事業として実施されている。耐震化計画については福岡歯科大学本館と医科歯科総合病院の研究棟の耐震化工事が行われたが、本学の建物の耐震診断では耐震補強の必要がないという結果であったため、耐震化を行わなかった。学園全体の今後の施設整備の予定としては、キャンパス内の福岡歯科大学医科歯科総合病院の新築計画及び現在スーパーマーケットの駐車場として貸し出している学園保有地（野芥地区）に教育と就職の場として活用する介護福祉施設サンシャインセンターの建設計画がある。

外部資金の獲得については、本学園の「福岡学園第二次中期構想」にも「外部資金獲得の推進」として掲げ、教育研究の活性化および財政の健全化のため、短大も全学をあげて積極的に推進している。下記に主な外部資金の概要について示す。

- 1) 本学では教員全員が科学研究費補助金に申請し、その獲得に努めている。その結果、新規採択と継続採択を合わせて、平成 21 年度 2 件 169 万円、平成 22 年度 2 件 270 万円、平成 23 年度 3 件 351 万円、平成 24 年度 5 件 533 万円、平成 25 年度 7 件 741

万円となり、年々増加傾向にある。

2) 本学の教育の取組が文部科学省に高く評価され、これまでに通算5つの文部科学省のGP（優れた教育プログラム）の選定を受けた。

(1) 「特色ある大学教育支援プログラム」（平成18～20年度）補助金総額2,482万円

(2) 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」（平成20～22年度）補助金総額2,785万円

(3) 「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラム（平成21～22年度）補助金総額1,123万円

(4) 「大学生の就業力育成支援事業」（平成22～23年度）補助金総額3,678万円

(5) 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成24年～25年度）補助金総額1,958万円（平成26年度も継続予定）があり、更なる獲得に向け取り組んでいる。

3) 「福岡県福祉・介護人材確保臨時対策事業」（人材養成体制確保事業・新たな福祉人材開拓支援事業・キャリア形成訪問指導事業）では平成21年度539万円、平成22年度666万円、平成23年度735万円、平成24年度235万円、平成25年度520万円の補助金を受けている。

4) 企業等からの奨学寄附金については、平成22年度50万円、平成23年度25万円を受け入れている。

本学への寄附に対する税制上の優遇措置についてホームページや広報誌等で周知しており、教育及び研究活動振興に対する寄附金の積極的な増収を図っている。

表11に示すように、歯科衛生学科の入学定員は確保できているが、保健福祉学科の定員は確保できていない。保健福祉学科については社会人入学者の増加や平成22年度より職業訓練生の委託制度を積極的に受け入れたことにより、過去3年間を通して収容定員充足率は改善傾向であるものの、100%には達していない。保健福祉学科の平成25年度の収容定員充足率83.7%は、介護福祉士養成施設の全国平均定員充足率69.4%を約14ポイント上回っており、また、私立大学等経常費補助金の不交付要件である「収容定員充足率50%以下」までには至っていない。

過去3年間の人件費率（表12）は学園全体では大学法人の全国平均49.5%と同等の比率であり、本学の人件費比率も平成23、24年度は高い比率であったものの平成25年度は全国平均と同等になっている。平成23、24年度における高い人件費率の原因は、歯科衛生学科における人件費は平均的な水準を保っているものの、保健福祉学科の定員割れに伴う帰属収入の低下により人件費が高いためである。

表12 人件費率の内訳

（単位：％）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度 全国平均
学園全体	46.8	51.0	49.4	大学法人：49.5
短大全体	62.2	55.0	48.0	(短期大学法人：59.4)

歯科衛生学科	49.4	44.5	39.9	
保健福祉学科	104.9	86.7	69.0	

過去3年間の短大の施設設備費は、前述のように学年の学習意欲向上や教育の質の向上に必要と考えられる施設設備に対して支出され、学習成果の獲得につながっている。さらに福岡歯科大学との共用部分があるため定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページや学園広報紙（ニューソフィア）を通じて学生や一般にも公開を行っている。また、本学では入学者確保を目的として毎月1回、理事長、常務理事、事務局長、短大事務課長と本学全教員が参加する短大運営会議を開き、学園の財務状況や経営情報についても会議の中で教職員の理解が深められており、危機意識の共有が図られている。

(b) 課題

本学の財政上の安定を確保するためには、保健福祉学科の入学者が定員を充足することが重要であり、職業訓練生の受入れによる社会人学生の確保や、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願、授業料の減免制度等によって学生募集対策を進める事が将来的な課題である。介護技術講習会、リカレント教育等、外部を対象として行なわれる講習会などの事業収入を確保することや、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a)要約

本学園の経営の最高意思決定機関は理事会であり、代表者である理事長は、理事会を通じて経理、教職員の任免等、学園全体の統括者として、リーダーシップを発揮できる体制となっている。理事長の業務執行は、「組織規程」、「事務分掌規程」、「就業規程」、「経理規程」等の規程、規則等に基づき適切に行われている。

理事長は「建学の精神」達成のため、「第二次中期構想」等を策定し、同構想の実現に向け年度ごとに「事業計画」を策定し、理事会、評議員会を開催し、審議・決定している。なお、理事会に提案する事項は、常任役員会、法人役員と教育職代表者等で構成する学園連絡協議会での審議を経ている。

短大学長は、理事長と大学長の協議を経て、理事会で選任されており、短期大学・学園運営の両面において、その職務を遂行している。短大学長はリーダーシップを発揮し、短大の重要課題を審議する機関としての教授会や各種委員会等の組織編成、諸規程の整備等、短大を円滑に運営していくための組織体制を整備し、運営している。また、短大学長は、理事会と教授会との円滑な意思疎通を図ることにより責任と役割を明確にし、相互に協力して短大の運営に当たっている。

監事は、「寄附行為」の規定に基づき選任しており、うち1名が代表監事として学園の業務執行状況など全般にわたって監査を行っている。また、理事会、評議員会にも毎回出席するほか、年2回監事会を開催するとともに、必要に応じて公認会計士との意見交換を行い情報の共有化を図っている。

評議員会は、「寄附行為」に基づき選任した評議員により構成され、定例会議として年3回開催し、「寄附行為」に規定された予算、事業計画、寄附行為の変更等の諮問事項等について意見を述べている。

情報公開に関しては、ホームページに「教育研究上の基礎的な情報」等の教育情報のほか、理事会において承認された「事業計画書」「事業報告書」及び「決算概要」等を公開している。また、財務課には、これら書類の閲覧用財務関係書類ファイルを整備し、閲覧請求があった場合には、すぐに対応できるようにしている。

(b)行動計画

本学の自己点検・評価は、平成9年に学則第4条に基づき適用された自己点検・評価に関する規則に則って組織された自己点検・評価委員会が中心になって行い、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を3～4年毎に発行し、学内外に公開して説明責任を果たしてきた。併せて、福岡学園では平成12年の「福岡歯科学園の世紀に向けての将来構想」、平成16年の「福岡歯科学園中期構想」に続き、平成23年に「福岡学園第二次中期構想」を策定した。「国民医療福祉向上のため、真に実効のある教育を行い、高度の専門的能力と豊かな人間性、厳しい職業倫理観を備えた歯科医師、歯科衛生士と介護福祉士の育成を通じて社会に貢献するとともに、口腔医学を創設して特色ある教育研究の実践および医歯学の進展に寄与する」という学園の基本方針のもと、福岡学園における教育、研究、学生支援に係る平成29年での到達目標を明示し、福岡学園は、その実現に向け教

職員一丸となって取り組んでいる。この将来構想・中期構想の策定によって、福岡学園の教育、研究、医療福祉活動は、理念や基本方針が明確に関連したものになり、本学の自己点検・評価は質的に大きく改善され、なお推進していかなければならない。

[テーマ]

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

(a)要約

理事長は、建学の精神達成に向け「福岡学園第二次中期構想」を実現するための提案および実績・進捗状況報告等を議長である理事会および評議員会で行い、また、監事の監査を受けた決算及び事業の実績を毎会計年度終了後の5月に、評議員会及び理事会に諮り、意見を求めている。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を検討するために、理事会および評議員会に提案・報告する全ての事項は、理事長が議長を務める常任役員会、学園連絡協議会で審議している。理事会は、本学園の理事長の経営判断や執行を検討する最高意思決定機関としてこれら重要事項のすべてを決定している。なお、理事会・評議員会の議事録は、理事長の意向により教職員全員に迅速に周知、徹底するため、電子掲示板で開示している。また、年頭挨拶や年3回の朝食会、短大運営会議などで学園・短大の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。学内外の情報収集は、理事長・常務理事・大学長・短大学長だけでなく企画課や財務課も行い、重要情報については常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。理事の選任は規定に基づき適切に行っており、理事には理事長のほか、大学長や短期大学長、事務局長が含まれており、建学の精神は十分理解されている。

(b)改善計画

本学の第三者評価に対する理事会の関与・責任の明確化をさらに進め、今般の自己点検・評価で明らかとなった課題を改善につなげ、本学の質を保証していくためにも、理事会に自主的な自己点検・評価活動を節目、節目に報告していく必要がある。

[区分]

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a)現状

理事長は、平成4年から現在まで理事長職にあり、本学の建学の精神、教育の理念の策定に大きく関与しており、内容を十分理解している。これまで、九州大学における教授、医学部長、総長を歴任した経験、私立大学協会の常務理事としての経験等により、教学および法人経営について豊富な経験を有しており、学園の発展に大きく寄与している。

理事長は、建学の精神（使命・目的）達成に向け、理事長の主導によって策定した「福岡学園第二次中期構想」を実現するため、毎年11月の理事会・評議員会に年度ごとの「事業計画」及び「予算基本方針」を提案するとともに、その実績・進捗状況等

を5月の理事会・評議員会で「事業報告書」として報告し、意見を求めている。毎年行われる理事長年頭挨拶の中で、当該年に重点的に実行すべき事項を重点目標として全教職員に周知し目標の実行を促している。併せて理事長は、常務理事、事務局長とともに、毎月、本学の全教員が参加する短大運営会議に出席し、短期大学の円滑運営に向けた協議を行っている。また、教授、准教授、講師、課長等約130名で構成する朝食会を年3回開催し、理事長が直接、学園の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。その他、本学の研究活性化への取り組みとして、半年ごとに学科長を対象に理事長、大学長、短大学長等による面談を実施している。面談では、学科所属の教員の研究進捗状況及び指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている。

理事長の職務は「寄附行為」第11条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長のみに代表権を付与している。学園の代表者である理事長は、学園全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。

本学では、監事の監査を受けた決算及び事業の実績（収支決算書、貸借対照表及び事業報告書等）を毎会計年度終了後の5月に、理事会及び評議員会に諮っている。なお、理事全員が評議員を兼務しており、評議員会でその詳細を説明のうえ審議し、同日、評議員会に引き続き開催される理事会で決定している。

「寄附行為」第16条第2項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」の規定により、理事会は本学園の最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。迅速な意思決定をするため、8月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時にも開催している。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、教授・准教授の採用、規程の改廃等重要事項の全てを決定している。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、常任役員会(月2回開催)、学園連絡協議会(月1回開催)で審議している。なお、理事長の意向により学園の意思決定を教職員全員に迅速に周知、徹底するため、理事会・評議員会の議事録を学内LANを利用した電子掲示板で開示している。

本学の第三者評価に関する事項については、必要の都度、短大学長より報告を受け、円滑に遂行できるよう協議している。また、理事長、常務理事、事務局長及び全教員等が出席し、月1回開催される短大運営会議で必要な協議等を行っている。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集（本学、文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報）は、理事長・常務理事・大学長・短大学長だけでなく、学園の長期計画の企画・立案等を担当する企画課や財政の中長期計画、財務分析を行う財務課が行い、長期財政推計等を作成している。このうち重要情報については、常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正案等の対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。

このように、理事会は教育の使命を果たすため、経営責任の視点に立って短期大学運営の重要事項を審議・決定しており、本学の運営に関する法的な責任があることを

十分認識している。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価に係る情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて恒常的に、かつ継続的に学内外に公開している。殊に、財務情報は、平成17年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル)を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関係者(在学生、保護者、教職員等)から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の人が本学園の財務状況の大まかな内容が分かるようにグラフや解説付きで公開している。「事業報告書」の中では、財務の概要として5年間の資金収支の状況、消費収支の状況、貸借対照表比較、財務比率の推移をグラフ等により掲載し、公開している。

理事会は、学校法人及び短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、学内LANを利用して、教職員全員が自由に諸規程を閲覧し、遵守することができるようにしている。学校法人の運営及び本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている。

理事の選任に関しては、「私立学校法」第38条及び「寄附行為」第6条の規定に基づき必要の都度、適切に行っている。現理事会の選出条項ごとの構成は、福岡歯科大学長、福岡医療短期大学長各1人(寄附行為第6条第1項第1号該当)、評議員より4人(同第2号該当)、学識経験者より6人(同第3号該当)の計12人である。また、経歴ごとの構成は、大学等教育経験者9人、大学等管理経験者1人、行政経験者1人、県歯科医師会会長1人で、いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物である。理事には、理事長のほか、大学長や短期大学長、事務局長が含まれており、建学の精神は十分理解されている。

学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、「寄附行為」第10条第2項第三号に準用されている。

(b)課題

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、短大の教育の使命を果たし経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指しているが、更にそれを推進していかなければならない。また、理事会には学外者が5名おり、第三者評価の役割を担っているが検討する必要がある。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) 要約

学長は歯科医学に関する深い識見を有し、福岡歯科大学の教授として24年間教育、研究、教育改革等、教学運営体制に貢献してきた。平成14年に本学の学長に就任以来、11年間学長として学則第41、42条に則り、教授会(原則月に2回)、各種委員会等を開催し、教学運営体制に適切なリーダーシップを発揮している。教学においては助言教員制、学年担任制、国家試験対策、多様な学生に対応する教育方法等を確立し、運営に対して

は、入学者定員の確保に努めている。また、福岡学園の評議員、理事であるため、評議委員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、教職員に対しては教授会、各種委員会を通して学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

このように、学長は建学の精神、教育の理念、三つの方針を教職員と共有し、その実現のために様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し教育の質の保証を実践している。

(b) 改善計画

入学定員を確保するために、学生募集活動を積極的かつ効果的に行うよう指導する。また、受け入れた様々な学生に対して、建学の精神、教育の理念、三つの方針に基づいた教育を充実させ、学習成果の質的・量的データを収集・分析し、学習成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進を図る。更に、カリキュラム、教育体制の改善を指導する。

[区分]

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の教学運営体制が確立している。

(a) 現状

学長は、歯科医学に関する深い識見を有し、日本の歯周病学の発展に貢献してきた人物であり、福岡歯科大学の教授として24年間教育、研究、教学運営体制に貢献してきた。教授職にある間には、臨床教科主事として6年間臨床系講座を統括し、臨床教科主事後、退職時まで学生部長を務め、その間教育改革を行い、福岡歯科大学の歯科医師国家試験合格率を私立歯科大学のトップクラスに押し上げた実績（平成10年～14年において、常時ベスト5）を有する。その他、福岡歯科学園（現福岡学園）の評議員を23年間（現在に至る）、理事を15年間（現在に至る）務めている。

学長は、建学の精神の策定にも大きく関与しており、その精神に基づき教授会、各種委員会において常に教育方法、評価方法に関する提案を行い、審議を求めるなど学習成果を獲得するために教育改革を推進し、FD活動やSD活動を活性化している。特に以下の五つの項目について、強いリーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に向けて努力している。

①助言教員制

本学は開学以来、学生を少人数に分け担当教員が卒業まで学生生活全般に助言・指導を行う助言教員制度を設けてきたが、学長は後述する学年担任制を導入することにより、学年担任を学習面の助言・指導、助言教員を学生生活全般面の助言・指導と責任分担を明確にし、学生指導体制を整えた。

②学年担任制

学年担任制を導入し、各年次に2～3名の学年担任を任命し、直接的に、また間接的に助言班の教員に指示を出すなど、学生の学習に対して助言・指導を与えるシステムを導入して現在に至っている。学年担任制を導入することにより、学生に対して責任を持って指導する体制が整った。例えば、成績不振の学生や欠席が目立つ学生への指導に対しては、ケースに応じて助言教員を交え保護者を招致して3者面談を行い、問

題点の早期解決を目指している。

③国家試験対策

歯科衛生学科の国家試験対策として、学年担任が責任を持って1年間の国家試験対策を実施する体制を整えた。学年担任は、欠席が目立つ学生、成績不振の学生に対して助言を行い、また、必要に応じて補習の実施体制を整え、国家試験対策を効果的にしている。その結果、平成21～23年度では100%の国家試験合格率を達成した。24年度は1名の不合格者を出したが、科目等履修生制度により翌年度合格した。また、25年度は3名の不合格者を出したが、科目等履修生制度により再挑戦する対策を取っている。また、保健福祉学科については、国家試験施行への対策を検討している。

④多様な学生に対する教育方法

入学手続き者への入学前学習や入学後から卒業までのポートフォリオによる指導、資格取得への早期モチベーションの育成、アーリーエクスポージャーの実施、再試験を不合格となった学生に対して再試験を繰り返し行って学習習慣を身につけさせ、歯科衛生士、介護福祉士への意欲のある学生が合格基準に達するまで指導する等による多様な学生の教育・生活指導について教員の積極的な対応を促すよう指導している。

⑤入学定員の確保

18歳人口の減少や4年制大学の増加により短期大学への進学者が減少しているなか、学長は積極的に高校を訪問し、本学の特長等を説明して入学定員確保に努めており、月に一度開催される短大運営会議を通じて、入学定員確保のため教員が率先して高校を訪問するなど広報活動を行うよう指導している。また、奨学金等の学生の就学環境に対してもリーダーシップを発揮している。研究においても抄読会や科学研究費補助金獲得等の外部資金導入に対しても積極的にリーダーシップを発揮している。

学長は、「学長等の専任等に関する規則」により、人格高潔で学識にすぐれ、高等教育行政に関し識見を有する者と認められ、理事長が福岡歯科大学長と協議したのち理事会の議を経て選出されている。また、学長は福岡歯科大学での経験を活かし、平成14年に本学の学長に就任以来、11年間学長として学則第41、42条に則って本学の重要事項を審議する教授会、および各種委員会等を開催し、議長として教学運営体制に適切なリーダーシップを発揮している。教授会の議事録は、定例については短大事務課において作成し、また、必要な事項に対して迅速に対応するために開催される臨時教授会については教員が作成し、議事録署名人として2名の教員が内容を確認し、事務課において保管している。

学長は建学の精神、教育の理念、三つの方針（入学者受入れ方針、教育課程・実施の方針、学位授与の方針）を教職員と共有し、その実現のための様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し実践している。また、福岡学園の評議員、理事であるため、評議員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、また、教職員に対し教授会や各種委員会を通して、学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

教授会の下には、学務・FD委員会、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、情報図書委員会、公開講座委員会、就業力支援委員会の委員会を委員会規則に基づいて設置し、学長はその殆どの委員会に出席し意見を述べている。

(b) 課題

保健福祉学科の入学人数が定員に満たないため、就学資金の手当として各種の奨学金や学生納付金減免制度を設けているが、未だ定員を満たしていない。引き続き広報活動や高校訪問、職業訓練生の受け入れ、福岡県への介護福祉士等修学資金継続の要請、授業料減免制度の継続、社会人への広報活動による社会人受け入れの継続等を行い定員確保に努める。歯科衛生学科は優秀な学生の確保に努める。また、さまざまな学生を受け入れて教育していくためには、保健福祉学科においては国家試験の施行に伴うカリキュラム内容や教育指導体制の検討、歯科衛生学科においては国家試験100%合格のためのカリキュラム内容や教育指導体制の更なる検討・改善が必要である。

平成26年度に、大学評価・学位授与機構による、認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式に申請する予定である。この審査方式においては、本学の教員が論文審査を行うため、本学教員の大学評価・学位授与機構による認定を受けなければならない。教員の教育研究活動を活性化しなければならない。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

(a)要約

監査は2名の監事により行われ、代表監事は、学園の業務執行状況など全般にわたって監査を行っており、評議員会及び理事会に毎回出席し、学園の運営全般に関する情報及び理事会の意思の把握に努め、年2回監事会を開催し、監査結果を理事長以下常勤役員と大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている。

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学園の業務全般及び財産の状況について監査を行い、「監査報告書」を毎会計年度終了後、5月末までに開催される理事会及び評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

評議員会は、前年度の事業報告や前年度決算説明、各大学の入学状況、進学状況、補正予算、次年度事業計画、次年度予算の基本方針、次年度の予算等について、原則として理事長及び理事会の諮問に答える。評議員会は「寄附行為」第24条により26人で構成され、定例会議として年3回開催しており、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。

予算は、学園の中期構想に沿って各部署の予算作成責任者等から、当該年度の予算要求書が財務課に提出され、財務課で精査した後、予算会議において予算査定が行われ、要求額を調整する。教育研究経費予算は、常任役員会等で協議のうえ予算化し、学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を得て最終的な予算案となり、財務委員会で学外者の意見を聞いた後に評議員会、理事会に諮り、年度予算が決定する。このように学園の将来計画を基本として、事業計画に対応した予算措置が行われている。決定した「事業計画」及び「予算」は、教授会、事務連絡会等を通じて関係者に速やかに報告されるほか、学園ホームページにおいても公開している。

配分された予算の執行に当たっては、各予算執行責任者の管理の下、支払要求書、証憑書類および会計伝票を、財務課において精査のうえ支出しており、予算執行状況

については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、理事長への報告を行っている。計算書類、財産目録等については、監事による監査により当該会計年度の経営状態を正確に表示していることが確認されている。また、公認会計士による監査においても、当該会計年度の経営状況及び財政状態を適正に表示している旨報告されている。

公認会計士による監査は、9月から5月まで行われ、監査終了後、1年間の検出事項が提出され、財務課及び関係課において学園の対応策を検討し、常任役員会に報告するとともに改善に向けて迅速な対応を行っている。

学園が保有する基本財産及び運用財産中の積立金及び資金の運用については、「寄附行為」第30条及び「経理規程」第36条に基づく「資金運用規程」により、安全かつ有利な運用に留意するとともに、運用収入の増収に努めている。

寄附金については、文部科学省からの寄附金募集に関わる「特定公益増進法人」の証明に加え、平成24年6月に「税額控除対象法人」の証明を取得し、寄附金を受けやすい環境を整えた。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している。

(b)改善計画

特になし

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a)現状

監事による監査は、2名の監事により行われる。代表監事は毎週2日間出勤し、学園の業務執行状況及び財産の状況など全般にわたって監査を行っている。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、評議員会（定例：年3回）及び理事会（定例：毎月）に毎回出席して学園の運営全般に関する情報及び理事会の意思の把握に努めており、10月と5月の年2回監事会を開催し、その後監査報告会において、監査結果を理事長以下常勤役員と大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている。このほか代表監事は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に毎年参加し、私学行政の現状と課題及び最新の監査事情等の把握に努めている。

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学園の業務全般及び財産の状況について監査を行い、監査結果を「監査報告書」として毎会計年度終了後、5月末までに開催される理事会及び評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

(b)課題

特になし

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a)現状

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第20条及び24条により選任された評議員26人で構成している。内訳は、法人理事長1人、大学長、短大学長及び医科歯科総合病院長の3人、法人職員のうちから4人、学識経験者及び法人の設置する学校を卒業した者18人である。なお、理事の定数は9人以上16人以内で現在12人である。私立学校法第42条（評議員会）の規定は、「寄附行為」第24条に準用し、定例会議としては年3回開催している。諮問事項として評議員の意見を聞かなければならない案件が発生した場合は、臨時の評議員会も開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は、平成25年度実績84.6%である。定例のうち、5月には前年度の事業報告や前年度決算説明、大学・短期大学の入学状況、進学状況等が、11月には補正予算、次年度事業計画、次年度予算の基本方針等が、3月には次年度の予算等について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。その他、学園広報誌の送付、入学式や卒業式の案内や5月の評議員会終了後には教職員との懇談を目的とする「ガーデン研修会」を開催しており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。以上のとおり法人の評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(b)課題

特になし

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a)現状

学園の中期構想を基に、財政の長期推計（10年間）を勘案し、毎年度の事業計画および予算基本方針を策定している。これに沿って各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から、「予算規則」に基づき、当該年度の予算要求書が財務課に提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われ、要求額を調整する。調整に際しては、経常的経費と当該年度のみ臨時経費に区分し検討を行い、臨時経費は当年度の事業計画との妥当性および重要性を勘案のうえ、真に必要とされる額を予算化している。このほか、教員の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を得て最終的な予算案となり、学外理事2名を加えた財務委員会で学外者の意見を聞いた後に評議員会、理事会に諮り、年度予算が決定する。このように学園の将来計画を基本として、事業計画に対応した予算措置が行われており、ガバナンスが適切に機能している。また「経理規定」第13条に基づき、毎年11月に前年度決算額確定による収入・支出科目の補正や年度途中における

新規事業に対する補正予算を策定し、財務委員会、評議員会の意見を聞いて、理事会で決定している。

決定した「事業計画」及び「予算」は、教授会、事務連絡会等を通じて関係者に速やかに報告されるほか、学園ホームページにおいても公開している。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、適正かつ効率的に執行することを心がけている。配分された予算の執行に当たっては、「学校法人会計基準」及び「経理規程」、「経理規程施行規則」に則り、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類および会計伝票を、財務課において精査のうえ支出している。物品等の調達は、財務課・用度管理係が「調達規程」に基づき、入札、随意契約、見積合わせ等の適切な方法により業者を選定し、経費削減に努めている。

各部署においては、会計システムによりリアルタイムで予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長への報告を行っているほか、公認会計士にも提出し適切に処理されているか監査時に確認を行っている。また、財務課において常に、現金・預金・短期運用資産・債券等の現在高を把握し、週報及び月報を作成して理事長へ報告を行っている。

以上のとおり、会計処理は、「学校法人会計基準」及び「予算規則」、「経理規程」、「経理規程施行規則」に基づき、適正に実施されている。

計算書類、財産目録等については、監事による監査により当該会計年度の経営状態を正確に表示していることが確認されている。また、公認会計士による監査においても、当該会計年度の経営状況及び財政状態を適正に表示している旨報告されている。

公認会計士による監査は、9月から5月まで行われ、平成25年度は延べ61.5人によって実施された。公認会計士による監査終了後、1年間の監査での検出事項が提出され、財務課及び関係課において検出事項について学園の対応策を検討し、常任役員会に報告するとともに改善に向けて迅速な対応を行っている。

資産管理については、「固定資産及び物品管理規程」に基づく台帳を作成し、適切に管理している。学園が保有する基本財産及び運用財産中の積立金及び資金の運用については、「寄附行為」第30条及び「経理規程」第36条に基づく「資金運用規程」により、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ有利な運用に留意するとともに、運用収入の増収に努めている。

寄附金については、文部科学省からの寄附金募集に関わる「特定公益増進法人」の証明に加え、2012年6月に「税額控除対象法人」の証明を取得し、寄附金を受けやすい環境を整えた。本学への寄附に対する税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で積極的な周知を行っている。なお、学校債の発行は行っていない。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している。

特に、財務情報は、2005年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル)を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関係者(在学生、

保護者、教職員等) から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の方にもわかり易くするため、グラフや解説付きで公開している。「事業報告書」の中では、財務の概要として資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財務比率の過去 5 年間の推移を一覧表及びグラフにより掲載し、公開している。

(b)課題

特になし

基準IVについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項

口腔医学教育の一環として、福岡歯科大学、医科歯科総合病院、口腔医療センター、キャンパス内の二つの介護保険施設など、すべての施設と協力して口腔保健・口腔介護教育を充実させている。

人事考課制度、教員の任期制により、大学運営の柔軟で多様な人事制度を構築して、活性化を図っている。

本学園の中・長期的方針を定めた「福岡学園第二次中期構想」の中で、「財政基盤の確保」を掲げ、具体的な目標を次の①～④と設定しており、財務運営のシステムは有効に機能している

①学園の自己資金である基本金等の安全かつ有利な運用と、継続的な教育研究振興基金等の計画的な積み立て。②外部資金獲得につながる取組みの推進。③高度で良質な医療の提供とともに、病院の効率化・私費料金等の見直しを行うことによる収入の増加。④業務運営の合理化・効率化等による管理的経費の抑制。

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

選択的評価基準

職業教育の取り組みについて

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

本学は、その建学の精神に「教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成する」と明確に定め、「歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成する」を教育理念とする。このように、医療・福祉に関わる専門職の人材育成とその教育研究を本学の大きな役割・機能として定め、機会のあるたびに教職員ならびに学生に周知している。

本学は歯科衛生士ならびに介護福祉士を養成する学科併設の特徴を活かし、超高齢社会のニーズである「要介護者の口腔ケア（口腔介護）」を実践できる歯科衛生士ならびに介護福祉士の育成を目的として、平成 12 年度より両学科教員の相互乗り入れ授業を開始し、現在も継続中である。また、キャンパス内に介護老人保健施設（サンシャイン シティ）および介護老人福祉施設（サンシャイン プラザ）が併設されている特性を活かして、両学科の学生合同による実践的口腔ケア実習を実施している。この取り組みは文部科学省の平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に選定され、これを嚆矢として、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（平成 20 年度）、「就職支援推進プログラム」（平成 21 年度）、「大学生の就業力育成支援事業」（平成 22 年度）、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成 24 年度）、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」（平成 25 年度）に選定され、医療福祉分野の職業人の養成を発展的に遂行している。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

本学では、超高齢社会である現状を背景に歯科衛生士並びに介護福祉士という専門職の重要性や社会的ニーズの高さ、それぞれの職種の専門性と業務の拡大、養成教育等について、高等学校からの要請に応じて大学模擬授業や進学ガイダンスに講師を派遣している。平成 18 年度からは、高校生や保護者並びに高校の教員に歯科衛生士並びに介護福祉士という職業をより身近に感じてもらうために、福岡県内はもとより、県外の高等学校に大学模擬授業を積極的に広報し、要請があれば両学科教員の日程を調整して行っている。なお、交通費等を含めた経費は本学が負担している。下表は平成 25 年度の高校への講師派遣実績で、計 15 回、両学科より講師を派遣している。

平成 25 年度 高校への講師派遣実績一覧

No	氏 名	派 遣 先	派遣期日	派 遣 用 務
1	古野講師*	福岡魁誠高等学校	5月10日 (金)	進学ガイダンス
2	堀部教授**	福岡講倫館高等学校	5月10日 (金)	進路ガイダンス

福岡医療短期大学

3	黒木助教** 前田助教**	福岡女子商業高等学校	6月12日 (水)	進学ガイダンス
4	升井教授** 貴島講師**	博多青松高等学校	6月15日 (土)	大学模擬授業
5	井上教授**	鹿屋中央高等学校 (鹿児島県)	6月18日 (火)	進学ガイダンス
6	末松准教授*	中村学園三陽高等学校 (福岡県)	6月19日 (水)	進学ガイダンス
7	高瀬教授* 石井助教**	クラーク記念国際高等学校 (福岡県)	6月22日 (土)	進学ガイダンス
8	升井教授** 貴島講師**	光陵高等学校 (福岡県)	7月4日 (木)	進学ガイダンス
9	升井教授** 黒木助教** 前田助教**	福岡女子高等学校	7月5日 (金)	大学模擬授業
10	末松准教授*	福翔高等学校 (福岡県)	10月18日 (金)	進学ガイダンス
11	石井助教**	西市高等学校 (山口県)	10月24日 (木)	進学ガイダンス
12	升井教授** 前田助教** 高瀬教授* 秋竹講師*	神村学園 (福岡県)	11月8日 (金)	大学模擬授業
13	堀部教授** 永田講師*	糸島高等学校 (福岡県)	12月13日 (金)	進学ガイダンス
14	井上教授**	鹿屋中央高等学校 (鹿児島県)	平成26年 1月21日 (火)	進学ガイダンス
15	石井助教** 前田助教**	中村学園女子高等学校 (福岡県)	3月12日 (水)	大学模擬授業

* : 保健福祉学科 ** : 歯科衛生学科

保健福祉学科では、本学の近隣の福岡県立福岡講倫館高等学校との連携事業として、平成16年度に介護老人福祉施設「サンシャイン プラザ」において、半日の施設体験学習を実施した。福岡講倫館高等学校総合学科1年生が施設介護について体験し、個人と地域との関わりについて理解を深め、社会奉仕の精神を身につける「総合的な学習の時間」として毎年実施され、本学保健福祉学科の教員が指導している。平成18年度には高大連携の一環として、同校の訪問介護員養成研修2級課程（基本介護技術：延べ10時間）のコースに保健福祉学科の教員4名を派遣した。

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

歯科衛生士、介護福祉士ともに国家資格であり、それぞれの養成所指定規則に示される指定基準を満たしている。

歯科衛生学科は、歯科衛生士学校養成所指定規則の定める教育内容(修業年限3年、計93単位)に準拠したうえで、本学の特色である口腔介護教育を含むカリキュラム(計104単位)を策定している。歯科衛生学科の専任教員(学長を含む)は12名で、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師7名および4年以上の臨床経験を持つ歯科衛生士4名を含む。専任以外には、福岡歯科大学教員の兼任講師および外部の非常勤講師を併せて60名が講師を務めている。また、臨床・臨地実習では、福岡歯科大学医科歯科総合病院の臨床系教員ならびに歯科衛生士が臨床実習指導を行い、2つの介護保険施設では常勤の歯科衛生士各1名のほか介護福祉士が口腔介護実習の指導を行っている。

保健福祉学科は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の定める教育内容に準拠したうえで、口腔ケアおよび医療的ケアを含むカリキュラム(計73単位)を策定している。専任教員は8名で、介護福祉士2名、社会福祉士1名、看護師1名、管理栄養士1名、医師1名を含み、いずれも5年以上の実務経験を有している。専任以外には、福岡歯科大学教員の兼任講師と非常勤講師を合わせて19名が講師を務めている。介護実習では、学園内の介護保険施設のほか、他施設にも実習を委託している。

基準(4) 学び直し(リカレント)の場としての門戸を開いている。

超高齢社会を迎え、要介護者が増加している現在、健康高齢者が要支援あるいは要介護状態になることを予防する介護予防への取り組みが急務であり、特に摂食・嚥下や発音などの口腔機能の向上は、誤嚥や窒息、肺炎、低栄養や脱水などの重篤な状態となることを予防し、会話やコミュニケーションの向上を通じてQOLの改善にも繋がる。また、介護予防を通して医療費や介護費の削減効果も大いに期待できる。しかし、口腔の健康管理や歯科医療を担う歯科医師・歯科衛生士で、高齢者や要介護者に対する口腔介護や口腔機能の向上支援を実施できるものが不足しているのが現状である。

本学は、平成20～22年度に文部科学省の補助事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定され、歯科衛生士有資格者を対象とする「歯科衛生士の口腔機能向上スキルアップ講座」を開講し、91名の歯科衛生士が受講、88名が無事修了した。補助事業終了後も受講希望の問い合わせが多数みられたため、福岡県歯科医師会ならびに福岡県歯科衛生士会の後援を受け、平成23年度より歯科衛生士ならびに歯科医師を対象に、「口腔介護スキルアップ講座」として有料のセミナーを継続実施している。このプログラムは、口腔ケアや口腔機能向上支援のスペシャリストを講師に招聘し、専門性を活かしたオムニバス講義と、受講者相互の実習により構成しており、本学からも歯科衛生学科教員が講師および実習講師として参加している。また、専攻科学生に授与できる本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の取得に本講座の修了を要件としており、24年度は8名が、25年度は24名が修了している。

口腔介護スキルアップ講座受講者数と修了者数(人)

平成年度	受講者	修了者
21	48	47
22	43	41
23	28	25
24	49	27【8】
25	47	47【24】

(平成21・22年度は文部科学省の補助事業)

【 】内は専攻科学生数で内数

基準(5) 職業教育を担う教員の資質(実務経験)向上に努めている。

歯科衛生学科の歯科衛生士専任教員4名は、全国歯科衛生士教育協議会が主催する専任教員講習会Ⅰ～Ⅵに毎年1～2名が交替で受講し、カリキュラム作成や教育方法に関する研修を受けている。現在のところ4名のうち1名が全コースを修了し同協議会認定の「歯科衛生士(教育)」の有資格者である。また、日本歯科衛生学会や日本歯科衛生教育学会等に所属し、学会発表や論文発表も継続して行っている。その他の教員も、日本歯科衛生教育学会および歯科の種々の専門学会(日本歯周病学会、日本口腔外科学会、日本矯正歯科学会など)に所属し、学会発表や論文発表を行っている。また、キャンパス内の2つの介護保険施設入所者に対する口腔ケアや口腔機能向上支援を実践し、実務経験を積んでいる。歯科医師の教員は、福岡歯科大学の母講座での研究活動や福岡歯科大学医科歯科総合病院内の専門診療科において、週に1日は学生の臨床実習の指導を兼ねて診療業務に従事し研鑽を積んでいる。

保健福祉学科では、介護の専任教員4名が「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3つの領域を、各専門に応じて介護教員講習会(全国介護福祉士養成協議会主催)を受講し修了している。また、地域の老人会(約30名)を対象とする地域交流活動として、毎月1回、両学科の教員全員が講師を務める「おしゃべりつく会」を保健福祉学科教員が中心となって企画・運営し、交流活動を通じて介護福祉分野の研鑽を行っている。さらに、介護老人福祉施設サンシャインプラザにおいて、“キャリア形成訪問指導事業”として研修セミナーを年間10回程度開催し、介護職員の育成とともに専任教員の研修活動の場となっている。

基準(6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

本学では、入学者全員が卒業して国家資格を取得することを目標とする職業教育を行っている。その教育効果の測定は、入学した学生数とその卒業年度の卒業生数、および歯科衛生学科では国家試験合格者数の割合をみることによって職業教育の効果を測定することができる。

下表は過去5年間の歯科衛生学科入学者数とその卒業年度の卒業生数、国家試験合格者数を示す。()内は1年次学生数を100とする割合(%)を示す。

平成19年度から23年度までの入学者数は74～93名で、5年間で合計418名であ

った。各年度の入学者が3年後に卒業した人数は62名～88名で計381名であり、入学者数に対する卒業生数の割合は91.1%であった。また、国家試験の合格率は21年度～23年度は100%合格を達成したが、24年度は1名が不合格、25年度は3名が不合格であった。したがって、過去5年度にわたる入学者418名のうち国家資格取得を達成したものは377名で、その割合は90.2%であった。

表 歯科衛生学科入学者数に対する卒業生数の割合

入学年度 (平成)	入学者数 (人)	卒業年度 (平成)	卒業生数 (%)	国家試験 合格者数 (%)
19	84	21	75 (89.3)	75 (100.0)
20	86	22	76 (88.4)	76 (100.0)
21	74	23	62 (83.8)	62 (100.0)
22	93	24	88 (94.6)	87 (98.9)
23	81	25	80 (98.8)	77 (96.3)
計	418(100)	—	381 (91.1)	377 (90.2)

この結果から、歯科衛生学科の職業教育の成果は十分に上がっていると考えられる。しかし、学生全員が国家資格の取得に向けてモチベーションを高く維持できるように、初年次の早期から歯科衛生士の職業観を抱かせ、近い将来の自分自身の歯科衛生士像を描くことのできる職業教育を模索していきたい。

保健福祉学科について、過去6年間の入学者数とその卒業生数および国家資格取得者数を下表に示す。平成19年度から24年度の1年次学生数は最少16～最多35名で合計160名であった。平成21年度は最少で、その後は幾分増加傾向にあるが入学定員の充足には至っていない。各年度の1年次学生数を合計すると160名で、2年後に卒業したものは150名(93.8%)で、介護福祉士国家試験免除のため国家資格取得者は同数の150名であった。したがって、過去6年度にわたる1年次学生160名のうち国家資格取得を達成したものは150名で、その割合は93.8%であった。

表 保健福祉学科入学者数に対する卒業生数の割合

入学 年度 (平成)	入学者数 (人)	卒業 年度 (平成)	卒業生数 (%)	国家資格 取得者数 (%)
19	27	20	24 (88.9)	24 (100.0)
20	25	21	24 (96.0)	24 (100.0)
21	16	22	16 (100.0)	16 (100.0)
22	32	23	30 (93.8)	30 (100.0)
23	25	24	23 (92.0)	23 (100.0)
24	35	25	33 (94.3)	33 (100.0)

福岡医療短期大学

計	160(100)	—	150 (93.8)	150 (100.0)
---	----------	---	------------	-------------

この結果から、保健福祉学科においても職業教育の成果は十分に上がっていると考えられるが、入学者全員が国家資格を取得できるように、職業教育のモチベーションをさらに高く設定しつつ、専門基礎並びに専門科目の教育の充実を図っていきたい。

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価報告書の概要.....	18
3. 自己点検・評価の組織と活動.....	19
4. 提出資料・備付資料一覧	22
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	33
基準Ⅰ-A 建学の精神	34
基準Ⅰ-B 教育の効果	36
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	45
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	50
基準Ⅱ-A 教育課程	52
基準Ⅱ-B 学生支援	64
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	84
基準Ⅲ-A 人的資源	86
基準Ⅲ-B 物的資源	92
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の資源.....	95
基準Ⅲ-D 財的資源.....	98
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	109
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	111
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	113
基準Ⅳ-C ガバナンス	116
【選択的基準評価 2 職業教育の取り組みについて】	121